

であるから此地を捨て他に求めるのはよろしくないと、王はこの議に従つて遂に第二岡に遷すことに決し、舊陵を破り玄宮を啓ひらいて見ると水氣などは少しもなかつたので、上疏に水氣があるなど、出鱈目を云つたのを不都合であると憤つたが、兎に角遷葬することにしたのであるからと云ふので、遂に遷葬したのである。

#### 6 長陵遷葬

李朝二十一代の王英祖七年(一七三二)に十六代仁祖の長陵を坡州の北雲川里から交河の舊治に遷葬した。英祖は、從來幾回となくこの長陵が風水土よろしくないと云ふ相臣の上疏に依つて遷葬を乞はれたにも拘らず、風水説などに依つて遷葬すべきものでないと、元來風水に信を措かなかつたので、之を聽許しなかつたのであるが、相臣だけでなく左議政李準等が陵上に蛇虺が群を成して居り、且つこの陵を造營した當時の役僧が嘗て『正穴を棄て、蛇穴を用ゐた』と云ふ歌謠を作つたことがあつたが、それが正に的中したから是非とも移さなければならぬと建白した爲めに、英祖も是に於て心動き右議政趙文命に命じて之を審査せしめ遂に移葬したのである。

#### 7 健陵の遷葬

李朝第二十三代純祖の二十一年(一八二二)に二十二代正祖の陵を華城(水原)の舊郷校の基地に遷葬し

た。この遷葬は領敦寧金祖淳の上疏に従つたものであるが、それが風水信仰から出たものであることは勿論である。その上疏を見るに、

『臣於健陵宅兆之事。常有所憂懼菀結食息不敢忘者。昔朱文公議永阜陵狀曰。古人之葬必擇其地而卜筮而決之。不吉則更擇而再卜焉。近世以來卜筮之法雖廢。而擇地之說猶存。其或擇之不精地之不吉。則必有水泉螻蟻地風之屬。以賊其内使其形神不安。而子孫亦有死亡滅絕之禍。甚可畏矣。凡擇地者必先論其主勢之強弱。風氣之聚散。水土之淺深。穴道之偏正。力量之全否。然後可以較其地之美惡。凡此皆議狀之要旨格言。而可以爲萬世葬親者龜鑑也。臣竊嘗以文公之言潛心默驗。則健陵宅兆之大段憂悚。不可以爲千萬年之圖者明矣。伏乞下臣此章令大臣卿宰雜議而審處之。』(增補文獻備考卷七十一)

とあつて、朱喜の風水的葬論に依據して遷葬を強調したものである。

猶ほ「健陵遷奉部監儀軌」にはこの遷葬に就て詳細な記事を載せてゐるがそれに依れば、この遷葬は純祖の二十一年(一八二二)正祖の妃である孝懿王后が薨じたので、將に之を健陵に附葬せむとするや、かねて健陵の地が吉地でないと云ふ説論が少なくなかつた矢先であるので、遂に金祖淳の遷葬上疏となつたのである。だからこの上疏の大意は「懿孝大妃を健陵に合附されると云ふことであるが、この健



陵に就ては自分は前から憂惧して居たのであるから、この際敢て萬死を冒して愚見を上る。自分は葬墓に就ては知識のある譯ではないが宋の朱文公の葬狀に依れば云云である。處が健陵は岡麓殘慢で磅礪蜿蜒の意を欠いて居るから主勢の強弱は論ずるに足らぬ。又その形局平露にして拱護遮障の勢がないから風氣の聚散も話しにならぬ。塋域は全く補築に依つたものでしかも沮洳四時乾かないから水土の淺深も論ずるに足らぬ。横落の支輔弼なくして單行右に逼りて高く左に傾いて陥没して居るから穴道の偏正も問題にならぬ。龍虎備らず案對眞ならず禿城高舉巖石嶮岨、廣野直連、大川經走、則ち力量の全否も論外である。封莎の崩縮止まず濕地に蠕虫の蟻息多きなどは勿論のことである。だから健陵の吉地でないことは朱文公の葬論に照して明かである。かく云ふは私一人のみでなく、健陵封陵以來心ある士大夫は皆ひそかに憂いて居り、術者や民間の噂、とり沙汰も尋常ではなかつた。つまり健陵を吉地でないとするのは舉國一致の意見である。然るに今まで黙して居たのは陵は至重のものだから、皆慎重に考へて居たのであるが、今大妃の薨去に當り、之も亦健陵に拊葬されると云ふ議あるを聞いては最早黙すべきでないから萬死を冒し意を決して上疏するのである。」と云ふのであつた。

そこで王はこの上疏を納れ、諸臣をして遷葬すべき吉地を撰定させた。この遷葬吉地選定の會議に於て論議した者は二三に止まらない。韓用龜曰「私は交河(京畿道坡州郡瓦石面)の長陵齋室の後及び

華城(京畿道水原)の舊卿校基を見て來た。元來堪輿の術には全然素人であるが、山勢の雄偉なること、穴星の豐厚なること、龍虎の拱抱、案對の明麗なる點は兩地とも同等な吉地と思はれる。且つ相地官の云ふ處も亦同様で皆立派なものだと云ふだけで敢て甲乙をつけない。たゞ南陽進だけは華城の方が交河に較べて品格が上であると云ふ。だから華城に定められてはどうであらうか。」金載瓚曰「私は韓說に賛成する。然し王から地師達を召して實地に御詢ひになり、其上兩處の取捨を王窮ら斷定された方がよいであらう。」南轍曰「私も堪輿の論には達して居ないが、凡眼の見たところ、交河も雄深秀麗、華城も安穩豐厚ともに大吉の地であると思ふ。又諸卿もさう云はれ、且つ地相官達もさう云ふのであるから、この兩地を候補に定めることには皆異議なしとして、さてその何れに定めるかであるが、之を一般民言に徴するに皆、若し華城に吉地があつて其處へ遷葬され、ば之に越したことはない」と云つて居る。」金祖淳曰「私は交河に二回、華城に三回往復してつぶさに之を實視した。その時その土地の人々は諸地師の言に徴しても皆上吉の地であると云ひ、華城がもし交河に及ばないのならば問題はな

いが、華城がこんな立派な吉地であるから……と云つて居たが、この言葉から察すれば人情は華城に向つて居る。」南轍曰「近日以來會ふ人ごとに、山陵はどこに定まつたかと聞かれるが、その人々は皆若し華城に吉地があればよいと希望して居た。即ち華城を望むのは衆口一辭である。」遷陵都監堂



上金履陽曰『右説に賛成』山陵都監堂上李相瓚曰『右説同感』禮曹判書金魚散曰『右同感。殊に正宗王はこの華城に由緒深くあらせられたのであるから華城に定められたならばこの上もないことです。』そこで王は『卿等の言既にさうであり、相地官も大吉なりとなし交河に勝るとも劣らぬと云ふのならば更に他議あるべきでない。華城の舊卿校基に完定して可なり。』と斷定したのである。

この正宗が華城に由緒深しと云ふのには聞くも哀れな一つの歴史物語がある。それは正宗王の父は莊献世子であるが、この莊献世子は父英祖の逆鱗に觸れて投獄せられ、王子としてあられもなき獄舎の露と消えられたのである。その時正宗は歳十二、孤兒として父君の非命に斃られた事を如何に痛切に哀しまれたであらうか。時は流れてそれから十四年の後英祖王が薨去するや、そのあとを襲ふて正宗は王位に即いた。そこで正宗は早速父莊献の陵墓を楊州の拜峰山から華城にある花山の靈域に移し、終始この地に行幸して參謁しながら熱き涙をしばられたのであつた。この父に對する哀戀の情がつるに從つて正宗の心中には遂に此の地に遷都せむとするの念が湧出した。そこで地師をして先づ八達山に地を相せしめて行宮を造營し。後ち八達山に從つて城廓を定め、北部に水田たるべき沃野を置き、萬石渠と云ふ貯水池を掘らせて旱害に備へ、更に西部に長堤を築いて祝萬堤と稱し、東部に東湖、南部に南池を穿ちて水利を計り、且つ毎年春秋植樹播種した。(楓、萬年枝、松、枳子、桑、栗、橡、李、

桃、杏、柳、蓮等を夥しく植へたのである。)この城廓は三年の後に完成したが、落成と共に正宗が薨じたので遷都はこゝに事止みとなつたのである。(酒井政之助氏著「水原」に依る。)

#### 8 骨の色を見て移葬す

朝鮮には從來入葬後一年乃至三年目に「退棺」と稱して埋葬せる棺を掘り出し、最初埋葬時に使用した七星板や麻布等の死體をついひものを新しきものととりかへる事がある。(古いものは焼き棄て、しまう)、その際もしその骨の色が赤味を呈するか、黄色味を呈する(概してあめ色)時は何れもその土地が吉地で生氣がある所となし、そのまゝ再び埋葬するが、若しその骨の色が白か、黒、青等の色に變じて居れば、この地はよろしくないと云つて他に移葬する。所に依つてはこの骨色検査を二三次乃至四五回も繰返して見るものがある。而してその色がよろしからず、他に吉地を求めて改葬する時には三月と九月と二月だけ「三九不動塚」と云つて移動を忌むのである。もし之を犯す時には災害を被ることがあると云はれて居る。

#### 9 改葬を奨むる者

墓地風水の影響に依て子孫が繁榮し、また没落すると信ぜられて居る處では、この改葬移葬に依つて衣食をなす者も出て來ることは自然である。大正十一年八月十六日全羅南道羅州警察署からの報告





墓地改修

に依れば、全羅北道高敞郡梧山面上坪里文時榮(六五)は自ら風水師と稱して墓地に關し巧言を以て金圓を詐取したが、それは改葬を種にしてあつた。即ち彼は大正十一年十二月頃羅州郡平洞面連山里羅鍾昂方に行き、自分は風水師で墓地の設置に關し、その箇所の良否を選定する者であるが、元來墓地選定は頗る重大なことで、若し不良な所に墓地を設置せむか必ずや一家は滅亡するものであると言語巧みに説いたので羅は直に自己祖先の墓地選定方を依頼するや、彼は暫く黙考の上羅州郡老安面伏岩里附近の山中が最も適當な地であるから直ちに其處に改葬するがよいと告げ、その謝禮金として金拾圓を羅から申受けた。又彼は同年三月頃、前記の方法で羅州郡老安面甘亭里朴泰老を説き、同人の祖先の墳墓としては務安郡林谷面僧達山が最も

適當な處であるとして、其所に改葬を爲さしめ、その謝金として金二百圓を騙取した。又同年四月頃羅州郡平洞面月田里金良先方に往き同一方法を以て金を説き、改葬すべき墓地の選定をすることになつたが、金良先がその謝金何程かと問ひしに對し五十圓を提供せよとの事、處が金にはそれだけの大金がなかつたので遂にその選定を破約したとの事である。

10 改葬して七兒を出生し資産を増す

今から約五十年前慶尙南道晋州郡寺奉面風谷里に住む鄭慕汝なる者は風水師を連れて山野を廻り、同里飛鳳山に吉墓地を選定して先祖の遺骸を此處に改葬したる處、繼いで子息鄭象煥外七名を出生し、猶ほそれより資産家となつたと稱されて居る。(昭和四年)

この改葬移葬の風は今猶ほ盛んに一般民間に支持され、子爵尹某が吉地を全北を求めて移葬し、中樞院參議玄某が光州に數萬金を投じて改葬した如きは、最近の出來事としてその地方民間に喧傳されつゝあるに徴しても知られるであらう。



## 第四章 墓地風水信仰の影響

## 第一節 墓地風水信仰の概観

朝鮮に於ける墓地風水信仰は從來深く且つ汎く民間にその勢力を張り、生活上への影響また決して些少なものでないのである。即ち墓地風水の如何は直ちに子孫盛衰の分るゝ處なりとなし、従つて之が選定に當りては家産を盪盡するも敢て辭せざるのみならず、爲めに鬭争、罪科を犯す者が多く、日韓併合前に在りては墓地に關する係争犯罪一日として之なきことなかつた有様であつた。そこで併合の翌々明治四十五年新に墓地規則を發布して、斷然朝鮮舊來の墓地慣習を排し共同墓地使用の制度を施行した。之が爲め墓地に關する犯罪係争は表面著しく減少したが、以後ひそかに暗葬するの風と、朝鮮古來の風俗慣習を餘りに無視したと云ふ處から、新政に對して不平不満の觀念を醸成した。是に於てか當局も民情慣習の實況に鑑み、大正八年墓地規則を改正して墓地の新設手續を緩和したが、猶未だ舊慣に固執して、墓地を風水に依つて處理せむとするの風は決して劣へて居ないのである。以下少しく各地方の實況に就て之を觀察することとしよう。

## (一) 京畿道の墓地信仰

本道人の墓地に對する信念は甚だ深厚なるものあり、殊に古來の迷信として墓地の適否は一家の存亡及び子々孫々の禍福に繋るものとなし、之が設置に關し家財を蕩盡するも敢て辭せざるのみならず、従つて適地を發見せば萬難を排して此處に埋葬せむとするの慣習あるを以て幾多の紛擾を醸すと屢々あり、延て衛生を害し、風教を紊る事多く、且つ國家經濟に及ぼす所尠くない。故に明治四十五年墓地規則の發布せらるゝや、京城府内は其年九月一日より其他の地域には大正三年三月より之を施行した。該規則に依れば特別の場合を除くの外は總て共同墓地に埋葬せしむるものとし、各府面洞里に之が經營を行はしめ、其の墓地は主として國有山林野の無償讓與に依り漸次其の設備の完成を期し、之が取締を勵行し來つた。然し永年の經驗によれば該規則は鮮人の習俗に合致せざるを以て徒らに事端を滋からしめたるの嫌あり、仍て大正八年その規則改正され、鮮人舊來の慣習を認むると共に各種の制限を寬にし、諸般の手續を簡にせらるゝや規則改正前に於ける（大正八年の改正規則）墓地の數は共同墓地一千七十一箇所、此の面積一千四百三十四町歩餘。私有墓地二百七箇所、此の面積五百餘であつたが、大正十二年末には共同墓地一千七十六箇所、此面積一千四百三十八町歩餘。私有墓地一千六十八箇所、此面積五千七百八十三町歩餘を算するに至つた。尙ほ朝鮮に於ける慣習として従



來火葬を行ふもの更になく、傳染病の死體と雖も總て之を土葬に付して居たが漸次火葬の習慣を馴致し、舊來の弊風を改善せしむことを期して居る。然し火葬場は僅かに十ヶ所を有するに過ぎない。(筆者註、この火葬場は主として道内居住内地人の使用するもので朝鮮人には餘り使用されて居ない。)

(大正十三年「京畿道要覽」)

### (二) 全羅南道に於ける墓地規則改正後の狀況

全南に於ては大正八年墓地規則改正せられ單獨墓地の設置を認められたるに依り鮮人一般に之を喜び爾來私設墓地を新設せむとする者漸く多からんとする狀況にして、又以て同規則改正に對する反響と見るべし。然れども中には右改正の趣旨を誤解し、恰も從來の規則は全然撤廢せられ墓地規則制定前の狀況に復せるが如く思料し埋葬の認許を受けずして若しくは墓地以外に屍體を埋葬するが如きもの尠からず。又共同墓地に埋葬したる屍體を擅に他に改葬し漸く整備に近かんとせる共同墓地を荒廢に歸せしめんとする傾向あるに付、一面鮮人の慣習を尊重して手續の簡易を期し規則の運用に注意しつつあり。規則改正後大正十二年末までに許可したる單獨墓地十五、届出墓地五十一にして、其の數僅少なるは林野整理未了の爲め林野に對する所有權確定せざるに依るものと思料せらる。共同墓地の總計は二千百七十七個所なり。(大正十三年「全羅南道要覽」)

### (三) 全羅北道の墓地狀況

全北管内に於ける共同墓地は其數一千百三十七、私設墓地八百八十七にして、火葬場は未だ普ねならず、群山、全州、裡里、井邑の四箇所過ぎず。(この四箇所とも内地人の多き所である。筆者註)之等に對する取締の徹底を期し迷信打破に努め特に共同墓地に對しては手入れ及び植樹等を勵行せしめ設備の改善を計り一般に之が利用の風を馴致せしむることに努めつつありしが、因襲の久しき迷信は容易に改め難く、今尚ほ共同墓地を嫌忌するの狀況にて、墓地以外の地又は他人の墓地に擅に屍體或は遺骨を埋葬(偷葬と云ふ。筆者註)したるもの、大正十三年中百七十一件、同十四年中二百六件、大正十五年(昭和元年)中百七十八件、昭和二年中二百二十二件を出したり。(昭和三年「全羅北道要覽」)

### (四) 忠清南道墓地狀況

大正八年墓地規則改正せらるゝや、朝鮮人上下を通じ頗る喜悅せるが、祖先又は配偶者の墳墓を有せざる者及び下層民にして土地を所有せざる者は此の恩惠を蒙る能ざるを以て、依然暗葬を敢てするものあり、或は全然墓地規則の廢止せられたるものなりと誤信し、隨意隨所に墓地を設置する者などありたるを以て、大正十一年各警察署一齊に取締を実施したる處違反件數實に四千百餘件の多數に達



し、之を一々處罰するに於ては更に大正八年の如き不詳事（獨立萬歲騷擾事件のこと、筆者註）を惹起せしむるの虞ありたるを以て違反者に對し懇々將來を誡め爾後決して斯る違反行爲をなさざる旨の請書を徴して整理したる結果漸次之等違反者の數を減ずるに至れり。（昭和二年「忠清南道管内狀況」）

#### （五）忠清北道地方の墓地狀況

此地方では墓地規則改正後從來一定の墓地なきものは共同墓地に埋葬せしむる事になつて居るが、一般に共同墓地に埋葬することを嫌忌し、許可なくして新墓を設置したり、又他人の土地に私かに暗葬するものが決して尠くない。この暗葬の多い事實は死亡率と埋葬許可證下附數との差が多いこと及び山野の所有主からの告訴多きに依つて知ることが出来るのである。かうした暗葬は墓を他人のものと同一地域に葬むれば子孫に不幸があり族滅の厄があると信ずる處からである、又一般に火葬を忌み、傳染病で死んだ者でも決して火葬にしない。沃川郡の富豪某は道評議員もした程の開化人であるが、父が京城セブランス病院でチブスを療養中死亡するや、その屍體を一車買ひ切りで汽車に載せて自宅まで運び埋葬した。經費などは問題にしないのである。（昭和三年忠清北道出調）

#### （六）慶南蔚山地方の墓地狀況

此の地方は朝鮮の他地方より一層甚だしく、墓地風水に心を痛める。だから山と云ふ山の見晴しよ

き處、日當り良き處は、其處が誰れの所有地であらうが、一向おかまひなしに墓地を作り、又地師とか、物知り顔の人から吉地であると聞けば、直ちに其處に祖先の遺骨を掘り出して移葬する。この許可なくして新設したり、又は暗葬したりした事が知れば、罰金の處分を受け、直ちに改葬させられる事は充分承知して居るが、そんな事は何とも思つて居ない。兎に角萬難を排して吉地に祖先の墓をつくり、之に依つて大金持か、高官になり、又は家運隆昌、子孫繁殖せむことを希ふ者が、その跡を絶たない有様である。（罰金を出すことは大官になる爲めの資本の如く心得て居るから仕末がつかない。）（昭和二年慶南出調）

#### （七）咸鏡南道の墓地信仰

本道は古來墳墓に關する迷信的風習ありて、墓地の選定に就ては、地觀又は風水と稱し、人間に人相觀あるが如く、地相を觀るを業とする者あり、之等の觀相に依りて選べる地に對しては、全財産を投じて之を自家墳墓の地と定めむとし、若しその財なくして思ふに任せず、且又希望の土地を入手する能はざる時は、その土地所有者の知らざる間に該地に私かに暗葬して、その目的を達せむとする風あり。然るに明治四十五年墓地規則發布せらるゝや、餘儀なく共同墓地に埋葬する者ありしが、大正八年、その規則改正され、私有墓地の設置を認めらるゝに至るや、従前の如く舊慣に囚はれて、共同墓地以外に埋



葬する者尠なからず。これ蓋し墳墓の位置如何は、家運の榮枯盛衰に大なる關係ありと信ずる處より來るものにして、この信仰は他の各道に於けると異なることなし。(大正十三年「威鏡南道要覽」)

(八) 忠南公州地方の墓地信仰

公州地方では墓地に關して次の如き信仰がある。朝鮮は墓地風水に依らなければ開運の出來ない邦であり、風水に依つて吉地を定むれば開運の出來るのが朝鮮の地勢であり、朝鮮の特色であると。又此地方では墓地の左岡即ち青龍は文武顯官を司どり、右岡即ち白虎は多子財富を司ると信じて居る。猶ほ優れて立派な吉地は、單に風水師の選定のみで、見つかるものでなく、陰徳を積めば天から與へられるものであると云ふ信仰がある。公州の富豪金某は太田の地師から萬名の人命を救へば子孫繁榮顯貴に登るべき山(墓地)が天然に見つかると思はれ、それからと云ふもの各種の救濟事業に盡力したと云ふことである。(昭和三年出調)

(九) 平安南道の墓葬信仰

信 仰

- ① 地形の惡しき墓地に死體を埋葬せば子孫繁昌せず。(江東・安州・中和・徳川・成川・平原)
- ② 墓地の方位惡しきときは子孫繁昌せず。(江東・順川)

- ③ 墓地の地形、地質等良好なれば子孫出世し、且つ致富、繁昌す。(江東・安州・中和・成川・平壤)
- ④ 先きに埋葬しある墳墓の後方に埋葬するときは、前者の子孫に不幸あり。(江東)
- ⑤ 埋葬を六日、十六日、二十六日に爲すときは、子孫全滅す。(江東)
- ⑥ 幼兒の死體を棺に納め、鄭重に埋葬するときは、他の幼兒も全滅す。(孟山・寧遠・順川)
- ⑦ 幼兒の死體を東南向の日當り良き場所に埋葬するときは、他の幼兒も死亡す。(孟山)
- ⑧ 普通死後四日目に埋葬するを例とするも、若し當日が死者の十二支と同一の十二支に該當するときは之を避ける。若し當日埋葬せば子孫破滅す。(寧遠)
- ⑨ 埋葬の際穴を深く掘れば次男の子供殖え、何れも金持となる。(寧遠)
- ⑩ 墓地の位置の良否に依つて、其の家族に禍福來る。尙不良なれば婦女妊娠せず、又病氣起る。(寧遠)
- ⑪ 墓地に對面せる所に水車を建設するときは、死體若は遺骨に糠附着するとして建設せず。(寧遠)
- ⑫ 寺の醬油甕を置きたる下に、密かに風水師をして方位を定めしめ埋葬せば、遺族は大臣となり、且つ寺には佛像も姿を隠し、僧は全滅す。(寧遠)
- ⑬ 家庭に災厄生ずれば、墓地の位置不適當なるが爲なりとて、遺體を發掘して之を検し、遺骨が



黄色を帯び美麗なれば、災厄の原因は墓地に非ずとし、黑色其の他に變色せば、原因は墓地不適當なりと斷定し、密かに暗葬するものあり。(大同・徳川)

14 死體を火葬するときは靈魂消滅し、子孫繁榮せず。(大同)

15 埋葬場所の適當ならざる墳墓に、墓參及墓修繕を行ふときは、必ず近親者死亡すと稱し、放任して殆んど無縁墳墓の状態に置く。(大同)

16 墳墓に接近して植樹し根が死體に侵入するときは子孫に悪影響あり。(龍岡)

17 墳墓の後方に道路ありて人絶えず通行するときは、墓を踏む爲に子孫滅亡す。(成川)

18 改葬に際し、棺内より煙様のもの立上る時は、子孫に不幸來る。(成川)

19 祖父母竝に父母の死體を共同墓地に埋葬するときは、子孫繁榮せず。(陽徳)

20 長男、長女の死體を共同墓地に埋葬するときは、順次生じたる子は死亡す。(陽徳)

21 墓地より急流の河川望見せらるゝ所に死體を埋葬せば、其の子孫必ず貧困に陥る。(陽徳)

22 墓地の附近に人家あるときは、死者の頭を人家の方向に向け埋葬せば、子孫繁榮せざるのみならず、廢家に陥り、又自宅の方向に向け埋葬せば、家庭に紛議を惹起す。(陽徳)

23 傳染病又は肺結核にて死亡したる者の、墳墓の上に笠を冠せ置くときは、絶対に傳染又は遺傳

せず。(陽徳)

24 共同墓地と私有墓地を問はず、乞食其の他行旅病死者を埋葬するときは、禍ありとて之を嫌ふ。(价川)

25 埋葬したる屍體中に樹根が這入れば、其の家族に必ず其の通過したる部分不具となると、植樹を嫌忌す。(江西)

26 麻疹に罹つて死亡したる者の死體を菰に包み、繩にて松の木に吊し置き、一日經過埋葬するときは、爾後罹病者あるも輕症にて全治す。(徳川)

27 惡しき土地に埋葬すれば、棺に入れたる死體が棺を破りて飛出す。(鎮南浦)

28 埋葬して十年以内に改葬するを可とし、十年後に改葬すれば家族に禍あり。(鎮南浦)

29 家門衰へ又は不具の子供生るゝは山禍ありと稱し、墳墓の改葬を爲す。(鎮南浦)

慣習

1 死亡者大人なるときは、必ず四日若くは八日目に葬式す。(江東)

2 小兒の埋葬は即日之を爲す。(江東)

3 火葬は慘酷なりとて之を嫌ひ、埋葬を爲す。(孟山・鎮南浦・安州・寧遠・龍岡)



- 4 小兒の死體は納棺せずして藁に包み、陰地に埋葬す。(孟山)
- 5 葬式に際し途中難路又は橋梁上に來るや、棺擔ぎ人夫等は前進せず、同一箇所を左右に旋廻して暗に酒代を請求し、喪主又は近親者は其の都度若干の酒代を與ふ。(鎮南浦)
- ⑥ 夫婦は之を合葬す。(鎮南浦・安州)
- 7 墓地の選定を巫女に爲さしむ。(鎮南浦)
- 8 子供の死亡するは不孝者なりとして、特に葬儀を粗惡にし納棺せず、菴叭等に入れ二十四時間を待たずして埋葬す。(鎮南浦・龍岡・陽徳・順川)
- 9 墓地の手入は寒食(舊二月末頃)、清明(舊八月十五日)に於て實施す。(鎮南浦・大同・江西)
- 10 墓地の撰定を風水師に依頼し、山勢と稱する著書に依りて撰定す。(安州・中和・寧遠・順川・价川・江西)
- 11 墓地は南に面し、東西に突出したる龍の形を爲せる山脈を最も適當とす。(中和)
- 12 自己の墳墓の四方五間以内の地に、他人の埋葬者あるときは、墳墓の妨害なりと稱して之を嫌ふ。(中和)
- 13 祖先の墳墓が不適地に在るときは、他に暗葬す。(中和)
- 14 子供の死體は法定期間經過後直ちに埋葬するも、父母及祖父母に對しては、死亡後五日間位經過して埋葬す。(寧遠)
- 15 尊族の墓地は相當尊崇し祭祀を行ふも、卑族に對しては然らず。(大同)
- 16 父母及祖先の墳墓に近き處、殊に其の後方(高所)に他人の死體を埋葬するを甚だしく忌む。(大同)
- 17 埋、改葬の日時及場所方角を撰ぶ、家族は同一場所に埋葬を好む。(龍岡)
- 18 埋葬後滿三箇年以上を經過せば「セメント」又は「石灰」を以て遺骨を覆ひ、之が保存を確實にする。(徳川)
- 19 葬祭當日友引なるときは、後日多數の者死亡するとして絶對此日に行はず。(成川)
- 20 成年者が死亡したるときは成服日に埋葬すると稱し、死後四日目に埋葬す。(成川)
- 21 死亡者の生年月日と、埋葬する者の生年月日と、埋葬の日を合せ不適なる日あり、依つて不適なる生年月日の者は埋葬に参加せしめず。(成川)
- 22 重復殺として一月、四月、七月、十月の寅・申・己・亥・二月、五月、八月、十一月の子・午・卯・酉、三月、六月、九月、十二月の辰・戌・丑・未の該當日に死亡者ありたるときは、續いて死者を出すとして、埋葬の際棺の板に「六庚天刑」と朱書し之を豫防す。(成川)



- 23 幼少者の墳墓は輕視し埋葬後殆んど手入れを爲さず。(成川)
- 24 古來より奇數日を選び、埋葬するの慣習あり、又小供の埋葬は犬猫同様捨物扱とし、死亡するや直に埋葬して土盛を爲さず、石を僅かに盛るの慣習あり。(价川)
- 25 死體を火葬に附する時は、子孫繁榮せずとて之を嫌ふ。(价川)
- 26 十歳以下の幼児の死亡に當りては殆んど之を顧みず、共同墓地葬場の如きも、自己割讓區域を撰ぶ等のものなく、他人に托し埋葬する爲、父母と雖も埋葬場所を知らざる風あり、故に祭祀も亦行はず、(江西)
- 27 幼にして引續き二兒三兒を失ひたるものあるときは、生母の實家の兄弟に相當する者、死兒の父母に知られざる様にして、百日以内に埋所三箇所を轉ずれば、其の後の子は發育良好なり。(江西)
- 28 子孫として祖先の遺骨を共同墓地に埋葬し置くを不可とす。(寧遠)
- 29 埋葬日を祭主又は家族の生年月日と一致せしむるは不可なりとて之を避く。(江東)
- 30 埋葬に際し墓穴への入棺には、一定年齢に達せざる會葬者の立會を忌避す。(江西)

(昭和三年平安南道衛生課)

一〇 各所に行はるる墓地信仰

- 1 腸チブス病を治療するには祖先の墳墓を改葬す。(黄海)
- 2 墓地規則發布以來共同墓地に死體を埋葬しある者、若し其の子孫病氣に罹つた時は墓地の位置が不良なる爲め斯る病氣發生するものであるとて許可なくして他に改葬する。
- 3 家族が病症に悩むは祖先の墓地の位置が悪い爲めであり、又病弱の者の生れるのも墓地悪しき爲めだ。(同上)
- 4 精神病及癩病は祖先の墳墓の祟りであるから改葬する。(同上)
- 5 死體に草木の根が侵入せば神経痛、癩病及び不具者を生ずるから墓には植樹しない。(同上)
- 6 祖先の墓の遺骨に徹が生ずれば子孫癩病となる。(同上)
- 7 未婚娘の死體は未婚男の墳墓の隣に埋葬しなければ家族に災厄がある。(同上)
- 8 成年に達した未婚者死亡したる時は死後結婚式を擧げなければ父兄死亡して地獄に入る。(同上)
- 9 未婚者の靈を慰むる爲め屍體を道路中に埋葬し衆人に踏ませる。(同上)
- 10 未婚者の死體を路傍又は田畑の側の墓地以外に埋葬せば家内に災禍がある。(同上)
- 11 共同墓地に埋葬すれば一家族滅亡或は子孫繁榮しない。(同上)
- 12 墓地の後に山なき時は子孫全滅する。(同上)



- 13 墓地の土黄色は吉、黒色は凶。(同上)
- 14 祖先の墳墓の上部に他人が墓地を設置すれば下部の墳墓所有者は其の家亡ぶ。(同上)
- 15 墓地に正面したる部落は死亡者多い。(同上)
- 16 村落の後面に位置する山の樞要地に墳墓を設置すれば其の子孫は繁榮富豪となるが、其の村落には悪疫流行或は殺人事件が起る。(同上)
- 17 死體を火葬せば子孫繁榮しない。(同上)
- 18 癩病患者の死體は火葬しなければ子孫に該患者絶へない(同上)
- 19 兄弟の死體を同一山谷に埋葬すれば死亡者續出す。(同上)
- 20 墓地の草木枯れば子孫變事發生する。(同上)
- 21 眼病は祖先の墳墓に木の根が入りたる爲めなれば春季中にその木の根を除去せば全治す。  
(黄海)
- 22 流行感冒にて死亡せしものをその家より北方に埋むれば災禍を招く。他患者の全快せざる前に埋葬すれば現在患者死亡す。(同上)
- 23 墓地の設定は其の影響甚しさに依り極めて選擇に注意する。(同上)

24 屢々不幸に遇ふのは共同墓地に死體を埋めた爲めであるから之を祖先の墳墓に改葬する。  
(同上)

25 病氣は祖先の墳墓の位置悪しきに依ると改葬す。(平北)

26 祖先の墓を風の強く吹く所に定むれば子孫感冒に犯さる。(忠北忠州)

事例。(1) 平安南道陽徳郡土城駐在所巡査が咸鏡南道咸興郡南大門外に住居する巫女を訪ふた時、巫女は同巡査に向つて『貴官は今日より四日後に死にます』と云ふのでその理由をただと、同巡査の五代祖の墓が當地龍山にあるが、その白骨に豚子蟲がついて身體全部を食ひ終り、今や頭部を食ひ始め、これを食ひ盡したら同巡査が死ぬのだと。之を聞いた巡査は大いに驚き其旨署長に報告した處、署長も不審に思つて、その巫女を引致し龍山に行つて實地檢證したところ、巫女の言に相違はなかつた。(昭和二年平安南道警察部衛生課調)

事例。(2) 忠清北道文義郡南面下山里辛在智は同郡同面上山里の辛善默が自己の祖先の墓と近接した土地に(辛善が新に他から買受けた土地)墓地を新設したので『自己の祖先の墓所近くに他人が崇葬される時は子孫の繁榮を妨げるのみならず災厄を受ける』と云ふ理由で一門協議の上辛善に新設墳墓の掘移方を迫つたが應じないので、親族百五十餘名を打ち連れ辛善の宅に押しかけ恐喝してその掘移



を迫つた。(大正二年三月二日、京城日報)

事例。(3) 平安南道徳川郡新豊面楸洞里にある七箇の古墳、通稱唐葬はその石片砂土に觸れても祟りがあると云はれて居る。これには七十年程前、この古墳四箇の土中から澤山の金属器具が出て之を採つて使用した者は一人残らず病氣になつたので、早速その器具を原地區に戻して埋没した爲め漸く事無きを得たと云ふ傳説からである。(大正二年四月三日、京城日報)

事例。(4) 江原道平康郡西化面漢文教師金德慶は父の病氣に罹つたのが、十二年前死亡した母の墓地の爲めであるから、速に移轉しなければ生命危しと云ふので、許可なくして發掘移葬した。(大正二年七月十六日、京城日報)

事例。(5) 慶尙南道密陽郡上南山上にある墳墓二基を、祈雨の手段として附近農民二百數十名の者が發掘した。(大正二年八月二十三日、京城日報)

事例。(6) 江原道平昌郡珍富面金烟斗は、其の親族金連三が三年前、その父の死體を同族共同墓地に埋葬したのが不吉の爲、金烟斗の家族二名死亡し猶四名死亡すべしと云ふを信じ、金連三を怨み殺害せむとして傷害を加へた。(大正三年一月二十五日、京城日報)

事例。(7) 平安南道順川郡舍人面龍里二統四戸金益秋(五四)は、自己祖先の墳墓近くに車燐鏝と云ふ

者が、その祖父の墓を十七年前新設したので、自分の子孫に禍を及ぼすと稱し、之を發きて懲役十箇月に處せられた。後再び發掘して笞六十の處刑を受けた。然るに車がその墓を修繕して舊に倍する壯麗なるものとしたので、十一月七日夜車の墳墓を發掘し、終に車の祖父の骨ばかりの遺骸を附近の河中に投棄し、翌日安州憲兵隊に「孝子金益秋車燐鏝祖父の墳墓を發きその遺骨を河中に投じた。國法を犯した事は誠に申譯がないが私は私の祖先及び後世子孫の爲に面目を施した」と自首した。(大正六年十一月二十日、京城日報)

事例。(8) 咸鏡南道地方では新しく死んだ屍體を古い墓に埋葬すれば其の家は將來子孫繁榮せず且つ災禍重なる信じ、新屍は古い墓の側數間を隔つた處に埋め、數年してから古墓に合葬する。又精神病、癩病等で死んだ者を祖先の墳墓に合葬すれば子孫に同病者が續出すると云つて居る。(大正六年八月二十六日、京城日報)

事例。(9) 京城府外延禧面の山中で人骨を焼いて居ると云ふ噂を耳にした西大門警察官が行つて見ると既に行方を昧まして居たが、これは多分災厄や病氣の頻發するのは墓地の方位が悪るいから之を掘り出し屍體を焼いて寺に納めるところを、寺に納めるだけの費用が無いので焼いた灰を飯に混ぜて鴉に食はせる習慣を實行したものであらうと。(大正十一年十月八日、京城日報)



事例。10 慶尚南道統營、投身自殺者金元鎬(三六)を花婿とし、同地富豪方正杓の妹、京城某女高普在學生病死者方姓女(一九)を花嫁として結婚談が兩家の間に成立し、七日結納のとりかはしをして正式に挙式した。これは古くからある年頃の未婚者が死んだ場合は必ず天國にはゆけないといふ迷信から來たものである。(昭和三年八月十一日、朝鮮毎日申報)

これ等は皆災厄を免れ病氣を避ける爲めになされるものであるが、上擧の諸例に見るが如く祖先の墳墓の位置が悪い爲め、その墳墓が木の根に侵されたり、或は蟲につかれたり、遺骨に徹が生へたり、土が腐敗したりした爲め、或は埋むべからざる處に埋めたる爲め、その子孫が各種の災禍や病氣になるものと、墓地を設定した爲めその子孫以外の者が災厄を受けるものとの二つの觀念からである。

前者に屬する觀念は、不安の状態に置かれた遺骸の靈魂が直接その子孫に祟ると云ふ信仰からであつて、換言すれば各種の災厄病氣の原因が不良墓に埋葬したる屍骸にあるから、この不良状態を改めてその病源を絶たんとするのであり、後者に屬する觀念は他人が墳墓を設定したが爲めに自己の運命が衰へ、従つて各種の災厄と病氣が発生する、即ち墳墓設定の爲めに、當然受くべき自分の幸運脈が中斷され、或はその及ぶ善影響が悪性のものに變じてしまふと信じて、その墓地設定を止め、除く事

に依つて、その災禍病氣を避けむとするものである。

だから前者に於ては墓地の状態不良なるが爲め、埋葬せる遺骸が受くべき生氣を受け得ず、従つてその遺骸の連鎖である子孫が、その影響を蒙つて、災厄病氣に罹るのであり、後者に於ては墳墓設定の爲めに、受くべき生氣がその墳墓に依つて中斷され、又は變化されてしまふから、災厄病氣になると云ふのである。

一一 墓地、埋葬に関する慣習及び信仰

最近、本府警務局衛生課に於て調査せる「墓地及埋葬ニ關スル調査」中に、全道に互れる墓地及埋葬に関する慣習と信仰をあげてあるから、之を左に摘録して参考に供しよう。

道	名	慣習	及迷信
京畿	忠北	風水説ヲ信ズ。共同墓地ニ埋葬セバ孔子ノ崇ヲ受ク。祖先ノ墳墓ヲ離レ共同墓地ニ埋葬シタル二兒ヲ祖先ノ墳墓ニ改葬セバ不幸ヲ免カル。	
忠南	忠北	墓地ノ犯罪ニテ處罰セラルルハ孝ノ一ナリ。火葬ハ死者ヲ再生セシメザルモノトシテ厭惡ス。墓ノ惡シキハ疾病ヲ生ズ。	
		墓地ノ良否ハ家運盛衰ノ基。墓地ハ年ニ依リ適否アリ。棺ニ木ノ根來レハ子孫ニ不具者生ズ。墓地ヲ發掘セバ子孫繁榮セズ。長子女ノ死體ハ川ニ投ゼザレバ其ノ	



咸	咸	江	平	平	黃	慶	慶	全	全	
北	南	原	北	南	海	南	北	南	北	
同右。	埋葬後骨色白トナルヲ可トシ、黑色ヲ不可トス。コノ色ヲ檢スル爲埋葬後四五年目ニシテ改葬スルノ習慣アリ。	同右。	同右。	同右。	風水説ヲ信ズ。小兒ノ屍體ハ粗略ニ取扱ヒ、中ニハ棺ニ納メザルモノアリ。甲地ノ死亡者ヲ送葬スルトキ乙地ヲ通過セバ乙地ハ衰微ス。恨アル家ノ墓地ニ棒抗ヲ樹ツレバ其ノ家滅ブ。	同右。	風水説ヲ信ズ。孔子廟又ハ高位高官ノ墳墓ノ境地ニ暗葬セバ子孫ニ巨儒又ハ大官現ハル。部落ノ前面又ハ東南附近ニ墓地ヲ設置セバ部落ニ惡疫流行ス。	榮セズ。精神病、癩病ニテ死亡セシ者ハ合葬セズ。共同墓地ニ埋葬セバ孔子ノ崇リヲ受ク。	葬セバ部落ニ災禍アリ。	身分アル者ハ還暦ノ年ニ墓地ヲ選定ス。死亡日ヨリ起算シテ奇數日ニ埋葬ス。資産家ハ家産ト稱シテ屍體ヲ九日間又ハ三月間、家屋内ニ置ク。靈地ニ埋葬セバ

第二節 暗葬

公然、墓地として認められた所以外の地に、竊に埋葬するを暗葬と稱する。墓地の吉凶が子孫の盛衰を支配すると信ぜられる朝鮮では往古からこの暗葬が行はれて居た。蓋し吉地には限りがあり、且つ之を探しあてるには相當の知識と經費とを必要とする。是に於てか自己所有の山野以外、他人の土地又は公有の土地に之を求めらるか、或は已に他人の墓地として定めあるものを侵奪するに至つたのである。従つてこの暗葬の對策として國家は法律を定めて之を禁じ、部落は禁葬區域を定めて之を防ぎ、個人は官に訴へて之を争ふたのであるが、一方之等の對策に對抗すべき各種の暗葬方法が講ぜられて、暗葬はその跡を絶たなかつたのである。殊に日韓併合以後墓地規則の制定ありて埋葬は原則として共同墓地に限ることと定めらるゝや、この暗葬の風は愈甚しくなり遂に大正八年該規則を改正して、一部私設墓地の設置を許可するの止むなきに至つたが、それは私設墓地の出来る者だけの恩典であり、而してその恩典に浴し得るものは極めて少部分の者に限るのであるから、概観すれば暗葬の希望はこの改正ありしに依つて、より一層強烈の度を加へたやうである。

この暗葬は新羅眞平王時代に既にあつて、名僧圓光の墓地にその兒屍を暗葬し、それは『有福人の



墓に埋葬すればその種胤が絶えない』と云ふ信仰からであつた事は第一章第二節に於て既に述べた處であるが、かうした暗葬觀念は現在に於ても亡びず、次の如き實例となつてあらはれて居る。

昭和三年八月李王職は忠清南道禮山郡新陽面晋溪里にある李朝十八代の王顯宗の胎封山の修繕をした。掘り返へして見ると胎壺は已に盜掘されたものと見えて、其處にはなく石棺の上部に一の大きな頭蓋骨が埋葬してあつた。これは、王の胎封山は吉地であるに相違ないから、この吉地に暗葬すれば子孫の繁榮を來し、立派な顯官が出ると云ふ信仰から、誰か自分の父か祖父の頭骨を竊に暗葬したものであらう。そこでこの頭骨は早速掘り出して同里民の共同墓地に埋めた。

この胎封山の修繕工事中は附近の婦女子が雲集して胎封の石棺に附著して居る朱砂を得んと競ひ合つたが、これは昔から、胎封の朱砂を得て之を呑む時は立派な貴子を産むことが出来ること云ふ信仰がある爲からであること云ふことだ。猶ほ胎壺を盗んだのは胎を包んである金箔を得んが爲めであり、里民の語る處に依れば盜掘は大正六七年頃に行つたもので、之を敢てした者の一家は必ずや一族死に絶えたであらうとの事である。(昭和三年十月出調)

甲が風水に適する吉地を乙の墓地に見出した時は、乙の知らざる間に竊にこの墓地に暗葬することを俗に偷葬と云ふ。かゝる場合、もし乙が之を發見してその不法を詰り、その移葬を請求するや、こゝ

に甲乙兩者の間に争ひが生起する。之を山訟と云ふ。この山訟は結局智慧のある者、勢力のある者が勝つ事にきまつて居た。蓋し朝鮮の墓地、殊に風水的に造營した墓地は多くは族墳でなく孤立した墓地であるから、暫らく年所を経れば誰のものであるか判明しがたい。そこで、其處に甲乙兩者の墳墓が出来た時、元來この墓地が誰のものであつたかを立證すべきものがない。従つてこの訴訟は裁判する官吏に對して押し易く勢力ある者、又はこの争を自己に有利に解決するに巧みな智慧のある者が勝利を占めると云ふことになつたのである。(詳細は山訟の處で述べる)

他人の墓を自己のものとして墓地に使用することは、暗隱の内に之をなすのみでなく侵奪の方法に出づる事も少なくない。高麗朝の滅亡するや麗朝に臣事した名族は、多く墳墓の地をすて、遠き地方に流離しなければならなかつた。この名族の墳墓は多くは風水上吉地であつた。是に於てか時を得顔の李朝の臣民は、争つて之等の墳墓を侵奪して自己の墓地としたのである。文學博士今西龍氏は大正五年の本府古蹟調査に於て次の如く報告して居る。

『本郡(長湍郡)ハ開城郡ニ隣接セシヲ以テ高麗貴族ノ墳墓甚ダ多シ、而シテ其位置タルヤ朝鮮人カ造墓ノ吉地ナリト迷信スル地點ニ在ルノ故ヲ以テ後人ノ爲メニ侵奪セラレ掘リ去ラレ新墓ノ地トナレルモノ多シ、邵侍郎山ノ如キ其一例ナリ、長湍邑誌ニ此山松南面羅尺洞ニアリトシ徐有槩ノ記



文ヲ載セタリ、記文ニヨレハ此洞ニ土人傳ヘテ高麗侍郎邵公ノ墓ト稱セシ大墳ノ在リシヲ邑人姜奎ナル者之ヲ毀テ母ノ墓ヲ作ラムトセシニ、之ヲ諫止スル者多カリシヲ奎聽カス『塚中枯骨何能爲之』トテ母ヲ葬リシニ十日ノ後奎暴死セリトイフ、コレ古墓ヲ毀チテ新墓ヲ作レル一例ナリ、以てその一斑を察することが出来るであらう。

暗葬は墓地以外の吉地と稱せられて居る陽基にも亦屢々行はれる。一般に高麗以後の國都邑落は概して風水的に吉地を選卜してその基を定めたものであるから、この陽基に生氣の聚融すること確實なりとされて居た。従つてかゝる基地が風水上の大地吉地と信ぜられると共に墓地としても好適の場所と考へられて居たのである。だからかゝる處は多くは禁葬地とされて居たことは勿論である。にも拘らずその發福を希ふ慾望の強烈なるやこの禁を冒して暗葬する者が古來少なくなかつた。詳細は禁葬の條下に就て看よ。いまその一二例を擧ぐれば、高麗恭讓王の時代宮殿の舊址に遺骨を暗葬せむとする者があり、調べて見ると亡父の遺言に依つてこゝに埋葬したのであるとの事であつたが處罰せられたのは勿論の事である。韓山李氏の祖先は父の遺骸を韓山郡廳の中央地中に暗葬した。(第二章第二節風水の所應參照)それは郡の小使であつた李氏の祖先が、この郡衙の中央床板が毎年腐敗の爲めに取替へなければならなかつたが、それが風水の良好にして其處が丁度生氣の蓄積する地上であることを

知つたからであつた。

これは昭和三年三月中の出來事であるが、忠清南道論山郡魯城面豆寺里某家の弟嫁(三四)が午後六時頃夕食中突然目を廻はして氣絶してしまつた。一家はどうした事か騒ぎ廻り、近所の者も集つて哀哭しあつた。處が不思議や次の日の夕方六時頃となるや、今度は兄嫂が弟嫁と全く同一の状態になつて苦しみ出し將に息を切らむとするに至つた。之は只事でないと思ふ事になり、あれかこれかその原因を協議中集つた者の中に物知りがあり、『これはこの家の丁度前に當る山に誰か暗葬したものがあつてその祟りでかうした奇怪事が頻發するに相違ない。だから若しその暗葬を掘り出してしまはなければこの一家の者は次から次へと頓死して遂に絶滅してしまふであらう。』と云ひ出したので、それと之を警察署に訴へ出た。時の署長某はそんな事があるものかと思つたが、村民の迷を解いてやる心算で、早速公醫を同伴しその山に登つて探して見ると成程生新しい墓地が一つ見つかった。そこで種々取調べたところこの土地の有力者某が、この山に父母の遺骸を埋葬すれば子孫が富貴繁昌すると古から云はれて居るので、暗葬を敢てしたのだと云ふ事が判明した。署長は直ちに暗葬者某に説諭を加へ其の夜の中に他に改葬せしめると、氣の所爲か知れぬが、病人の様態は急に常態に恢復してしまつたので、村民一同は今更の如くこの山に暗葬することの恐しさを痛感し、以後再びかゝる暗葬者の出な



いやうに申し合せたと云ふ事である。(昭和三年十月出調)

暗葬は墓地規則の發布された後、乃至その改正された後に於て益々その數を増加して來た。その主なる理由は共同墓地に埋葬することを嫌忌するからである。殊に墓地規則改正後は私設墓地を有する者乃至特に私設を許される者は、共同墓地に埋葬しなくてもよいとされたので、一部の有力者間には幾分の満足を得ることが出來たが、餘他の者には却つてこの暗葬の風を助長したのである。改正以前は誰彼の用捨なく一様に共同墓地に埋葬せしめられたのであるから、詮方なしと諦めて居た者も、改正後一部には許し一部には許さぬとなつたので、許されない者は許されぬだけ一層私設墓地に對する欲望が強まり、遂に暗葬へ暗葬へと傾いたのである。然し暗葬した事が發見され、ば罰せられて直ちに共同墓地に改葬を命ぜられる。是に於てか、暗葬にも各種の智能的な方法が考へ出された。

その一つは平葬でありその二は擬墳であり、その三は空葬である。平葬とは墓地となすべき私有の山野をもたぬ者が他人の所有山に暗葬し、その上に墳墓を形づくらずして平地の如く装ふて置くことであり、擬墳とは將來墓地となすべき地に豫じめ墳墓をつくつて置き、恰かも古墓の如く見せ、一般に古墓であると認めらるゝ時を俟つて、私かにこの中に埋葬するのであり、空葬とは極めて智能的な方法で、死者あるや私かにその屍體を他の山野に暗葬し、共同墓地へは棺のみを、又は棺の中に藁人

形を作つて之に衣服を着けたものを入れて、正しく屍體を埋葬するかの如くするのであつて、實は空棺を共同墓地に埋葬するのである。之等の暗埋法は今迄に知られたる一斑であつて、これ以外如何なる巧妙な方法が講ぜられて居るか解らぬのであるから、暗葬を摘發すると云ふ事は容易なことではないのである。之等の事實は、如何に朝鮮の民間では暗葬の欲望が強烈であるか、即ち風水に依る墓地信仰が濃厚であるかを雄辯に物語るものではないか。

昭和四年五月、朝鮮民庶が何が故に共同墓地を嫌忌して私設墓地を希ひ、之をなし得ない時は暗葬を敢てするか動機、理由に就て、全鮮六十九警察署に照會を發し、之に關する報告に接した。それ等に依れば、暗葬は皆墓地の埋葬如何が子孫の生活に至大の影響を及ぼすものであることを理由としないものはなかつた。次にその事例の著しきものを摘録するであらう。

#### 1 暗葬の動機理由が家運繁榮にあるもの

(事例一) 咸鏡北道慶興郡雄基面寛谷洞金姓女は、その夫趙明春の死亡後生活難に陥り居りたるが、昭和三年三月風水師に墓地の占相を乞ひたるに、夫の屍體を日當り悪しき現在の共同墓地に埋葬し置く時は、一家は悪運に襲はれ遂に滅すべし、然るに之を名高き山峰の中腹土地乾燥、日當り良き地に暗葬せば、惡運變じて一家富みまた家族は無病長壽なるべしと云ひしを信じ、同年四月同洞共同墓地



に七年前埋葬したる夫の遺骨を發掘し、龍岩洞奥地國有林に改葬したり。(雄基警察署報告)

(事例二) 昭和三年陰五月六日、全羅北道高敞郡五山面蛛谷里二七一、趙東玉(七)は、最近自宅に不運續くは亡父の墳墓の位置適當ならざる爲なりとして、古水面隱士里より五山面峰山里柳忠義所有山に暗葬せむとし科料拾圓に處せられたり。(高敞)

(事例三) 平安南道徳川郡蠶島面三童岩里居住李鍾洛は、今より約十八年前亡父を同面龍上里蘆花洞山中に埋葬せしが、後ち風水土上の地は不適當なるを以て吉地と信ずる同山に連る無名山に許可なくして改葬し罰金二十圓に處せられ、三童岩里共同墓地に改葬せしめられたり(大正十五年)。然るにそのまゝ亡父の遺骨を共同墓地に埋葬し置く時は家運隆盛に赴くことなして、昭和二年九月再び月夜に乗じて自宅裏山に無許可改葬したり。(徳川)

(事例四) 咸鏡北道慶興郡豊海面大楡洞金泰一は、漁業不良の爲め財産の損害を蒙りたるが、これ父の屍體埋葬墓地惡しき爲めなりとて、昭和三年七月實父の墳墓を他に改葬したり。

(事例五) 全羅北道金堤郡進鳳面加實里崔濬(五)は、同郡萬頃面萬頃里居住地觀師柳化京に誑惑せられ、自家の衰微するは亡父崔行源の墳墓不適當なるが爲なりとし、大正七年十一月頃密に之を發掘して同郡白山面石橋里崔圭祥外二名の所有に係る同里山一一五番地所在、所有者四代の祖墓の側近き高

地に無斷暗葬したる爲め、雙方一族間に紛議を醸したり。(金堤)

(事例六) 京畿道長湍郡長湍附近には地官の鑑定せる墓地に祖先を埋葬せば幸運來ると信じ、又自己の貧困を苦にして父の屍體を他人の林野中に擅に埋葬し、以て將來の幸運を期待する者少なからず。(長湍)

## 2 病氣の理由動機から

(事例一) 全羅北道鎮安郡鎮安面梧川里八一二番地嚴明汝(53)は、數年前死亡したる實父石九を同里後山に暗葬しありたるが、爾來實母は眼病となり、自己は足痛(チヌマ)の爲め苦しみ居たりしが、これ實父の墳墓の位置惡しき爲なるべしと信じ、昭和三年四月十二日竊に之を發掘して同地を距る約四十間の地(嚴雲柱の所有林野)に暗葬したりしが、後發覺して罰金二十圓に處せられたり。(熙川)

(事例二) 平安北道熙川郡北面明文洞韓龍煥は、大正十一年三月頃自己の長女韓確實(二四)が精神病に罹りたる時、之は亡父を共同墓地に埋葬したる爲なりと稱し、其の遺骨を共同墓地より發掘し、同洞自己所有の滿徳山中部に暗葬したり。(熙川)

(事例三) 咸鏡北道慶興郡豊海面大楡洞金基變なるもの家族病氣ありたるにつき、實父の墳墓位置不良なる爲なりとて、昭和三年七月同洞上津洞山に暗葬したり。(雄基)



(事例四) 平安北道龜城郡東山面豊徳洞朱琮龍及同郡面車福洞表寛植は、昭和三三年中病氣にて久しく呻吟し居たるが、其の際斯の如く病魔に犯さるゝは畢竟祖先の遺骨を共同墓地に埋葬したるが爲なりとて、墓地以外に窃に移葬したり。(龜城)

(事例五) 平安南道龍岡郡陽谷面南相里に金氏門中の墳墓一基あり。この墓に埋葬せる者の後妻死亡したる故、後妻の息をこの墓に合葬せし處、偶々先妻側の孫男精神に異狀を來し次で先妻の曾孫も亦罹病せるより、先妻側の親族相寄りて、斯の如き不幸の續出するは祖先の墳墓に後妻を合葬せしに基因すると稱し、夜間窃に先妻側の者相集り、後妻の屍體をその墓より掘り出し之を他に暗葬したり。

(事例六) 慶尙南道居昌郡馬利面下高里四七〇金仁壽(五)は、昭和二年陰十一月頃長男判彦、病名不詳の病氣に罹り、之が看護に努むるも荏苒として醫藥效を奏せず病勢日に昂まり行くを憂慮し、察するに之は六年以前死亡せる弟仁萬を共同墓地に埋葬せる亡靈の祟りしものと信じ、且つ爾後夜なく其靈覺に觸るゝを以て其屍體を淨化するにしかずと決意し、昭和三年陰二月十五日亡弟の屍體を共同墓地より發掘して之を火葬に附し、更に共同墓地に埋葬したり。蓋し風水説を無視せる共同墓地に屍體をそのまゝ埋葬せしが故にかゝる祟りありとて之をなしたるなり。(居昌)

(事例七) 忠清北道報恩郡俗離面上板里盧先弼は里内一流の資産家なるが、昭和二年十月其の實父

死亡したるも他に墓地を有せざるを以て止むなく同里の共同墓地に埋葬せしが、同地は濕氣多く墓地としては不適當なりと常に不本意に考へ居たる處、昭和三年一月以來家族中に病人絶えざる爲め、之れ全く實父の墓所の惡しきに因ると信じ、恐怖の結果毎夜亡父の夢に襲はるゝと稱し、同年三月窃に同里郷一族所有の山林中に暗葬したるが、後ち發覺檢舉されたり。(報恩)

(事例八) 全羅南道海南郡馬山面龍田里明某は精神病者となりしを以て、家族は巫女に托して卜占せしめし處、之は祖母の墳墓の位置不吉なる爲めなりとの言を信じ、夜陰に乗じて三里を距つる黄山面松湖山に暗葬せり。(海南)

### 3 子孫の出生なきを以て

(事例一) 全羅南道海南郡黄山面日新里金某(三)は、かねて女子のみ産れて男兒なきを憂へ居たりしが、昭和三年十一月上旬頃、務安郡の風水師より、かく男兒なき理由は實父の墳墓の位置不吉なる爲めなりと云ふを信じ、金六十圓を謝禮として吉地の選定を同風水師に依頼し、八里を距つる康津郡瑞氣山麓にその地を求めて直ちに遺骨を持參暗葬したり。(海南)

(事例二) 平安南道寧邊郡永樂面松坪里金利道(三)は、妻帯後二十有餘年に至るも未だ男兒の出生なきを、右は祖父墳墓の位置惡しきに依るものなりとなし、明治四十三年死亡せる實父の遺骨を埋葬



しありたる共同墓地より發掘し他に暗葬したり。(寧陽)

(事例三) 平安北道泰川郡泰川面南部洞白宗重なる者は、實父の屍體を同洞の共同墓地に埋葬せし以來、その子孫に於て出産なく、却つて死亡多きを以て、之を風水師に聞きたるに、それは祖先の墓地惡しきに基因するものなりと告げしを信じ、直に吉地の選定を求め、昭和三年四月二日共同墓地に埋葬したる實父の遺骨を發掘し、同郡長林面雲石洞石峰山林野内に暗葬したり。(泰川)

(事例四) 平安北道熙川郡東面魚許川洞白楊初站徐應弼は、男子の出生なきは己の亡父を共同墓地に埋葬したる爲めなりと稱し、亡父の遺骨を共同墓地より發掘して墓地以外に暗葬したり。(熙川)

#### 4 私設墓地、吉地を求むる爲めに

(事例一) 本籍全羅北道金堤郡金溝面上新里一〇九番地、住所京城府樂園洞八四、張仁奎は、昭和三年五月十七日その母の死亡するや私設墓地を有せず、さりとて共同墓地に埋葬するは體面上及び感情上忍ぶこと能はずとて、墓地新設を出願し許可を待望すること頻りなりしが急速に許可を得べくもあらざる處より、同月三十一日母の屍體を全羅北道井邑郡淨土面大寺里に窃に暗葬したり。(金堤)

(事例二) 慶尙南道密陽郡下南面守山里白順南(五)は、風水盲信者にして、亡父の屍體を暗葬すること二回に及び、其の都度處罰を受け共同墓地に改葬せしめられたるが、尙ほ暗葬を企圖せる中、不

良者の乗ずる處となり、私設墓地設置運動費として數百圓を消費し、その上六百圓を詐取せられたり。(密陽)

(事例三) 慶南梁山郡上北面石溪里朴分幸は、昭和三年十一月二日其の夫嚴柱泰死亡せしが、同人の名義には私有墓地を設置し得べき基本墳墓地なき爲め、同月三日梁山面長より、梁山面北部洞所在共同墓地に埋葬すべき埋葬認許證を受け、同日同面新基里山所在、同面中部洞嚴正變所有の山に埋葬したり。(梁山)

(事例四) 慶南梁山郡上北面所土里鄭萬壽は、昭和四年一月三十日頃、同郡下西面花濟里山所在、同郡同面同里林斗食の墓地に、後日こゝに暗葬するの目的を以て擴穴を堀り、松板を入れ土饅頭を設けて墳墓を假造し置きたり。これは該墓所所有者たる林斗食が之を知らず、又知るも其儘放任し置く時は後日何かの機會を利用して、此處に實屍體を暗葬せむとする意圖に出でたるものなるべしと思料せらる。(梁山)

(事例五) 忠清北道報恩郡炭釜面九岩里にある共同墓地は特に障風向陽に適せずとて、當地部落民は、死者ある時は一應この共同墓地に埋葬すれども、その日の日没を待ち、豫ねて選定し置きたる場所に暗葬する者ありとの風評あり、捜査の結果二名の犯則者を檢舉したる事例あり。(報恩)



之等の事例に徴して明かなるが如く、私設墓地を希望し得ない者の間には暗葬の風が盛であつて、或は親の遺言と稱し、或は體面上、或は病氣の故を以てと稱するが、結局は風水に好適なりと信ぜらるゝ地に埋葬して、以て幸福を求め災禍を免れんとする墓地風水信仰の濃厚なる處から發する現象に他ならないのである。全南求禮方面では殊にこの暗葬の風が盛んで、警察當局の語る處に依れば、此地方で共同墓地に埋葬して居るもの内、本當の屍體を埋葬して居るものは恐らく多く見積つてその二三割しかならうとの事である。兎に角表面埋葬した事になつて居るから、一々片端から發掘して調べる譯にも行けず、又暗葬を摘發するにしても、如何なる深山幽谷でも之を敢てするのであるから、實際に調べ出されるのは適々巡察に廻つた警察官が新しい土饅頭を發見したとか、或は入葬の禁止區域を犯したるに依つて村人が騒ぎ出したとか云ふ場合、又は土地の所有者から訴へ出るものに限られる狀況であるから、容易に之を禁壓することが出来ないとの事である。

一方この暗葬を助長するものは、風水の術に心得あると稱する風水師であるから、この風水師を取調べる事に依つて暗葬の取締がつく譯であるが、暗葬の摘發された場合、土地選定を全く知らない行商人に依頼したとか、又は旅僧に定めさせたとかと曖昧に對へて、決して風水師の誰であるかを明答しない風があるので、風水師に依つて暗葬を取締ることも亦容易でない。且つ此頃では風水師に地相

を見て貰ふことは昔程でなくなり、各自思ひ／＼に吉地と信ずる所に暗葬する地方もあるから、之を取締りは決して完全に行はれ得ないであらう。

### 第三節 禁 葬

朝鮮の墓地風水信仰には二つの誠禁が附されて居る。その一は既設の墓地に任意に手を加へてはならぬ事、その一は或る一定の地域には墓墳を起してはならぬ事である。前者の禁誠は之を犯した場合、その災禍を蒙るものはその墓の子孫のみに限られるのであるから、之を墓地風水の影響、即ち社會への影響から見れば、左程重視すべきものでなく又事實大きな影響ともなつて居ない。たゞ禁誠を犯したが爲めに災厄を蒙つたやうな事が生ずれば、それは風水師の言の信すべきこと、延て風水信仰の眞に確實なるものである事の一助となる位のものであるが、後者即ち或る一定の禁止區域に入葬を禁ずるものを侵した場合には、その害禍は、その墓の子孫でなく他の人、社會に向つて效されると信ぜられるが故に、この影響は極めて重大なものとされて居るのである。

前者に屬するものは、例へば黃海道殷栗郡殷栗面南川里にある南陽洪氏の墓地は、王妃を出した程の名墓地であるが、この墓地には始祖の墓地の上部に子孫の墓を定めると、その子孫が亡びると云ふ



ので之を禁じてあつた。然るにこの禁誡を冒して上位に墓を定めたものがあつたが、果せるかな其子孫は絶滅に歸してしまつたと傳へられるもの、或は平安南道龍岡郡海雲面城峴里の鄭明煥(49)は、平素性質温順人に反抗するが如き人ではなかつた。處がその父の死亡した時地觀師が云ふに、この父の墳墓は三箇年間その位置方向を變更し或は土盛りなどをしてはならぬ。若し之に反して變更したり土盛したりする時は、必ずや凶運が來り他人を殺傷するやうな事が出來するであらうと誡めて居たのである。然るに鄭はこの禁止に耳をかさず、自分の信ずる處に従つてその墳墓を南向きから東向きに變更した處、偶々數日過ぎて、山林境界の争から遂に片倉組の雇人に對して、全治まで一箇月を要する程の重傷を加へたので、今更の如く如何に墓地風水の恐るべきものであるかに驚愕する者が多くなつたと云ふ(昭和四年龍岡警察署報告)などがその一例である。

地域に入葬を禁ずるにも自づから二の區別がある。その一は既設墓地の附近に他人の入葬を禁ずるものであり、その一は陽基即ち人家、部落、都邑の附近に入葬の禁止區域を定めるものである。既設墓地に對する禁葬には法令の定めがあり、高麗では、文武兩班の墓地一品は方九十步、二品は八十步、三品は七十步、四品六十步、五品五十步、六品以下三十步を限つてこの區域内に外人の盜葬又は盜耕、盜伐を禁じ、若し之を犯す時は、盜葬は杖六十、里正に告げて移埋せしめ、盜耕者は杖一百、もし墳

を傷けるものは徒刑一年に處し、墓塋内の樹木を伐るものは一尺杖六十乃至四十四、流三千里に處罰したものである。(高麗史卷八十五禁令)

李朝に於ても高麗とほゞ同様で、「經國大典」の規程に依れば、その「墳墓定限禁耕移」條には宗親一品方一百步、二品九十步、三品八十步、四品七十步、五品六十步、六品五十步。文武官はその品に應じて宗親より十步を遞減したもの、七品以下生員進士、有蔭子弟は六品に同じ、即ち方四十步、女は夫の職に従ふ定めであつた。又陵寢の火巢、外案、禁標内に偷葬したものは死一等を減じて定配に處し、大王の胎室は三百步、大君は二百步、王子は一百步と定めて、その禁標又は火巢(境界線の外で草木を焼き拂つて野火の類焼を防ぐところ)内に入葬並に斫木を禁じ、若し之を犯す者があれば「大明律」の「盜園陵樹木之律」(凡盜園陵内樹木者皆杖一百徒三年。若盜人墳塋内樹木者杖八十。若計贓重於本罪者各加盜罪一等。)と同斷に處罰することとし、又宗親、文武官等以外、庶民にして墓地の步數に一定の限定なきものでも、その墓地の青龍白虎内及び養山處(風水上墓地の生氣を養ふところ)には他人の入葬を禁じたものである。處がこの龍虎及び養山處は大小規模一定すべきものでないから非常に廣く占める者も出來する譯である。だから龍虎濶遠五六百步に至るものがあり、養山處だと云ふので龍虎外に無限に禁葬の地域を定めむとする者もあるから、之を防止する爲めには、山訟のあ



つた場合、官は須らくその墓地の圖局山勢を參酌して其の龍虎養山の限界を定むべき旨の規定があつた。(大典會通禮典刑典)

之等は墓地に對する禁葬の令であるが、墓地以外の陽基に就て、李朝では次の如くその禁葬規定を設けて居た。即ち、「經國大典」、禮典には京城底十里及人家百歩内、葬する勿れと總括的に之を禁止し、刑典には之を詳細に規定して、

一、京城十里内、入葬者は盜園陵樹木律に依つて論罪す

東は大菩洞水踰峴牛耳川上下伐里長位松溪橋より中梁浦に至る、川を以て限と爲す

南は中梁浦箭串橋新村豆毛浦より龍山に至る、川江を以て限と爲す

北は大菩洞普賢峯猪啞峴峩嶺山延曙舊館基太棗里より石串峴西南合流處に至る、山背を以て限となす

西は石串峴時威洞沙川渡城山望遠亭より麻浦に至る、川江を以て限と爲す

二、有主山及人家近處、偷葬者。禁斷。

一人家舍なりと雖も百歩内入葬すべからず

三、大村内及他人墳山至近地。冒占起訟者。指示地師刑權懲碼。主喪人定配。

四、觀察使守令占山於道内境内者。拿問定罪。郷校案山望見處入葬者。家長論罪。並勒限掘移。として居たのである。即ち墓地は既設墓地だけでなく他人の所有山、人家の近く、大村の後山、他人の墳山の近く、京城十里内、郷校、案山の部落を望見し得る處には一般に墓地を定めることを禁じたのである。

併合前まで遵奉された「刑法大全」(今日の刑法と相等しきもの)には次の如く禁葬規定を設けてあつた。即ち次の如し。

葬埋違犯律

第四百四十八條 京城十里内ニ入葬シタル者ハ懲役三年ニ處ス

第四百四十九條 各地方官舍地界内ニ犯葬シタル者ハ左項ニ依リ處斷ス

一、闕牌奉安セル館舍四面二百歩内ハ懲役五年

二、校宮四面二百歩内ハ懲役三年

三、官舍四面二百歩内ハ懲役二年

第四百五十條 陵、(王、王妃及ビ薨去後王號ヲ追贈サレタ者ノ墓)園、(王ノ實父母、王世子、王世子妃ノ墓)大君、君ノ墓(界限内ニ犯葬シタル者ハ左項ニ依リ處斷ス



一、陵寢塚字内ハ懲役終身

二、園、墓塚字内ハ懲役十五年

三、歴代帝王陵寢界限内ハ懲役七年

第四百五十一條 胎室界限内ニ犯葬シタル者ハ左項ニ依リ處斷ス

一、大皇帝胎室ハ懲役三年

二、皇太子、皇太孫胎室ハ懲役二年半

三、皇子胎室ハ懲役二年

第四百五十二條 各處封山、陞廡セル先賢ノ墳墓界限内、及ヒ祠院四面一百歩内ニ犯葬シタル者ハ懲役一年半ニ處ス

第四百五十三條 有主墳墓界限内及ヒ人家五十歩内ニ暗葬シタル者ハ懲役一年、勒葬（強力ヲ以テ敢葬）シタル者ハ懲役三年ニ處ス

第四百五十四條 賜牌ニヨリテ所得シ又ハ買占ノ文券ヲ有スト雖モ衆ノ共知シテ年久シク禁養（樹木ノ斫伐ヲ禁ズル）有主山ニ入葬シタル者ハ管五十ニ處ス

何が故に都邑、官廳舎、陵墓、胎室、祠院の界限内及び人家の近く、又は封山、禁養せる山に新た

に墓を作り入葬することを禁じたか。之には單に不敬に及ぶとか云ふだけでなくて、次の如き風水上の理由があるのである。

風水では地中を流行する生氣を享受することが主眼である。だから陰宅（墓）も陽基も共に生氣の充分に受けられる事を欲し、而して當然自分が受くべき生氣を他の者に障害され又は横取りされることを極力嫌ふのである。且つ朝鮮の民間では墓地風水の占地に就て、昔から『後人爲主之説』が信ぜられ『妓と墓とは後から入つたものがその主人となる。』など諺として汎く人々に膾炙して居る程で、新たに墓地を作つた者が、從來與へられて居た生氣一發福の源泉一を獨占するものであると信ぜられて居た。かゝる風水的信仰が存在するのであるから、風水的に定められた陰宅乃至陽基は、極力之を他の侵奪から守らなければならぬ。この守りの目的から、大村の後山（主山とも云ふ、これは風水上四砂の玄武であり、來龍して生氣を招來する風水上最も大切なものである。）に入葬するものあれば、山の怒りに觸れて村落に災害が生ずるとか、又は天神の降遊する靈域を汚す爲めに、天神の怒りにあつて一滴の雨も恵まれず、村民は之が爲め餓死しなければならぬとか、又は村落を望見し得る地に入葬すれば、その部落は全滅するとかの畏怖すべき神罰的タブーをつくりあげ、之を傳承して、禁葬區域の不可侵を保たむとするのである。



以下暫らくこの禁葬信仰、入葬タブーに關する傳説事例を顧みて、之が具體的説明を聞くこととしよう。

(事例一) 京畿道長湍郡江北面率浪里東幕洞徐致雄は、同郡江西面葛雲里禹瀏鎮が明治四十四年陰曆四月二十四日、その亡父の死屍を東幕洞の墓地なる徐の十二代祖の墳墓を距る約六百歩の地に移葬したることを聞知し、該個所は祖先の塚墓の腦後に該當するを以て祖塚の尊嚴を冒すものとなし、之が移掘を求めたるも、禹の之に應ぜざるに依り憤怒の極遂に六月四日午後八時禹の埋葬せる墳墓を發掘し、棺をあばき死屍を眞裸となして、附近の麻畑中に埋葬せり。(京城地方法院檢事局調)

(事例二) 京畿道楊州郡葦原面越溪里八統一戸農兩班李揆善(二〇)は、大正元年陰曆七月十六日親族なる李揆百が、その實父の屍體を同面鹿川里一輪山に改葬したるに、其の地恰も揆善の五代祖墳墓を距る僅に十二三步の地なりしを以て、揆善はかく近くに墓地を定めて入葬するは自家子孫の繁榮を損害する虞ありと思惟し、之を發掘して其の憂を絶たんことを企て、大正二年二月十七日夜陰に乗じて人夫尹允先外一名を雇入れ、自ら指揮して揆百の實父を入葬する墳墓を發掘したり(同上)

(事例三) 忠清南道青陽郡廳の裏山に學校林がある。此處は昔から此處に若し暗葬するものがあればその子孫は繁榮するが、青陽邑内には立所に災厄が降ると傳へられて居る處であるが、昭和三年九

月邑内の子供が一人邑内を流る、川に墜落して死亡した。この水死事件は邑内としては今まで曾つてなかつた事であるので、只事でないと言ひ合つた末、誰か禁を破つて裏山に暗葬した者があつた爲めではないかと云ふ事になり、早速裏山を探して見ると學校林の中に新しく埋葬した墳墓が發見された。そこで水死事件はこの爲めであつたと云ふ事が明白となり、振興會長からの出願でこの暗葬墓を發掘して他に移葬することとなつた。(昭和三年出調)

(事例四) 忠清南道瑞山郡富春山玉女峯(瑞山邑の後山)は古來暗葬の禁止地とされて居た。それは此の山に居る玉女神が非常に汚れを嫌ふからで、若し此の山に暗葬する者があれば、早速移葬して神域を清めしめんが爲めの神慮から何等かの兆(しるし)があり、之に應じない時は山下の村民に災害が與へられると云ふ理由からである。大正十四年頃の事、一人の村童が此の山に薪拾ひに入つたところ、怪しげな女が現はれたので、彼は驚怖の餘り後をも見ずに家に馳せ歸つた。その夜彼が眠つて居ると例の怪女が夢枕に立つて、山上の竹のある處に屍體が埋めてある、普通では見付からぬから、その竹藪を截り拂つて見ると入葬した形蹟がわかるから、早速その屍體を發掘して他にもつて行くべしと告げた。然るにこの村童は半信半疑、その告げの如くしなかつたので間もなく發狂し、十九歳を一期として夭折してしまつた。始めは狂人のたわ言と聞いて居た村民達も、この村童の死に依つて今更ながら昔か



ら傳へられて居る禁葬の事を痛感し、この儘に打棄て置いてはまた如何なる祟りがあるかも知れぬと云ふので、早速相集つて山に上り竹藪のある處を掘り探して見ると、果して一個の頭骨がころがり出た。それから段々調べて行くと、之は此の地方の某金持が暗葬したものである事が判明し、この金持は墓地規則違反で處罰せられた。その暗葬場所は玉女神祠の下方山腹にあり、まことに形勝の地點である。此處は同年春チブスの流行した時も暗葬を發掘した。(昭和三年出調)

(事例五) 忠清南道公州の人金準煥が、嘗て天安郡天安里に吉地あるを聞き、金にあかして之を手に入れ、祖先の墓地を設定せむとした事があるが、その時天安里の里民はその山が同里の後山で、古來この山に墓地を設ける時には、その墓の子孫は富貴になるが、その代り同里の住民は悉く滅亡してしまふと云ひ傳へて禁葬して居るからと、里民擧つて之に反對した。(昭和三年出調)

(事例六) 全羅北道井邑の近くに鳳凰山と云ふ山がある。この山も昔から禁葬地となつて居るが、人もしこの山に暗葬する者があれば、この山下部落に飼つて在る鶏が夜通し鳴きつゞけるので、早速暗葬のあつた事が判明し發掘されてしまふと云ふことである。(同上)

(事例七) 忠清南道舒川郡鐘川面新儉里の後山は雄大な來龍、青龍、白虎及び朱雀(水)の山水に圍まれた風水形勝な山であるが、むべなるかな朝鮮第一の大地なりと稱へられて、この地方の有力者

達には勿論、各地の富豪の垂涎的となつてゐるが、里民は、もしこの山に墓地を定められると里民一同擧つて流離の厄に陥ると信じて、墓地として賣買されることに極力反對するので、未だにそのまゝになつて居る。(同上)

(事例八) 平安北道泰川郡西面林泉洞林泉山麓の中腹は、今から五百年前に有名な風水師仙居士から折紙をつけられた吉地で、この地に墓地を設置すれば、其の子孫に高官大職が續出すると傳へられて居る。その爲め從來附近の住民は時々祖先の白骨をそこに暗葬したが、同地は奇妙なことに、同地に縁故のない者は如何に嚴重に埋葬しても、埋葬後は必ず暴風雨が起つて發掘するまで幾日でも續く、で暗葬することが出來ず。そのまゝ今日に及ぶと云ふことである。(泰川警察署報告)

(事例九) 慶尙南道密陽郡府北面終南山は郡内での名山で、この山に祖先を埋葬すればその子孫は直ちに繁榮すると云ふので、時々暗葬する者があるが、然し若しこの山に屍體を埋葬する時は旱魃を招くので、旱害の年には、昔は郡守が此山に上りて雨乞祈禱をしたる後、村民と共に暗葬墳墓を搜索し、屍體を發掘拋棄するのが例となつて居た。現今では郡守の雨乞はないが、旱魃の時は依前この雨乞と同時に暗葬墓發掘の行事を實行して居る。昭和三年九月にも旱が續いたので、附近の部落民數十名は雨乞に登山して府北面前沙浦里某の暗葬墓を發掘した實例がある。(密陽警察署報告)



(事例一〇) 慶尙北道慶州附近の少し小高き山、見晴しの良い山は悉く墓地として吉地であると云はれ、且つ名山に父母祖先を葬ればその子孫は富貴榮達すると云ふ信仰があるので、人々は争つて之等の山々に墓地を設定せむと努める。然るにかゝる名山に屍體を埋めた場合には、早魃が續いて雨が降らないと云ふので、之等の山附近部落民は何れもこの山を墓地禁斷の所として、暗葬者のないことを望むのである。處が別に山番を置いて保護する譯でもないから、富貴を希ふ人々の暗葬は何時の間にか行はれる。夏までは放つて置くが夏に雨が降らなくなると、これは暗葬のある所爲であると部落民多数が登山、それらしい處を掘り返へして屍體を出り出すのである。だから此地方一帯は夏季雨の降らぬ時は、何を差し置いても山上の墓掘りをやつて以て雨祈りにかへる慣しになつて居る。

大正十三年八月の事、慶州郡江西面山岱里武陵山上で屍體發掘騒ぎが演ぜられた。それは幾日も早魃が續くので山下の部落民が山顛を調べて見た處、誰の墓か新らしい墳墓が出来て居る。雨の降らないのはこれが爲めである、自分一家の幸運を得んが爲めに吾等幾百の人命を飢渴に餓死せしむるとは不届至極であると、部落民は多数登山して之を發掘した。この擧を耳にした墓地設立者側も、そのまゝにして居てはどんな侮辱を屍體に對して加へられるかも知れぬので、一族語らつて登山し發掘に抗議したが、これが爲めに激怒した多数部落民は遂に發掘した屍體を放棄し、墓の一族を毆打膺懲し

た。この騒ぎの報告を受けた駐在警官は直ちに現場にかけつけ、十數名の檢束を行つて漸く騒ぎを鎮撫したが、その日から雨が降り出して來たので、部落民は昔からの信仰が決して空しからざることを確信した。(昭和二年出調)

(事例一一) 慶尙北道迎日郡に兄山と云ふ名山がある。この山は新羅衰亡にからまる幾多の逸話を物語る兄山江を挟んで弟山と竝ひ立つ高山であるが、この山の顛は昔から非常な吉地として信ぜられ山頂に一の石棺が埋めてある。この石棺またはこの石棺の附近に祖先の遺體を一部なりとも埋葬すれば、その反應は直ちに現はれ、幾月も経たない間にその子孫は富貴の身となると云はれて居る。處が此處に屍體を埋める場合には山神の怒りに觸れて必定して早魃が續く、そこで此の山を中心としてその附近に散在する山麓一帯の住民は、この早魃を恐れて此山を禁葬地となし、若し早のつゞく時には早速此山頂に登つて其處此處を發掘し、埋葬せる屍體の一部なりとも止めないやうに掘り出して、神聖地の不淨を去り、山神の怒りを解いて雨を乞ふのである。

禁葬地であればある程暗葬者はそのあとを絶たない。だから毎年夏になれば附近部落民の手に依つて此の山の顛は蜂の巢の如く掘り返へされる。以前はこの發掘を妨げむとする暗葬者側と發掘者側との間に喧嘩が始められ、遂には天雨未だ降らざるに先立つて血の雨を降らした事も尠くなかつた。發



掘者の方で蜂の巣のやうに掘り返へず搜索法に對抗して一方暗葬者もその埋葬に巧妙を極め、祖先の遺骨の一片、毛髮齒などを氣付かれないやうに埋め、その上を地均らして草を置いたり又は玉蓮寺（観音を安置する小寺）の堂守の僧に金を握らせて御堂の下に埋めたりなどする。だから發掘者は平地でも岩かけても處かまはず掘り返へし、昭和三年の夏など観音堂下に暗葬してあると云ふ嫌疑から、部落民はその僧を縛し堂の一部を破つて堂下を掘り返へした事もあつた。

最近の實例では昭和二年八月早が續くや、地方部落民は暗葬發掘の爲に數百人が申し合せて登山し、鋤、鍬、ホミ、スコップ等を振つて山頂を一齊に残るくまなく掘り返し、遂に二三の骨片を掘り當て、之を放棄した。處が間もなく雨が降つたと云ふことである。（昭和二年十一月出調）

（事例一二）慶尙北道蔚山郡江東面と下相面の堺に舞龍山と云ふ山がある。この山も墓地とすれば子孫は直ちに大金持になるが、その爲め雨が降らず早魃が續くと云ふので他の地方と同じく禁葬の山となつて居る。大正十二年下相面民は、以前からこの山の一部に無縁墳墓があるから、一族一家の墓地でなく共同墓地とするには何等差支なからうと云ふので、大正十三年にかけて續々澤山の墓が出来た。江東面民は之を知らぬでもない、苦々しく思はぬでもない、が時勢が時勢であるから、舊習を荒立て、は如何にも迷信に囚はれて居るもの、如く見做されるのがつらいので黙して居た。然るに果せ

るかな雨がさつぱり降らない。植付けも出来なければ、作物は枯死してしまふ。これは座して餓死を待つやうなものだ。もう我、まんが出来ないと江東面民の一部は擧つて舞龍山上の墓地發掘を決議し、數百人群をなして登山し、先づ以前からある無縁墓を發掘し、勢に乗じて下相面の共同墓地をも發掘した。この擧あるを知つた下相面民は一方急を警察に訴へると等しく、一方これまた群をなして登山し墓地發掘者に對抗した。どちらも殺氣立つて居るので、兩面民の間にはあわや修羅場を現出せむとしたが、急を聞いて駆けつけた警官連が早速發掘者二十名を検束して鎮撫に努めたので漸く事なく解散せしめることが出来た。（昭和二年十一月出調）

（事例一三）慶尙北道河陽郡安心面釀禮山（俗に祈禱山と呼ぶ）に墳墓を作れば、早魃が續くと云ふので此程同地方里民數百名が集合して、李某外一名の墳墓を發掘せむとした。それはこの山に作つた墳墓を發見すれば忽ち雨が降ると云ふ古來からの云ひ傳へに依つたものである。（大正六年八、二一、京日）

（事例一四）平安南道成川郡靈泉面朝陽里朴德煥は豫て胃腸病に悩んで居たが、それは附近に住む孤兒朴東英（五）の父の屍體を德煥の住宅裏に暗葬したからで、若し之を他の處に移葬しなければ恢復しないと聞き、朴東英の親族の者に屢々その移葬を請求したが應じないので怨を懷き遂に頑是なき東英を殺害してしまつた。（大正七年一、二、六、京日）



(事例一五) 慶尙北道金泉郡南面玉山洞後山に墓地を設けると飲料水が變質するからと云ふ理由で、南面李達根等首唱となり洞民數十人して、善山郡龜尾面李容夏がその亡父の遺骨をこの山に移葬せむとするを妨害し、容夏外數名の者に傷害を加へ、且つ葬具まで破壊した(大正九、六、二四、京日)

(事例一六) 忠清北道槐山郡近くの白馬山上に祖先を暗葬して三百日間他人に氣づかれない場合は、暗葬者は大金持となる、その代り暗葬のあつた年は大旱魃でこの山の附近は非常な凶作を免れないと傳へられて居るが、最近陰城郡遠南面馬松里民中にこの白馬山上に暗葬した者があると云ふ噂があり、目下早天長續きな處から槐山郡沙里面老松里及び笑梅里民約百名は鋤、スコップ、棍棒等を携へて馬松里を襲撃し、馬松里民七名を白馬山上に拉致して、暗葬の發掘を迫り暴行を加へた。

(昭和二、七、三、京日)

以上の諸事例に依つて朝鮮に行はるゝ禁葬信仰が如何なるものであるかは大概明白となつた。さてその禁葬の理由を或は尊嚴を冒すとか、子孫の繁榮を妨げるとか、災厄が降り、里民が流離するとか、病氣になるとか、飲料水が變質するとか又は旱魃が續いて凶作となるとかと稱し、その由來を説明して或は山神の怒りに觸れるとか或は聖域を汚すに依つて天神の冥罰を受くるとか唱へて居る。要するに之等の理由及び由來の説明は、禁葬地を保護し入葬を禁ぜむとする觀念を修飾するに、民間に

最も古くから浸みこんで居る鬼神信仰を以てしたので、結局は風水的效果の障害される事を防止せむとする目的に出でたものであることは明白である。何故なればかゝる禁止があり、發掘の厄に遭ふことが明らかに解つて居ても、禁止地域に設墓暗葬する者があり、而してそのあとを絶つことなく續々としてあらはれるのは、皆かゝる吉地に入葬すれば子孫(暗葬の當事者及びその子孫)が富貴榮達するとか、又は大金特になるとかの信仰が熾盛であることの反映であつて、而してこの吉地に入葬すれば富貴を得るの信仰は、全く風水信仰に他ならぬものであるから、禁葬の目的もやはり風水的觀念から由來するものであると云はねばならぬ。

さてかゝる禁葬地域に入葬暗葬者の多きは何ぞや、他なしかゝる禁葬地域は風水の知識を必要とせず、風水師に相地を依頼して多額の報酬を與ふることなくして吉地を求め得るからであること、及び立派な名山などに葬ることは、萬人に賦與せらるべき幸福を自己一族に集束して享受し得ると信ぜられることの二つからである。立派な吉地を探し當てるには知識勝れた風水師に依頼してその費要を惜しまずにかゝらねばならぬ。然るにかく多額の費要を支辨し得るは、少數の權力ある者か又は富力ある者に限られ、一般多數の人々には到底出來ない事である。處が既設の墓地又は都邑、部落、人家は皆風水的吉地に定められたものであるから、之等の地域に入葬暗葬すれば、諺に所謂「妓生と墓は後



入者が主人だ』の觀念に依つて新たに入葬暗葬したものが、その地の生氣に俗することが出来、適々發掘の厄に遭遇するけれども、若し運よくその厄に遭はなければ、これに越した勞少くして效大なる經濟的葬法、經濟的致富の方法が他にあらう筈がない。

如何に經濟的致富法たるにせよ、他人に賦與せらるべきものを自己の幸運の爲めに獨占せむとすることは、あまりに反社會的なやり方であるから、さてこそ法令に於て禁止し或は鬼神信仰を以て禁葬して居るのであるが、この反社會的入葬又は暗葬は、つまり朝鮮の血族中心の社會のみを重んじて、他を顧みなかつた社會性の一表現に外ならぬものであつて、他に依頼し、他と協調して社會生活を發展せしむるよりも他を抑壓し、他を利用する事に依つて自己の繁榮を致さむとした生活意識、處世觀念からの投影に他ならない。だから之等暗葬禁葬の現象は墓地風水信仰が因をなして始めてあらはれた生活上への影響ではなくて、かゝる現象を生ずべき生活意識の存在して居た處へ、たゞこの生活意識に適應して之を發揚すべき墓地風水信仰が來つて之を援助したので、暗葬禁葬等の具體的現象が出現したまでである。故に之等の現象は從來存在した生活意識の發展過程として墓地風水信仰が利用せられた處のもの、要するに生活意識の風水に依る具體的表現に他ならないものである。

#### 第四節 犯罪及び争訟

墓地が人生の生活に重大な影響を及ぼすものであると考へられる所から、朝鮮には墓地に關する犯罪と争訟が數限なく行はれた。そもくかゝる信仰の存在する處では墓地は生活上に於ける重要な源益の一つである。だからこの源益を獲得し、保持し、或は之を保護せむとすることは生活上の他の源益即ち衣食住乃至生活の資料を所有し、保護せむと努むる事と全く變りがない。殊に墓地は生活の全體とも稱すべき運命を支配するものとなされて居るが故に、生活の資料たる他の源益、財産よりも、より重大なる關心事項たらざるを得ぬ。蓋し生活の本質は生命の維持發達であり、而して之に役立つものが他の多くの資財であるが、墓地はこの本質的生命の消長を左右するものであり、この墓地の吉凶如何に依つて生活に資する財貨は努めずしてその豊富を致し、或は餘儀なく之を失はしめられるものであるからである。且つ墓の源益は子孫の繁殖、名譽、富、地位その何れとして産出せざるものなき能力あるものと信ぜらるる點よりして、生活に對する萬能源益たるものであるからである。かゝる萬能源益に對する人々の直接行動が墓地犯罪であつて、その間接行動が争訟に他ならない。

然らばこの萬能源益たる墓地に關する犯罪、即ち直接行動には如何なる種類のものがあるか。大別



して良好なる墓地源益を獲得せむとする積極的犯罪と、他人の墓地源益を阻害せむとする消極的犯罪との二となすことが出来る。前者に屬する所の主なるものは暗葬であり、偷葬、勒葬であり、後者は發掘であり、屍體冒瀆であり、材木斷脉、乃至犯禁等である。

暗葬は既に本章第二節に於て之を述べたから再び此處に繰返さない。偷葬とは他人の山野、墓地の狡猾なる侵奪であり、勒葬とは他人の所有にかゝる山野、墓地の強制的侵奪である。狡猾偷葬の一種に埋標占山の俗習がある。鄭若鏞の「牧民心書」に據れば、先づ偷葬せむとする吉地吉穴を豫じめ選定し「占得人何の誰、占穴何年月日、某親壽地」等の文字を白瓮器に書いて上下相合したものをその穴中に埋めて置き、後入葬の必要となつた時に之を掘り出し、従前から此處は自己の所有であつたものであるとして、之を以て此の地に埋葬を拒否する者に對抗したものである。之を埋標と云ふ。

而してこの埋標を他人が故意に掘り出した場合には其の罪塚を掘つたと同一であるといつたものである。これは用意周到な者が豫じめ父母乃至自己の入葬すべき地を生前に定め置き、死後入葬の時に埋穴の所に迷はない爲めの目標として之を埋めたものであるが、後には之を新羅時代に於て既に行はれた灰を埋めて他人の家宅を詐取した故智(新羅第四代の脱解王が末だ王位に即かぬ前の事、最初吐含山上に石窟住をして居たが七日の間風水的に見て可居の地を城中に探望した結果、瓠公の宅が最も良

好なるを觀たので、之が乗取り策を案じ、潜にその家の邸内に鍛冶の灰を埋め之を證として瓠公の家がもと鍛冶職をした自分の祖先の家であることを官に争ひ遂に勝つて易々と自分の居宅とした「三國遺事卷第一脱解王條」に倣つて、他人の所有に屬する吉地を占奪する手段に屢々利用したものである。勒葬とは權勢ある者が權勢なきものの墓地又は所有土地に吉地を卜定した場合、所有主の拒否するを肯かずして之を強制的に占奪するものであつて、勢力なき者は當然その不當を官に訴へて之を争ふことが出来たが、多くの場合に於て敗訴の憂目を味はなければならなかつたのである。そこで李朝の法典たる大典會通には、

『士大夫勒葬誘葬偷葬之類。各別痛禁。犯者。依奪入閭家律論。該邑守令。知而不禁者。拿處。常賤父母山繼葬處。士大夫占奪者同律。勒限移葬。』

と規定して、もしこの勒葬の行爲を敢てするを、其の土地の地方官たる守令が知つて禁せざる場合には守令を捕へて處罰すると、頗る嚴重な刑律を設けたものである。

消極的犯罪は墳墓發掘、屍體冒瀆及び葬墓の附屬物を盜むことである。之等の犯罪の目的は入葬を禁じた處へ入葬したから、それを他に移葬せしむる爲め、及び入葬せるものを掘り出し、葬具を盜み、墓地に必要なものを毀損して以て生氣の充溢を妨げ、入葬者の子孫をして發福を受くることなからし



めんとする處の犯罪であつて、之には次の如きものがある。

墳墓發掘。器物磚石を盜む。墳墓を發掘してその墳地を他人に賣る。屍體を放棄し、又は水中に棄てる。屍體を毀して棄てる。他人の墳墓に狐狸を薰して棺槨を焼く。他人の墳墓を地均して平地となし田園となす。山殯を破毀し、假葬の衣衾を剝取する。墳墓内の樹木を盜む。墳に放火し、木を挿し込み、或は穢物を投じて戲をなす。(以上「大明律」及「大典會通」に載録せる刑目)

いま之等を實例に就て見るに次の如きものがある。

(1) 京畿道長湍郡江上面率浪里東幕洞徐致雄は、自己所有の墓地に同郡江西面葛雲里禹劉鎮がその亡父を入葬したるを、祖先の塚の尊嚴を冒すものとなして之を發掘、棺を開きて屍體を他所に移葬した。依つて懲役二年の刑に處せられた。

(2) 忠清南道牙山郡二北面農韓景履(五四)は、隆熙二年陰九月二十九日水原郡廣德面朴洞町山麓に入葬しありたる李鍾台の妻の塚を發掘して棺槨を取出したが、告訴される前に水原署に自首したので懲役五ヶ月に處せられた。

(3) 京畿道始興郡北面下坪村農金興天(三六)は、隆熙二年十一月十日京畿道果川郡上西面秀村に在る金天洙の從祖及祖父の墳墓二基を發掘し屍體二個の頭首を切り取り之を藏匿したので、懲役一年半

處せられた。

(4) 京畿道楊州郡葦原面越溪里農李揆善(二〇)は、大正元年陰七月十六日親族なる李揆百が自己五代祖の墳墓を距る僅に十二三步の所に百の實父の死體を改葬したるを、自分の子孫の繁榮を害する虞れがあると云ふので之を發掘して、笞九十に處せられた。

(5) 京畿道抱川郡内北面加采里農崔勉植(二三)所有の墳墓は、京畿道高陽郡九耳面城洞陵隅山に在り、八百年來代々同所に祖先を入葬し居るに、其の墓直にして彼の一族なる崔萬喜が、大正元年陰十月頃同墓地限界内に在る山斗理峯を、私かに京城西部仁達坊社稷洞三十七統二戸太德弼に賣却し、太は右斗理峯に墳墓を設置したるを聞き、勉植及び其の一族は之を撥拒したるに拘らず、之に應ぜざるを憤り、大正二年九月一日深夜人夫十數名を引率して同所に至り、人夫を指揮して該墳墓三個を順次に發掘し、入葬し在りし遺骨三體及屍一體を取出し、之等を附近柴原に運び各別に土を蔽ひかぶせて遺棄したり。依つて懲役三箇月に處せらる。

(6) 京畿道豐德郡西面中連好軍洞農李應春(三三)同所農李聖天(五四)同開城郡西部十川橋金大連(三〇)は、共に金錢を劫取せむ事を謀り其の手段として人の墳墓を發掘して死屍を取出し、之と引替へに墓の所有者より金錢を強請せむとし、隆熙三年陰九月十日夜三名は開城郡東部八字洞居住金鎮五所有の



京畿道豊徳郡北面河内洞にある墳墓を發掘し、死屍を掘出し其の頭骨を取り豫め作り來れる金鎮五に對し『金一萬五千圓と引替にこの首を渡すべき』旨を認めたる脅迫文を墓石の上に殘し置きて立歸り、其頭骨をば開城郡陵城谷の坂道の附近に埋め置き、同月十二日脅迫文中記載の會合場所なる陵城谷坂道に三名は至り、待構へたるも金鎮五の來らざりしより更に三名は共謀の上金五萬兩を持參せば首を引換へに渡すべき旨の脅迫文を作り、金大連をして金鎮五の叔父金圭夷方に持行かせたるも未だ財を得ずして檢學され、各懲役五年に處せられた。

(7) 京畿道坡州郡條里面獐谷里二六李種益(三八)は、其所有に係る楊州郡白石面基山里一七〇番地林野六三〇〇歩祖先墳墓所在の山坂を姜一馨なる者の爲めに奪はれたるに憤慨し(姜一馨から民事訴訟を提起したる所、李が無學なる處から、闕席判決に依つて前記山坂の所有權を喪失させられた)大正十二年十月十八日同里所在姜一馨の五代祖姜宅齊及曾祖父姜彦成の墳墓に對し公然不敬の行爲を爲したる爲め、同年十二月二十七日京城地方法院開城支廳に於て罰金貳拾圓に處せられたるを以て、姜一馨の祖先の白骨を質に取り以て前記山坂を脅迫的に取戻さんと企て、大正十三年一月一日夜前記墳墓地に到り、携帶せる鋤を握つて姜宅齊夫婦合葬の墳墓を發掘し棺の上部の松板を抜取り其の附近に放棄し、且つ姜宅齊夫婦の頭骨及足部の白骨を持出し坡州郡條里面獐谷里山中に隠し置きたること發

覺し、遂に懲役八箇月に處せらる。(以上京城地方法院檢事局判決録に依る)

以上は普通に行はれた墓地犯罪の概略であるが、此外猶ほ禁葬を冒犯する處の積極的犯罪が尠少でなかつたのである。その種類は既に禁葬の節に於て述べたるが如く、墓地の廣さの制限を冒して廣くすることであり、禁葬區域に偷葬することであり、神聖とされる山又は生氣の主脈として保護される地域に入葬を犯す事などであつて、之が爲めに時ならぬ騒動を引起すこともあつたのである。この廣くは耕地の少ない朝鮮にとつては可なり非生産的な影響を及ぼすものであつて、一小墓域を養はむが爲めに幾十町歩の山野を、或は青龍白虎、或は垓字と稱して廣く占することは、新葬ある毎に新たに墓地を選定する風習と相俟つて、多大の非生産的地域を占領することになつたのである。

かゝる犯罪が官の手に依つて充分に處罰せらるゝ場合には、その弊害も少かつたものであらうが、由來墓地は何處にでも定め得らるゝ性質を有するものなので、その設定せるものが官に知れるまでには相當の時日を要し、且つその知られるものの大部分は犯則に依つて設定されたものの幾割にしか過ぎないのであるから、告訴及び訴訟の提起されるまでは、官の手に依つて之を罰することが出来なかつた。且つ又たとひ告訴あり、訴訟が起されてもその判決は多くの時日を経過し、結局弱き者資力のなき者の敗訴に歸するやうな狀況であつたから、一般には寧ろ之が解決を官の手に依頼して公決する



よりも、私の力に依つて解決せむとするものが非常に多かつたのである。

「大典會通」に『婦女を率ゐて山に上り葬を禁ずる者。軍を發して相鬪争する者。劍を抜き、砲を放し、射を放するもの。黨を作りて喪を伐ち、喪輦を打破する者、柩を犯す者。金井（墳穴内のわく）を破り築灰を毀つものは、並に重く論ず。』とある之等のものや、前述せるが如き消極的發掘死體冒瀆の類の如きは、皆この直接行動に依つて墓地設定を拒否せむとする争鬪である。（茲に婦女を率ゐて葬を禁ずるとは、甲が乙の入葬を禁止せむとする場合、他に手の下しやうなき時は、多くの婦女を率ゐてその墓地に到り、將に入葬せむとする處に群居せしめて動かぬのである。婦女に手を下すことは誰しも憚る風習が昔から存在するので、乙は遂に入葬の目的を達することが出来ない譯で、これは弱者を以て強者に對する唯一な無抵抗主義の一戰術である。）

墓地争鬪の官に訴へられたもの之を山訟と云ふ。李朝純祖朝の人鄭若鏞は之を次の如く述べて居る。『墓地の訟今の弊俗と爲す。鬪毆之殺半ば此に由りて起る。』と。而してこの争訟鬪争の起る所由は『世人郭璞之説に惑ひ貧にして吉地を求め數年に至りて親を葬せざる者有り、既に葬して不吉なれば一掘未だ已まざるに三四次に至る者有り、争地に因つて訟を致し親未だ入土せずして家已に蕭條する者あり、兄弟各房風水の説に惑うて骨肉化して仇讎と化するに至る者あり、親を葬する者風水を溺信

して他山を侵占し人塚を伐ち人の祖父母の骸骨を棄て、怨連訟結死を抵して勝を求め家を傾け業を敗るに至る。而して地は終に得べからず、福は應に尙ほ遠くして禍は應に近に至る。』の愚を演ずるからであり、『國典の所載も亦一截の法なく、左すべく、右すべく惟だ官の欲す所、民志不定、争訟以て繁し』であり、且つ之に加ふるに、地師の誘惑甚しきことを擧げて『案ずるに地師は中國の壘巫なり、凡そ葬巫の利は新占に在り、故に先塋の側餘穴尙ほ多しと雖も必ず毛を吹いて疵を覓めその不吉を言ふ、乃つて喪主と外に走つて山を求め新穴を占めんと圖る。凡そ新穴は皆他人の地なり、安んぞ訟なきを得んや、争訟の繁、悉く地師に由る。』のであると云つて居る。猶ほ山訟の事件は官廳の近くにある場所では決して行はれず、必ずそこまで出かけるには澤山の經費を必要とする遠い地方であり、訴へるもの（侵奪されたもの）は、その門戸が凋零してしまつた爲めに侮蔑せられる所から奪はれたので、訴訟費を支辨するに苦しむ状況であるから、多くは泣寢入しなければならぬ、處が一方侵奪する方では權勢も富も時めく者であるから腰も強く官の心附もよく届くので、公平な截斷が容易に下さるべくもなく、事件は幾年も引つゞくのが普通であると述べて居る。

この墓地争訟は當事者達にとつて單に土地所有權の問題のみでなく、實に一家の運命の消長を決する争訟であるだけに、そのまた運命が金錢で見積りのつかぬものであるだけに、家産を賭しても烈し



相争ふのくで、之が截断に立つ判官にとつては極めて厄介なものではあるが、同時に極めて有益な仕事でもあつた。だから地方官の中には、山訟あるを喜び、山訴以外の事務は、殆んで放棄して之のみに専念し、山訟當事者の雙方から致さるるものに依つて、莫大の富を積み得た者が少なくなかつたと云はれて居る。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

### 第三編 住居風水



## 第一章 陽基と風水

### 第一節 陽基の意義

陽基とは生人の住居地の意味である。蓋し人の生死を別つて生者を陽、死者を陰となすところから、死者の住所なる墳墓の地を陰基、陰宅と稱するに對して、生者の住所即ち個人の家堡又は生人の集團たる部落、都邑の基地を、陽宅又は陽基と名づけたのである。而してこの生死の住居を並べ稱する場合、風水上普通に陰宅陽基と稱して、陰基陽宅と云はない。そもく宅と基とは同じく人の住居に使用せられる文字であつても、その用語の慣習上宅は人の入りて住するもの、基はこの宅を置き容るゝ土地を意味することになつてゐるのであつて、例せば人の住むべき家屋が宅であり、この家屋の據つて立つ地が基であつて、普通の住宅にはこの宅と基とが二つながら必要な存在物であるのである。然るに死者の住宅は地上に別に家屋を造營するのではなく、直ちに地中にその安住所を定めるのであるから、墳墓ではこの宅と基とは別々なものでなく、同一なものとなつてしまふ。換言すれば墳墓は普通の家屋にとりて基地となるべき所を宅となすが故に、この宅には別段に基地と云ふものを必要とし



ない譯である。處が生人の住宅即ち普通の家屋では、たとひ穴居の風習が汎く各地方に行はれて居たにせよ、それは寧ろ例外であつて、一般生活方法の上から觀察すれば、地上に木石等の材料を用ゐて或種の建物を建築したものである。だから生人の住宅には人の入りて住むべき家宅と、而してこの家宅を載せて立たしむる宅地又は基地との二つを必要としなければならぬ。

さて風水は地氣に依つて、幸福を求めんとするものであり、主として土地に依つて、天地の生氣を享受せむとするものであるから、死者の墳墓及び生人の住居が風水的に、考慮せらるゝ對象となる場合には、墳墓は宅そのまゝで、充分に生氣の享受をなし得るが、住居は家屋(宅)にあらずして、寧ろ宅地即ち基地に依つて、始めて完全に地氣と交渉を保つことが出来るのである。従つて生死兩者の住居を風水的に云爲する時には、墳墓を陰(死者)宅と云ひ、住居を陽(生人)基(家屋にあらず宅地)と云ふ所以である。

以上を以て陰宅と陽基の別を明らかにしたが、陽基は生人の住居する宅屋を立つる土地の謂であつて決して人の住居する家屋そのものではないのである。だから風水的效果の追求からすれば家屋そのもの、構造は左迄重要なものでなく、家屋を立つべき土地の善惡如何が極めて重大な關心事項となるのである。だからその上に家屋を造營すべき土地が生氣を享くるに良好な所であれば、その上に建つ

る家屋の大小壯陋は太した問題ではない。高麗忠烈王(一二七五—一三〇八)の時、觀候署が上言して、道説密記に依れば地は多山を陽、稀山を陰となし、屋は高樓を陽、平屋を陰となすものであるが、我國はもとより多山の國であるから、もし高屋を作れば必ず國運の衰損を招くと、故に太祖この方宮闕かたでもあまり高くしないのみならず民家は悉く高屋を禁じたものである(高麗史)と云つて居るが、これは多山の地に高屋を造れば地徳を害する旨を述べたものであつて、この高屋の禁は一國の地徳を衰損することを虞れてのもので、もし地徳を衰損しないものであれば高低も介意されなかつたものである。即ちこの禁令は地力の爲のものであつて、住家から見れば地が主で家は従の位置に措かれて居たものであることが察せられるであらう。

この多山の地に高屋を造ると地徳を衰損すると云ふことは風水説の陽來陰受に反するからで、地勢が陽ならば建物は陰を以て之と調和すべく、地勢が陰ならば建物は陽を以て之を受くべきものであると云ふのが風水説の云ふ處である。地勢からは山多きを陽となし、高樓となし、山稀なるを陰となし平屋となす。家屋は高樓を陽、平屋を陰とする。従つて多山の地に高樓を建つれば陽と陽の不和を來し、高樓と高樓との衝突を免れない。依つて多山の陽に對して陰なる平屋を以て調和しなければならぬのである。もし地勢が稀山の陰であれば、高屋の陽を以てすべきである。蓋し陰陽は陰と陰、陽



と陽とでは調和せず、陰と陽とに於て始めて調和し、そこに生氣の活動を發揮するのであるから、陽地には陰屋を陰地には陽樓を以てすべしと云ふのである。朝鮮には從來寺塔を除いては高樓高屋の殆んど見るべきものがなかつたのは、かうした風水信仰が不識の間に傳播されて居たからであらう。現在に於ても朝鮮の民間では衣服には頗る注意して贅を盡すが、その住宅に至つては左程の注意を拂つて居らず、壁破れ、柱傾くも意に介せず、立派な装の紳士もその住む家たるや一小陋屋に過ぎないのは、居は膝を容るゝに足ると云ふ情貧を喜ぶし、やれからのみでなく、全く、住居は住宅地にのみ重きを措きて、住家には更に重きを措かなかつた因襲の然らしむるものであるとも考へられる。

## 第二節 陽基の種類

生人の住居たる土地即ち陽基には大別して二つの種類がある。その一つは國、都、州、邑の如き人衆の生活場としてのものであり、一つは個人家屋の宅地である。然しながら生人の住居は死者のそれと異なり、その生活關係からして人里離れた處に孤獨な生活を營み居ないものであるから幾許なりとも集團的住居をなすものである。従つて陽基の種類は嚴密の意味に於ては集團のもの個人のものとの別あることなく、集團住居の一つに局する譯であらう。然しながら風水的效果を目的とする處から

觀察して、それが集團生活者全體の幸福の爲めであるか又は他の生活者の不運不幸は之を顧みることなく、只自個一家の幸福を專一とするかの別あるに依つて、集團生活者の幸福を目的とするものを集團陽基、自個一家の幸運を目的とするものを個人陽基と分けることが出来るのである。

集團陽基には一國、一州、一郡、一都、一邑、一部落の數種があり、その規模の如何に依つて各々大小の差はあるが、結局一國一都一邑全體の地勢が風水的效果の對象として考へられるのであるから、兎に角廣汎の地域を取扱ふのである。然るに個人陽基では一個人の家屋の宅地を風水的效果の對象とするのであるから、その規模に於て集團陽基の如く廣汎なものでは到底あり得ないのである。然しながら個人的陽基は集團的陽基に比較して、その地域の狭小なるだけ良地の發見と其處への移動が容易であること、恰かも陰宅が陽基よりも容易なるが如くであるから、陽基の風水的追求から觀て集團陽基に劣らず個人陽基が強き信仰となつて居るのである。

蓋し集團的陽基は一度び之を設定したる以上、その後には於て地氣の衰へたるを推知するに至つても、その陽基が人衆の生活場であるだけに容易に他に移轉すると云ふことは次の二重の障礙に依つて容易でないのである。即ちこの人衆を悉く容るべきより良好なる陽基を他に探し求むることに困難なること、又たとひ探し求めたにしても、そこに移轉することが距離の關係或は舊處に對する執著等の關係



から決して容易でないのである。この事は高麗王氏の末葉國歩艱難に陥るや、國都開城の氣運が既に衰へたのであるから、須らく都を屢々平壤又は漢陽(今の京城)に移すべしと云ふ遷都の議が起り、既に遷らんとして尙ほ且つ遷り得なかつた例に依つて徴することが出来る。だから集團陽基は一度以て設定せられたる以上、之を他に移動することよりも、其處の地力に旺盛を致すべき施設、衰運を防遏すべき施設をなすが如き消極的方策に出づるのが普通である。之を裨補と云ふ。

之に反して個人的陽基はその陽基の地域が廣大ならざることと、及び之を他に移さむとするに當り、他人に依つてその意志を妨げられることがないから、極めて容易であつて、某所に基地を定め若しそこが不適當ならば再び他に之を移すことが出来るのである。だから用意周到の者に至つては家の基地を甲乙兩所或は數箇所豫定し置き、若し甲地に住みて幸運を得られない時、又はその地が運氣衰微したる時は移つて乙地に住するやうにしたものである、例へば慶尙北道安東郡臨河面川前洞に住む金氏(金誠一)を出した有名な家柄の祖先璣金は今、から四百三十餘年前此處が後に至つて三南の四大地の一に數へられるが如き風水上好なる土地なるを發見し、安東より移つて此處へ宅を建てやがてその息克一誠一の如き有名なる大官を輩出したが、猶ほ此地のみに満足せず、この洞内がもしも馬上の人に依つて望見せられるやうになつた曉には最早此地の氣運の衰へた兆であるから、その時は江

原道江陵に移居するやうにと、江陵にも廣き且つ良好なる土地を所有して第二の住居地(第二の陽基)と定めて置いた如きは、よく個人陽基の移轉が容易なること、又容易に移つたものであることを物語るものであらう。

従つてこの個人陽基に適當なる陽基は可なり多くの者に依つて汎く探求せられたものであつて、その多くは秘密に附されて居たものであるが、李重煥の「八域誌」の如きは「八域可居志」と稱せられて寫本となり、印本となつて、廣く傳播されたもの、一つである。「擇里志」も亦この種の陽基探求録である。

### 第三節 陽基の風水

風水の本質が天地の生氣を地に據つて之を享け以て人生の幸福に資せむとするものであるから、この生氣に浴すること及び土地に據ることの本質からすれば陰宅も陽基も全く同一なものと見做されるのである。即ち陽基に於てもその地の形勢が陰陽冲和し、五行相生し、依つて生氣の充溢する處を良好の吉地となすのであつて、藏風、得水、四砂方位など陰宅のそれ等と全く變りがないのである。たゞ陽基は陰宅に比してその性質上山谷の間に邊在する小規模の地たることが不可能で、可なり廣き土地と生活に必要な資料の供給容易なる地でなければならぬので、その地の風水形勢が陰宅のそれ



等に比して形象整備の觀を缺き、遠くより望みての大觀でなければその四砂が明らかにせられないやうな點の存することが陰宅の形勢と相違あるが如く思惟せられるのである。しかしながら如何に廣漠たる形勢をなして居ても風水の原則たる藏風得水、陽來陰受、陰來陽受の如き生氣の充蓄と化生を促進すべき陰陽調和の地勢でなければ、そこに如何なる高樓美屋を造營したからとて、風水的には極めて無意味なものであり、幸運を求むる目的にはづれて居るのであるから、必ずや陰陽冲和すべき地勢の要素を具備したものでなければならぬのである。

處が陽基の多くは一個の家屋の爲に探し求められたものよりも、百家千家の幸福の爲めに探し求められたものが上位の大地となされて居る（一戸の建物を造營することの出来るやうな小規模の地では、そ處が如何に立派な吉地でも大地と云はない。なぜならば百子千孫の繁榮を來す場合に分戸してよくその繁榮を永遠につゞけ得る幾百家屋の基地として不適當であるからである）。即ち陽基の穴は陰宅の穴の如く方十歩の内に局するが如き狭小なものであつてはならず、少なくとも方數十歩數百歩數千數萬、多々益々歡迎せられるのである。何故なれば陰宅は木の根に培ふ處であるから狭くも生氣を享くこと強ければ可いのであるが、陽基は枝葉の繁茂する處であるが故に廣くして而かも生氣に浴し得る處でなければならぬのである。従つて同じ生氣を受くるを目的とするにしても陰宅はその生氣の集

注する穴の小なるを欲し陽宅はその大なるを欲するのである。

且つ陰宅はその生氣を享くるや地中に於て地中を流れ集まる生氣に直接浴するものなるに反し、陽基は生氣ある地の上に住家を造營して間接に生氣を享くるのであるから、その間自づから趣きを異にするものが存せざるを得ない。異なる趣きとは何ぞや、それは陽基に於ては陰宅よりも地物の形勢に重大なる意義を認めると云ふことである。風水が生氣の集まる局穴に、その周圍の形勢に重きを置き、その形勢の善惡順逆が大いなる影響を生氣享受に及ぼすとなす事は既に前述の如くであるが、陰宅の如く直接に地中の生氣に浴し得ない陽基に於ては殊にこの形勢の影響を重視するのである。なぜなれば陽基に於ては地中の生氣とはその關係間接なるにせよ、地上の形勢―類形からは直接にその氣を享くこと、恰かも陰宅が地上の形勢から享くる氣の影響は間接であり地中の生氣を享くことが直接なると等しいのであるから、陰宅が地中の生氣の充溢如何に重點を置くと同様に、陽基ではこの地上の形勢に一層大いなる注意を拂ふのである。だから陽基の風水信仰は、陰陽五行の根本觀念よりも寧ろ類形類物に依りて陰陽の調和、五行の相生相克を説明し、以て幸福を招來し凶災を免除せむとする原始的類形信仰の一種に外ならない觀があるのである。

例せば第一編第四章「風水と類形」に於て述べたるが如く、高麗の國都開城は仰刃の形をなす漢陽の



三角山の爲めに滅亡し、舊昌原郡治は南方に聳ゆる大岩の爲めに不祥事を惹起せしが爲め移轉の止むなきに至り、平壤は古來「行舟形」の地であつたから鐵碇を大同江中に沈めて之が鎮護として居たが、近年それを引揚げたので未曾有の出水汎濫に遭ひ、江西は舞鶴形なるを以て之を永く留めんが爲めに卯邱を造營し、無學が京城に宮城を營むやこの地形鶴舞なるを以て先づ宮城を築いて鶴翼を押へ然る後に宮闕を立てたるが如き、陽基を風水的に考察する時、如何にその類形に重きを置くものであるかを物語るものである。

然しながら陽基風水もその類形のみによつて考察せられるものでないことは勿論で、只陰宅に比して類形に重きを置くことが大であると云ふまでである。蓋し陽基も陰宅と同じく風水の原則たる藏風得水を忘却してはならないのであるから、その根本に立至つてはやはり類形よりも寧ろ四神砂の如何に重點を置くべきものとされて居るのである。然らば陽基に於ける藏風得水。四神砂は如何なるものを選ぶべきであるか、「地理新法」の著者胡舜申は陰宅に適するものにして規模大、山水の都會して局を成すの地にして山遠く來り水深く之をめぐるが如き處を以て陽基の代表的なものとした。而して朝鮮の學者李重煥はその著「八域誌」に於て、陽基風水はかくあるべきものであると云ふことを具體的總括的に述べて居るがそれは次の六項目である。

『何以論地理、先看水口、次看野勢、次看山形、次看土色、次看水理、次看朝山朝水。』(陽宅

論)

一、「水口」—虧疎空濶なれば良田萬頃、廣厦千間ありと雖も傳世する能はずして自然に消散耗敗す、故に陽基を尋ね相するには必ず水口の關鎖あり内に開野する處に著眼すべし、然れども山中は關鎖を得易しと雖も、野中は以て固密なり難ければ必ず須らく逆水を用ふ、高山と陰坂に論なく有力なる潮流ありて當局を遮欄すれば吉なり、この關鎖遮欄の一重なるは固より好く、三重五重なれば尤も大吉にして完固綿遠の基と爲すべし。』

二、「野勢」—凡そ人は陽氣を受けて生る、天は陽光なり、天を見る少き處には決して居るべからず、故に野は廣れば基は愈美にして、日月星辰の光をして燦然として恒に照らし、風雨寒暄の候盎然中を得れば人才多出し疾病また少し、最も忌むべき處は四山高く壓して日出づる晚くその入るや早きの處なり、或は夜北斗靈光を見ざれば小陰の氣乗じ易きが故に神叢鬼窟となる、朝夕嵐瘴の氣ある處は人をして病に罹り易からしむ。』

三、「山形」—凡そ山形はその祖宗堪輿家の所謂樓閣飛揚の勢ありて、主山は秀麗端正清明軟爛なるものを上と爲す、後は綿々野を渡りて忽起高大、峰巒紆回し枝葉結んで洞府を作りて宮府の内に入る



が如き、而して地勢豊碩穩重して恰も重屋高殿の如きものを次となす、四山遠く却きて平濶、山脈平地に落下して水に遇へば即ち止むものを野基となし、又之に次ぐ、最も忌むは、來龍懶弱頑鈍にして生氣なく、或は破碎欹斜して吉氣少きもの。』

四、『土色』凡そ地に生色吉氣なければ人才出でず、凡そ村居は山中水邊に論なく土色砂石堅密なれば井泉また清冽なれば此の如き處には居るべし、若し粘里礫黄細なれば、これ死土なり、この地の出す所の井泉には必ず嵐瘴あるが故に此の如き處には居るべからず。』

五、『水理』山は必ず本と配水を得て然る後に方に生化の妙を盡す、然して水は必ずその來去理に合して然る後に方に鍾毓の吉を成す、陽基は陰宅に異りて水は財祿を管す故に積水の濱に富厚の家、名村、盛墟多し、山中と雖も亦溪澗の聚會するあれば方に世代人遠の居と爲る。』

六、『朝山朝水』凡そ朝山には或は兪惡なる石峰あり、或は欹斜せる孤峰あり、或は崩落の形、或は窺闔の容あり、或は異石恠岩ありて山の上下に現はれ、或は長谷冲砂ありて左右前後を見得るの處は皆居るべからず、山は遠ければ清秀、近ければ明淨にして一見人をして歡喜せしめ而して峻嶮憎惡の狀なければ則吉なり、潮水は所謂水外の水なるが故に、小川小溪は逆潮するを吉となす、大川大江に至りては決して逆受すべからず、凡そ大水に逆する處に定めたる陽基陰宅はその初め興ること旺な

りと雖も久しければ則ち敗滅せざるなし、戒めざるべからず、來れば又必ず龍と向合して其陰陽を合し、又屈曲悠揚して朝來し、一直射るが如くなるべからず、是の故に將に建宅立舎して子孫傳世の計を爲さむと欲せば地理に就て之を相せざるべからず、而して之を擇ぶには右六者を以て乃ち要旨となす。』(八城誌陽宅論、原漢文)

即ちこの六項目はそれぞれ一として陰宅を相するにも亦缺くべからざる要素であつて特に陽基のみに限られたものでは決してないのである。だからこの六項目から考察して李重煥は可居の地を江居、溪居の二者に分ち江居に平壤、春川、驪州をあげ、溪居に陶山、河回をあげてその代表的なものとして居るが、猶ほ且つ平壤は「行舟形」なるが故に古來鑿井を忌むと稱し、慶州は「回龍顧祖形」なるが故によく新羅の國都たり、善山は山川清明肆秀にして朝鮮の人才は過半嶺南にあり、嶺南の人才は過半一善に出づと稱せられて居たと云ひ、開城の案山進鳳山が「玉女粧賣形」をなすが故にこゝに都せる高麗の王家は累世中國の公主に婚し、筆山ありしが故に此地の人は多く科甲を占め、また白虎の山強くして青龍の山弱きが故に國に名相なくして屢武臣の亂があつたと述べ、朝鮮全體の風水に關して、朝鮮はその形狀恰も老人が中國に對して拱揖して居る狀であるから、往昔より中國に忠順であり、且つ千里の水百里の野がない故に昔から巨人が生れず西戎北狄、東胡女真皆中國に入りて帝たらざるものなきに反し、獨



り我國のみはかゝる事なく惟一圖に封域を謹守し事大を恪謹して居たのであるとまで論じて、陽基風

水の類形信仰に重きを置くことを縷述して居るのである。

いま陽基風水の一般形式を一二の實例に就て觀察すれば「東國輿地勝覽卷二十七、靈山、古跡條」に、吉谷部曲の風水を詳述して居るのがその一つである。即ち、



朝鮮の地形

『李詹箕谷谿堂記。鷲城（靈山のこと）之東有谷。呀然三面高。其南稍下。類箕之狀。故名之曰箕谷。吾東方本箕子所封之域。且箕（星名）之分野也。谷之爲箕。始雖狀類而名。考其名之義。不爲無據矣。夫箕所以簸揚之具。故有內君子外小人之義。泰卦之象也。賢者

然後可得居是谷。不肖者蓋難以容其身矣。君子人李府監。於茲考焉。歲戊戌。作堂於居第東。鑿池觀魚。引溪養鴨。樹竹千挺。以代笙簧。植松百本。以勵節操。此皆谿堂之所玩。君子之所樂也。及其登丘以望。則鷲峯却立者。非箕之踵歟。洛水前橫者。非箕之舌歟。其他殘山斷港之類外杵糠星者亦多矣。天有箕星。地有箕谷。光嶽之氣。相感毓德。以遺其溪堂主人乎。不然。焉得致李府監之壽且康。其嗣之碩且蕃哉。』

同書卷四、開城佛宇條、甘露寺緣起に權近（三三二—一四〇五）の書いたものが、その二つである。

『松都之西。碧瀾之北。濱江面有寺。曰甘露。俯臨長江。山圍野瀾。風雲變態。朝夕萬狀。最一國之勝境也。高麗盛時。昌華李公子淵。奉使中國。游觀潤州甘露寺。心甚樂焉。既返。求其形勢之相似者。六涉寒暑。乃得此地。樂而營構。因冒其名。以建道場。其女。卽是文宗（高麗第十一代之王）之妃仁睿太后也。仁睿乃誕順、宣、獻三宗（順宗は第十二代、宣宗は第十三代、獻宗は第十四代の王）相繼即位。仁宗（高麗第十七代之王）之妃睿太后重創此寺。以爲願刹。亦誕懿、明、神三宗（明宗は第十九代、神宗は第二十代の王）。是知此等非惟形勝可貴也。乾坤儲精。山水孕秀。發祥毓慶。以衍金枝。厥靈之赫々。彰彰明矣。』



## 第二章 國都風水

## 第一節 國域風水

第一章の終りに於て掲げたるが如き「八域誌」の著者李重煥が、朝鮮半島の形状が恰かも老人の中國に對して拱揖して居る狀であるから、朝鮮は往昔から中國支那に附庸國となり忠順を盡して居るのであると云ひ、且つ千里の長水百里の巨野がないから朝鮮には昔から巨人が出生せず、西戎北狄東胡女眞一として皆一度は中國に入つて中國の主權者となつたのに反し、獨り朝鮮のみはかゝる事なくたゞひたすら封域を謹守し、事大(支那に事ふること)を恪謹して居た、だから自ら一の例外區域であつたので箕子衛滿等の逃避地となり、古昔から中國の文化に比肩すべきものを有することが出来たと云つて居るものや、高麗忠烈王の時觀候署が上言して、道誥密記に依れば我國は多山であるから高厦を造營してはならない、もし之を冒せば地徳を消耗するであらうとなし、又新羅第二十七代善徳王の五年(六三六)慈藏法師が、西支那の五臺山に於て文殊から親しく教へられたと傳へられる「三國遺事」にある次文の如きは、皆朝鮮國域の全體に渡る地徳吉凶を風水的に考察したものである。即ち

『文殊又云く、汝の國王は是れ天竺刹利種なり、王豫め佛記を受く故に別に因縁あり、東夷共工の族と同じからず。然れども山川崎嶇なるを以て人性醜悍にして多く邪見を信ず而して時に或は天神禍を降す、然れども多聞あるの比丘國中に在り、是を以て君臣安泰、萬庶和平なり。言已つて現はれず。藏是れ大聖の變化なるを知り、泣血して退く。中國太和池の邊を經由せしに忽神人あり出で問ふ胡爲此に至る。藏答へて曰く、菩提を求むる故に。神人禮拜して又問ふ、汝の國何の留難あるか、藏曰く、我國北は靺鞨に連り、南倭人に接し、麗濟二國迭に封疆を犯し、隣寇縱横、これ民の梗と爲す。神人云く、今汝の國女を以て王と爲す。徳あれども威なきが故に、隣國之を謀る、宜しく速に本國に歸るべし。藏問ふ、郷に歸れば將に何の利益するところあるか。神曰く、皇龍寺護法の龍は是れ吾が長子が梵王の命を受けて是の寺を來り護るなり、本國に歸りて九層の塔を寺中に成さば隣國降伏、九韓來貢、王祚永安ならん、建塔の後八關會を設け罪人を赦せば則ち外賊害を爲す能はず。(越て七年國に還り、建塔の事を上聞す。王之を然りとし、百濟の工匠を招いて塔を樹つ、塔三年にして成る。)樹塔の後天地開泰。三韓一と爲る。豈塔の靈蔭に非ずや。』(皇龍寺九層塔)之等の記録に依つて見れば、朝鮮には古來から一國の盛衰興亡が地勢、地形、地理の如何に依つて決定せられるものであると信ぜられて居た事が想察される。



新羅高麗時代に於ては何れも佛教を尊崇して國教の如き觀があつたが、その盛況を要約すれば造寺建塔と法會執行の二行事に總括することが出来る。而してこの二行事とも等しく鎮護國家の意味からであつて、その目的とする處は國利民福と云ふ現世利益であつた。處がこの二行事の一たる造寺建塔は専ら地理的欠陥から生ずる國運の衰頹を挽回し、地勢を裨補することに依つて國運の進長を計らむとしたもの、即ち地徳、地力を補ひ盛ならしむる事に依つてその目的を達せむとしたものである。だからそれがたとひ立塔建寺と云ふ佛事に於てあらはれたとしても、地力地徳の如何に依つて國家の盛衰興亡が左右されたと信じた陽基風水信仰の一發現であることは云ふ迄もなき事である。

三國(新羅、高句麗、百濟)以來國に主たる者は、その祖廟と等しく天地の神祇を祭つたことは勿論、尙ほ且つ山川を神として祭祀を怠らなかつた事は、國運が天地山川の力に依つて影響されるものであると云ふ信仰からであつて、この信仰こそ直ちに地理風水信仰への一步を踏みこんだものに外ならない。故に山川神祇を祭祀した尊仰の意識内容が、山の力川の力を是認し天の力地の力に依頼して人生の幸福を求めむとするものであるに從つて、地力地徳の善惡盛衰がやがて人生の運命に大いなる影響を及ぼすものであると云ふ風水信仰を受入れるには極めて好適な素地を供へて居たものであり、そこに陽基風水信仰が動かすべからざるものとして民間信仰に根柢を下したものに相違ない。

この國域風水信仰は前述の如く既に三國時代から新羅時代に互つて傳承されたものであるが、高麗朝に於て最もその著しさを加へ、遂に國策遂行の一に之を加ふる迄となつたのである。即ち「高麗史」に依れば、高麗の太祖は癸卯二十六年(九四三)夏四月内殿に大匡朴述希を召して訓要十條を親授した。この訓要なるものは「朕聞大舜耕歷山終受堯禪高帝起沛澤遂興漢業朕亦起自單平謬膺推戴夏不畏熱冬不避寒焦身勞思十有九載統一三韓叨居大寶二十五年身已老矣第恐後嗣縱情肆欲亂綱紀大可愛也爰述訓要以傳諸後庶幾朝披夕覽永爲龜鑑」と後世國王となりて政治をなす者の遵守すべき方策としたものであるが、その中には幾箇條にも分つて國域風水に關するものを擧げて居る。即ち、「其一に曰く我が國家の大業は必ず諸佛護衛の力に資す故に禪教の寺院を創め住持を差遣して焚修し各々其業を治めしむ。後世姦臣政を執り徇僧請謁各業寺社争つて相換奪すること切に宜しく之を禁すべし。其二に曰く諸寺院は皆道誥山水の順逆を推占して開創するものなり。道誥云く吾が占定せし所の外妄りに創造を加ふれば則ち地徳を捐薄し祚業永からずと。朕念ふ後世國王公候后妃朝臣各願堂と稱して或は創造を増さば則ち大に憂ふべきなり。新羅の末競つて浮屠を造り地徳を衰損して以て亡ぶるに到る戒めざるべけんや。其五に曰く朕三韓の山川陰佑に頼つて以て大業を成す。西京は水徳調順、我國地脈の根本大業萬代の地と爲す、宜しく當に回仲巡駐し留ること百日を過ぎて以て安寧を致すべし。其八に曰



く車峴以南公州江外の山形地勢竝趨背逆、人心も亦然り、彼下州郡人にして朝廷に王侯と參與し、國戚婚姻して國政を乗れば即ち或は國家を變亂し或は統合の怨を啣し、蹕を犯して亂を生ず、且つ其の曾て官寺に屬せし奴婢津驛雜尺或は勢に投じて免を移し或は王侯宮院に附し姦巧言語權を弄し政を亂り以て災變を致す者必ず之あるべし。其良民と雖も在位用事に使ふべからず。』

かくて高麗第二十五代忠烈王時代(二七五—三〇八)に、王が支那の規模に倣つて高樓を建てむとした時、觀侯署が上言して之を諫止したのは全くこの太祖訓要の祖述に他ならなかつたのである。曰く謹んで道誥密記を按ずるに稀山を高樓となし多山を平屋と爲す、多山を陽と爲し、稀山を陰と爲す、高樓を陽と爲し平屋を陰と爲す、我國は多山なり、若し高屋を作らば必ず衰損を招くと。故に太祖以來惟に闕内其屋を高からざらしむるのみに非ず民家に於ても悉く皆之を禁ず。今聞く造成都監上國の規模を用ゐて層樓高屋を作らむと欲す。是則ち道誥の言を述べず、太祖の制に遵はざる者なり。天地剛柔の徳備らず、室家唱隨の道せず。(この處から案ずればこの層樓高屋の建營は中國公主たる王后の主張したものであらう)將に不測の災あるべし慎まざるべけんや。王其の言を納ると(高麗史卷三)。或は太祖訓要を以て太祖の親作親授にあらずして後代に至り名を太祖の親授に藉りて作爲したものであるとも云はれて居るが、その眞偽は兎に角として訓要の精神たる國域風水信仰の力が如何に

深く浸染し、如何に強く諸行爲の規定となつたかは之に依つて窺ふことが出来るであらう。

この諸行爲即ち生活上への規定影響の著しきものとして認むべきものに、高麗の末葉恭愍王の時に國域風水信仰から風俗の改變を企てた事がある。それは次の如くである。恭愍王戊申(一三六八)司天少監于必興上書して言ふ。玉龍記に云く、我國は白頭(白頭山)に始まり智異(智異山)に終る、其の勢、水根木幹の地、黒を以て父母と爲し青を以て身と爲す。(白頭山は北方に聳ゆる高山、朝鮮の地勢はこの白頭山より地脈を引きて南方の智異山に到ると、故に智異山を一名頭流山、白頭が流れて此處に來りしもの意)と云ふ。即ち地脈上から考察すれば朝鮮の地勢は北に根ざし幹を東に伸ばしたやうである。然るに北は五行五色に配すれば水にして黒色、東は木にして青色である。故に風水の上では水根木幹、黒根、青幹となし、根は父母に相當し、幹は身に相當する處から、黒を父母となし、青を身となすのである。而して玉龍記は、道誥が玉龍寺に住んで居たので玉龍子と云ふた處から道誥秘記を玉龍記又は玉龍秘記などと稱するのである。若し風俗土に順ずれば則ち昌へ、土に逆すれば則ち災ありと。風俗なるものは、君臣の衣服冠蓋樂調禮器是なり、今より文武百官黒衣青笠、僧服は黒巾大冠と。女服は黒羅とすべく、又諸山に松を栽えて茂密ならしめ、凡ての器用、鍮銅瓦器以て土風に順すべしと。この上言は納れられて風俗はこの提議に従つて改變せられることになつた。(高麗史卷三十九)



李朝に入りて國域風水信仰とその類物的信仰を物語るものは、民間に流布された僧道誥の國域鎮護説である。それはかうである。曰く、道誥が西の方支那に遊學して得る所あり、因つて朝鮮の土病を救正し、風氣を洩して邦基を鞏固にし民物を安阜にせむと志した。思ひらく我國の地形は行舟の如くであり。太白山金剛山が其の首(舳)、月出山瀛洲山がその尾(鱧)、扶安の邊山がその柁、嶺南の智異山がその楫、而して綾州の雲柱山がその腹を爲して居る。さて舟の性として之を水に浮ばせるには物を以て其の首尾背腹を鎮めなければならず、柁楫を以て其の進路を規制して始めて破壊漂没の厄を免れることが出来るのであると。是に於てか彼は寺塔を建て、之を鎮め佛像を立て、之を壓し、特に雲柱山の下蜿蜒起する處には(今の全南和順郡道岩面)別に千佛千塔を設けて其の背腹を實にし、金剛山月出山にはその建造に尤も精を致した。蓋しこの兩山は行舟の首尾であつて最も重しと爲したからである。世に月出山を稱して小金剛となすのは之が爲めである。この鎮壓の事を了してから道誥は一錫を曳きて飄然千里の旅程に上り、八道の山川を遍歴して足跡至らざるなく寺を置くべき處でなければ浮屠を建て、塔を立てる處でなければ佛像を立て、缺處は之を補ひ、傾者は之を培つた。又月出天王峯の下に普濟壇を設け此處を毎年五月五日に祭を致して祈福禳災を爲すの地とした。かくてこれ以來朝鮮の地理に變化があらはれ、山の沓拂なる者は變じて軟美となり、地脈の横翳なる者は變じて停

富をなすに至り、國に分争の患なく、人に體瘡の歎なきに至つた。高麗が三韓を統一したのも、又李朝が北方に疆土を拓いて六鎮を設けしが如き國運の發展を致したのも皆この道誥鎮護の力に職由するのであると。

この記事は「道誥國師實錄」に據つたものである。而してこの書は著者名なく、朝鮮英祖十九年(一四七三)に重刊されたものである。文體は漢文であるが、その行文流麗ならず、且つ著者名を逸して居る處から、及び李朝の出來事を「我朝」と云つて居る處から察すれば、此の書は李朝に入りてから作爲されたものであり、左迄文字に達しない者の手に依つて、民間に傳はつて居た道誥説話を取扱つたものであると云はねばならぬ。その何れにせよ此の書が英祖十九年に重刊された印本であると云ふより考へて、當時の民間信仰界にこの國域風水信仰が重きをなし、且つ如何に多くの信奉者を有して居つたかが思ひ合はされるであらう。

## 第二節 國都風水

朝鮮に於て古來國を立てた者は皆適當な地に國都を建設した。而してその適當な地とは群居する多數都人の生活を維持するに足る條件と、この生活を破壊する外敵を守るに好都合なる條件の具備した



處である。即ち一方生活維持の經濟的好條件を具へ、他方生活保護の軍事的な好條件を具へた處であつたのである。さて經濟的要求に於ては耕食、採燃、吸水の可能な地域を必要とする。而して生活防護の要求からは、越えがたき險峻の山、渡りがたき大深の水を必要とする。従つて國都は、之等の經濟乃至防衛の要求に應じて山河襟帶してその間に可なり廣き基地の存在する處でなければならぬのである。然るにこの山河襟帶の地勢は風水信仰の對象となす地勢と共通なものであるから、國都の地勢は直ちに風水信仰の對象として取扱はれ得る素地を有するものである。従つて風水信仰の傳承される事があれば容易に國都は風水的に考究せられることとなるであらう。加ふるに國都は國の首脳部であり、この國都の安全に保證されると否とは只に國都に住む君王臣民の生活に關するのみならず一國安危のかゝる處であるから、國都の住者はこの國都の安全を望むことに於て極めて強烈である。この強烈な希望は人力以上の運命を信賴するに至る。故に國都に於ける天神地祇乃至山川の祭祀に誠を盡して努力するのである。この強烈な希望と運命に依賴せむとする信仰が、一地域の運命はその地域の地勢の善惡吉凶に依るものであると云ふ風水信仰に遭遇する時には、直ちにこの風水信仰の影響を受け入れることになるのは極めて自然の數であると云はねばならぬ。

「三國史記」高句麗本紀に據れば始祖東明王朱蒙が三賢臣を得て漢の元帝建昭二年（紀元前三八年）に

國都を沸流水上に建てたが、それは、

『至卒本川。魏書云室。紇升骨城。觀其土壤肥美、山河險固。遂欲都焉。而未遑作宮室。但結廬於沸流水上居之。國號高句麗。因以高爲氏。』

の如く、國都建設の必要條件たる經濟的條件と防衛的條件の具備せる土地を撰定したのであつた。土壤の肥美は以て多くの都人を養ふに足り、山河の險固はよく國都の安全を防護することが出来る。むべなるかな、東明が此の國都を建設するや四方の民庶この立都を聞いて來附する者が衆かつたのである。高句麗の國都は間もなく國內城に遷された。それは東明王の二十二年であつたが、これも亦次の如く經濟的條件、防衛的條件の觀點から見て卒本よりも一層良好なることを察してからの事であつた。即ち、

『二十一年春三月。郊豕逸。王命掌牲薛支逐之。至國內尉那巖得之。拘於國內人家養之。返見王曰。臣逐豕至國內尉那巖。見其山水深險。地宜五穀。又多麋鹿魚鱉之產。王若移都。則不唯民利之無窮。又可免兵革之患也。九月王如國內觀地勢。二十二年冬十月。王遷都於國內。築尉那巖城。』

祭祀の犠牲に供すべき豕が逃げたので掌牲官が探しに行くと、その豕は國內尉那巖附近の農家に飼



はれて居た。冢を探しに行つた彼は追つて來たもの以上に大きなものを發見した。それは此の國內尉那巖の地が經濟防衛兩方面から觀て最も國都に好適の地である事である。彼は歸つて早速之を東明に話した。そこで東明は親らこの國內の地勢を觀察し然る後遂に此處に都を遷したのである。而してその著眼點は民利の無窮と兵革の患を免れることであり、その基くところは山水の深險であり、五穀に宜しき地であつた。百濟の建都に關しても亦同様な事が云はれる。百濟の始祖王溫祚は卒本に居ては太子の容るゝ所とならざるを恐れて、遂に鳥干、馬黎等十人の臣下と衆多の百姓を率ゐて南行し、遂に漢山に至つて負兒山獄(今の北漢山)に登り國都となすべき基地を望觀し、而して河南の地が北に漢水を帶し、東は高岳に據り、南は沃澤を望み、西は大海に阻たり、天險地利、誠に得難きの地勢をなして居るから、此處に都を作興したら宜しいと云ふ十臣の議を容れて、遂に前漢成帝鴻嘉三年(紀元前一八年)河南の地に國都を建設したのである。(三國史紀百濟本紀第一)即ち山水の天險に依る防衛と、沃澤を控ゆる生活經濟上の條件の具備せるの地であつたのである。

のみならず朝鮮には往昔から、或地域は人事に幸福を與へ或地域は之に反すると云ふが如き、地域の人生に及ぼす影響に善惡良否の差別あるものと信ぜられて居た。例へば「三國遺事」紀異卷一眞德王條下に據れば、新羅第二十八代眞德王(六四七—六五三)の代に關川公、林宗公、述宗公、虎林公、廉長公、

度信公が南山弓知巖に會して國事を議したが、これは古來新羅に四つの靈地があり、國の大事を議せむとする時には必ず此の四靈地に大臣を召集して會議せしむれば、その議事が屹度成功するとせられて居た一例であつて、その四靈地と云ふのは東方青松山、南方弓知山、西方皮田、北方金剛山の四箇所であつた。百濟に於ても亦この風があつて、國家將に宰相を任命せむとする時には、第一次選舉に依つて當選せる三四人の候補者名をそれ〴〵別函に嚴封して、これを虎嶺寺の傍にある巖上に置き須臾してその函を開き見て、候補者名の上に印跡あるものを以て宰相とした。そこでこの巖を政事巖と稱して居たのである。(三國遺事卷第二南扶餘條)

江原道五臺山は白頭山の太脈であり、五萬眞身(佛菩薩の眞身)が常住して居ると云ふので古來邦家の輔益を祈る處となつて居たが、傳ふる所によればその昔、新羅の二王子淨神太子と弟の孝明太子とが世をのがれこの山に隠れた。それは太和元年(八二七)八月五日の事であり、それまではこの兄弟は各一千人から衆徒を領して毎日各地を遊蕪して居たのであるが、五日五臺山に隠れ入つてから、衆徒は極力捜査に努めたが遂に探し究めることが出来なかつたので國に還つてしまつた。一方隠れた兄太子は中臺山の南下眞如院堪下の山末、青蓮の開く處を發見してその地に草菴を結んで此處に居り、弟太子は北臺南山末に青蓮開く處を見付けて、これ亦草菴を結んで此處に居たのである。(三國遺事)卷第三、



五臺山寶陀太子傳記)

又「三國遺事」卷第三天龍寺條下に記載してある「討論三韓集」には「雞林土内客水二條、逆水一條あり、その逆水各水二源、天災を鎮めざれば則ち天龍覆没の災を致す。俗傳に云く逆水は州の南馬等鳥村を南流する川是なり。又この水の源は大龍寺に致る。中國よりの來使樂鵬龜來り見て云く、此寺を破れば則ち國の亡ぶる日なし矣」と傳へて居る。この客水とは外方の水にして順水（我に順じて流るゝ水）であり、逆水とは我に向つて來る水の事である。即ちこの天龍寺（大龍寺は天龍寺の誤傳なりむ）はこの逆水を鎮める爲の寺であつて、中國來使の言葉は、若しこの鎮護の寺を破壊せば新羅は日ならずして亡び去るであらうと云ふ事を云つたものである。（この天龍寺は慶州南山の南に屹立する高位山の南にある寺で、高寺又は天龍寺と云つて居た。）

以上は往昔より既に地域に、人事をなすに適當なる吉地の存在し、又人生に災をなすの水ありて之を鎮めなければならぬと信じた一二の例を挙げたのであるが、寺塔の建設は殆んど悉く、其處に寺塔を建つれば以て國家人生に補益となるべしと云ふ地域を求めてその基地と定めたのである。高麗恭讓王の時に、前典醫副正金瑬の上書したものがよく此の間の消息を述べて居るが故に、それを「高麗史」から抜いて此處に掲げることとしよう。

『上書に曰く、太祖創業、山水の逆順を觀、地脉の續斷を察し、寺を創め佛を造り民を給し田を與へて福を祈り災を禳ふ。此れ三韓基業の根本たり。比來無識の僧徒創業の義を顧みず、民土の産を收めて自ら其業を營み、上佛に供せず、下僧を養はず。嗚呼其徒の自ら其の法を滅するや甚だし。今狂儒の淺見薄識者、三韓の大體を顧みず、徒らに寺を破り僧を斥くるを以て懷と爲す。噫聖祖創業の深智反つて堅儒の計に如かさらんや。伏望殿下は聖祖の弘願に順じて佛寺を重營し、田丁を加給して以て釋教を興さむことを。前戸曹判書鄭士偈も亦た上書して佛法は福利を爲す、國家宜しく當に崇奉すべしと。王その言を嘉納す。時の言者多く王の佛を好むの弊を斥く、瑬及び士偈此を以て王の心に中る。』

猶ほ、この良好なる地域尊重の觀念は、高麗時代に及んで殊に著しく具體的となつたが、今その例證をあげるならば次の如くである。

## 一 國業延長の地

所在地 西江餅岳の南

由來 道誥の「明堂記」に「西江邊。有君子御馬明堂之地。自太祖統一丙申之歲。至百二十年。就此創構、國業延長。」とあるところから、



建營 文宗十年太史令金宗允等に命じ、此の地を相して長源亭を作った。この文宗の十年（一〇五六）は太祖丙申歳より第二の丙申に當り丁度百二十年目になるから、明堂記の識に應じて此の亭を建營したのである。従つて建營の目的が國業延長の希望からであつたことは自明。

地相 君子御馬明堂之地

## 二 併天下、他國服貢之地

所在地 平壤林原驛

地相 大花勢之地

由來 仁宗六年僧妙清等が撰定して、「若し此の地に宮闕を建營して之に御すれば天下を併せ、金國費を報じて自ら降り、三十六國皆高麗に臣妾となるべし」と上言したるに依り、

建營 仁宗六年八月地を相し、七年新宮を建營した。

## 三重興の地

所在 白州兔山半月崗

地相 山朝水順（「道誥記」に依れば庚方客虎掩來の地。）

由來 毅宗の朝太史監侯劉元度、平章事崔允儀等此の地の風水を相し、若し此處に宮闕を營めば七

年の内に北虜を呑むことが出来る重興の地であると上言した。

建營 毅宗十一年十月宮闕の建營成り王は殿名を重興、額名を大化と賜ふた。

出來事 然るに王が十月白州に幸し、この重興闕に入り大化殿で賀を受けるや、天地昏黒大風拔木と云ふ恐ろしい荒れとなつたので王は頗る疑心を起し、差し當り種々の祈禱をしてこの不祥を攘つた。處がこの荒れも無理がない、「道誥記」をよく調べて見ると此の地に就てはかう豫誠して居るのであつた。即ち「闕を此に創すれば恐らく危亡の患あるべし」と。

## 四 國祚延長の地

所在 三角山面岳の南

地相 主幹中心太脉壬坐丙向、山水の形勢古文に合す。

由來 肅宗六年此の地が「道誥秘記」に國都たるべき地なりとあるに依り、崔思諷、尹瓘等を派遣して實地調査せしめ、その地勢記文に符合して居るので遂に建都の地と定む。

建營 丙申此の地を以て始めて南京となし宗廟社稷山川に告げた。

## 五 國祚延長の地

所在 南京、故の楊州の地



由來 高宗の朝一僧が「識に據れば、此の地は扶蘇山より分れた左蘇で阿斯達と云ひ、若し此地に宮闕を營み王之に御すれば國祚八百年を延長することが出来る」と獻言したので、王は二十一年秋七月甲子に、内侍李百金を遣はして御衣を南京の假闕に奉安せしめた。(自分が行つて御する代りに衣服を以てしたのである。)

#### 六 延基の地

所在地 江華の三郎城及び神泥洞、

由來 高宗四十六年の事、王は術士郎將白勝賢を召して延基の地を問ふ。賢は穴口寺に幸して法華經を談揚し、又古宮闕を三郎城に創營すれば良いと對へた。そこで王は群臣をして之を議せしめた處、中には疑議を懐くものもあつたが遂に賢に説服された。

建營 かくて王は賢の議を採用し、命じて假闕を三郎城及び神泥洞に建營した。

#### 七 逆臣必生の地

所在地 崇教寺

由來 忠惠王後三年、王は術士及び書雲觀の上言たる「此の地に寺あれば逆臣必ず生ず」と云ふを信

じ、命じて崇教寺を撤去せんとした。

辯解 處が王の寵を得て居る僧鬻仙が之に對し「この寺は今を距ること遠き穆宗の時から既に存立して居たが、今までこの寺のあるが爲めに幾人の逆臣が出たであらうか、たまく曹頌の如き者が一人位出たからとて、それは斷じて此の寺の所爲ではない。」と辯明したので、寺の撤去は事止みとなつてしまつた。

#### 八 他國朝するの地

所在地 漢陽(今の京城)

由來 恭愍王六年二月、僧普愚識を以て王に説いて曰く、漢陽に都すれば則ち三十六國朝すべしと、

建營 王はこの説を信じて直ちに李齊賢に命じて宅基を漢陽に相し宮闕を築かした。後七月書雲觀が上書して曰く「道詭密記に地理衰旺の説あり、宜しく漢陽に幸し以て松都の地徳を休ましむべし」と、依つて王は評理裴克廉を遣はし往いて宮闕を修理させた。

#### 九 國業延基の地



所在地 平壤

由來 恭愍王十六年、僧辛旽は「道説記」にある松都氣衰の説を以て王に平壤に遷都するやう勧めた。それは辛が之より先に平壤の地が國業延基の地であると相定して居たので遂にかく上言したのである。(以上「高麗史」、「朝鮮佛教通史」)

### 第三章 京城の風水

#### 第一節 京城の概観

史家の説く處に依れば、上古三國時代百濟がその二十世蓋鹵王の時、高句麗の痛撃を受けて南方熊津(今の公州)に徙都を餘儀なくせられたまで百二十餘年今の京城に都したと云ふ。これが京城の王都となつた最初で、その後高句麗の平原王も亦一時此地に都したと云はれて居る。其後世は新羅を経て高麗となるや、その中葉から京城の木覓山(今の南山)に宮闕を營みて南京と稱し、その末葉には此地に遷都の議さへあつたのである。李朝太祖が高麗に代つて開城に王位に即くや王師無學の説を聽いて奠都の議を決し、白岳の南麓に宮闕(今の景福宮)を營んで三年の十月一日官と共に徙り、定宗の朝、一時開城に遷都したが、太宗の五年より爾來五百年此の地を國都と成し、城廓の周廻九千九百七十五步(四里二十六町)累石の城壁高さ二十八尺餘、門を立つること八、皆闕門を開き上には樓閣を構へ、竣功までに二十萬餘の賦役人夫を使役した。而して城内を東西中南北の五署に區ち、更に四十九坊、三百四十洞に分つて堂々たる國都の形式を劃したのである。



京城は東經百二十六度五十九分、北緯三十七度三十四分に位し、北に白岳、南に南山、西に仁王、東北に駱駝の諸山が蟠踞し、連山環擁して天成の城廓を形造り、城壘は之等諸山の山巔をわたり溪を跨り蜿蜒長蛇の如く、漢江の水は城外の東南一帯を繞り山河襟帶の形勝地である。

さてこの形勝を成す山河に就て一瞥するに、北方に三角山白岳の二山がある。三角山はその高さ六百三十六メートル、華山又は北漢山と稱し、江原道の分水嶺より來り、連峯疊岳逶迤屈曲して楊州の西南に道峯を起し、その餘脉突起して此の山をなす。白雲、國望、二壽の三峯並びて雲中に突出し、恰かも三朶の芙蓉の如く、三つの角を並べたるが如き形をなすが故に三角の名が用ゐられた。國望峯は萬景臺の事、萬景の名は此處に立てば山河の萬景自ら臻るに由來し、國望と稱するは、嘗て李太祖が無學をして國都の基を選定せしめた時、無學が此の臺に立つて國都の地を相した、即ち國都を望相したに起因する。仁壽峯は、白雲の東方にあり、「仁者樂山」、「仁者壽」の意をとつて名づけたものであると云はれて居る。

白岳は一名を北岩山とも云ふ、その高さ百四十三メートル、三角山の南面にあるところから、高麗時代には面岳として知られ、三角山萬景臺の支脉が突出し、之をなし、恰かも牡丹花の將に開かんとする蕾の如き形をなして居る。京城の鎮山でその麓に宮闕の基が定められて居る。

南方に聳ゆる二百六十五メートルの山を南山となす。終南山又は木覓の別稱がある。木覓と云ふは南山の字訓讀みを當てたのであると云ふ、即ち木は鮮語ナモ或はナム、覓は岳の音を取つたものである。最高峯を蠶頭、俗に加乙頭と稱し、又龍頭とも名づけ、南を大雪馬峴、西を小雪馬峴と云ふ。京城の城内案山である。

「東國輿地勝覽」に漢城の地理を説明して『北據華山、南臨漢水』及び同書所錄權近の詩『一水繞南流盪漾。三山鎮北聳峰嶸。』同じく鄭麟趾の序『京都背負華山。面對漢水。形勝甲天下。』と詠ぜる漢水こそ今の漢江であつて、その源遠く漾々たる水北東より來りて南山の南を繞り、南面に流れてその去るを見ざるものである。白岳と仁王山との間に發し東流して都城の中央を横貫するものを開川又は清溪川となし、白岳仁王、南山諸谷の水を納めて南方三水口に出で、而して中梁浦に於て漢江に合流する。だから京城の水に就て云へば、城内の開川は宮闕の前方を北西より東南に繞つて明堂水をなし、城外の水漢江は北東より西南に南山を繞つて都城を擁して居る。恰も開川は襟の如く漢江は帶の如く京城の前方を約して居るのであるから、實に山河襟帶を文字通り具現して居る。

之を概観するに、京城の地理は、まことによく風水的に求めらるゝ國都の基に適合するものであるから、古來王朝の業を樹てる者に依つてその首都の地と選定されたことは敢て怪しむに足らざる處で

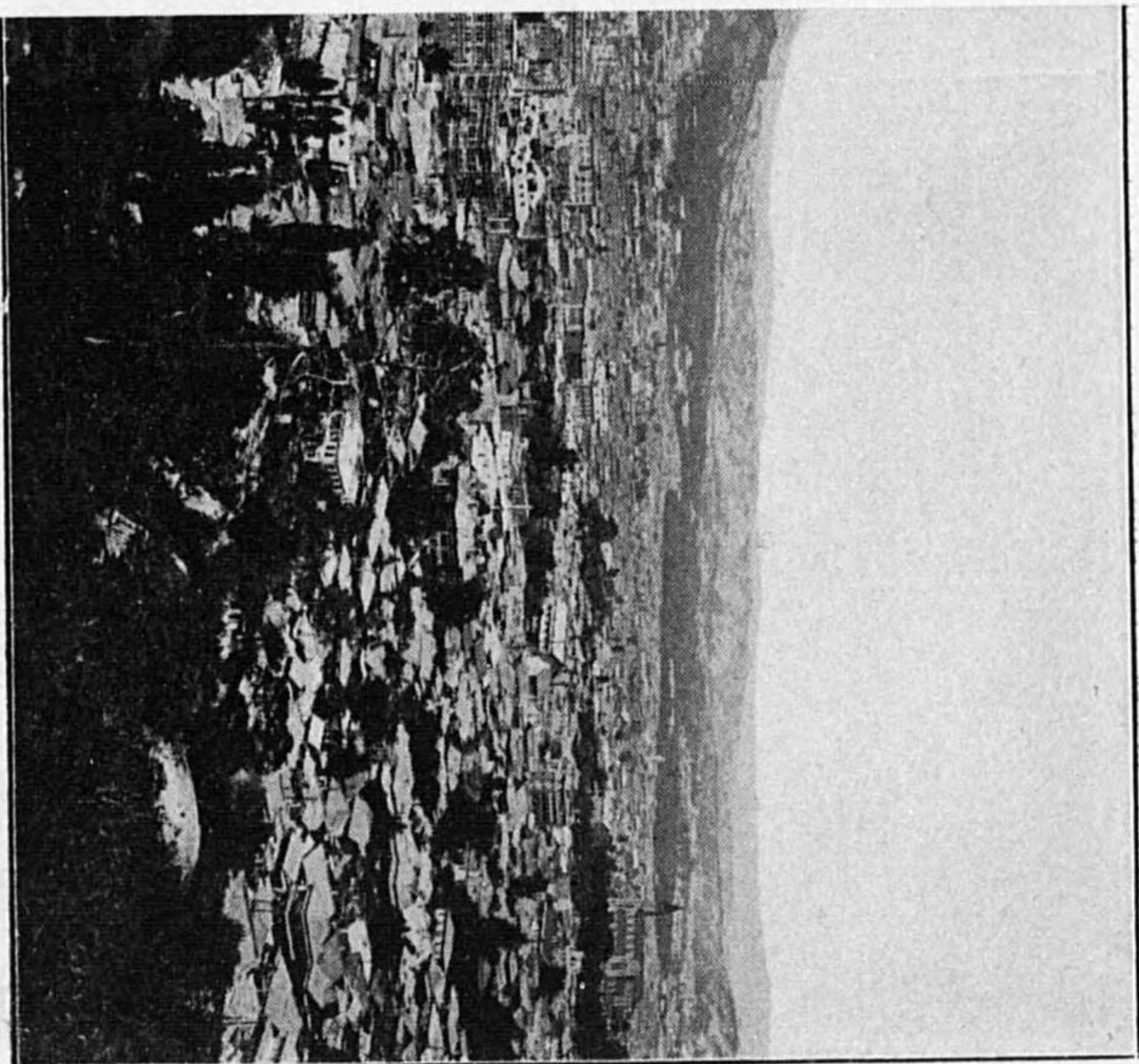


ある。この地の形勝は、國都の二條件たる生活の防衛及び經濟の要素を具定するに充分であつたか否かは暫らく措き、之を風水的に見て此處に如何なる價値が認められ如何に取扱はれたかを検討しよう。

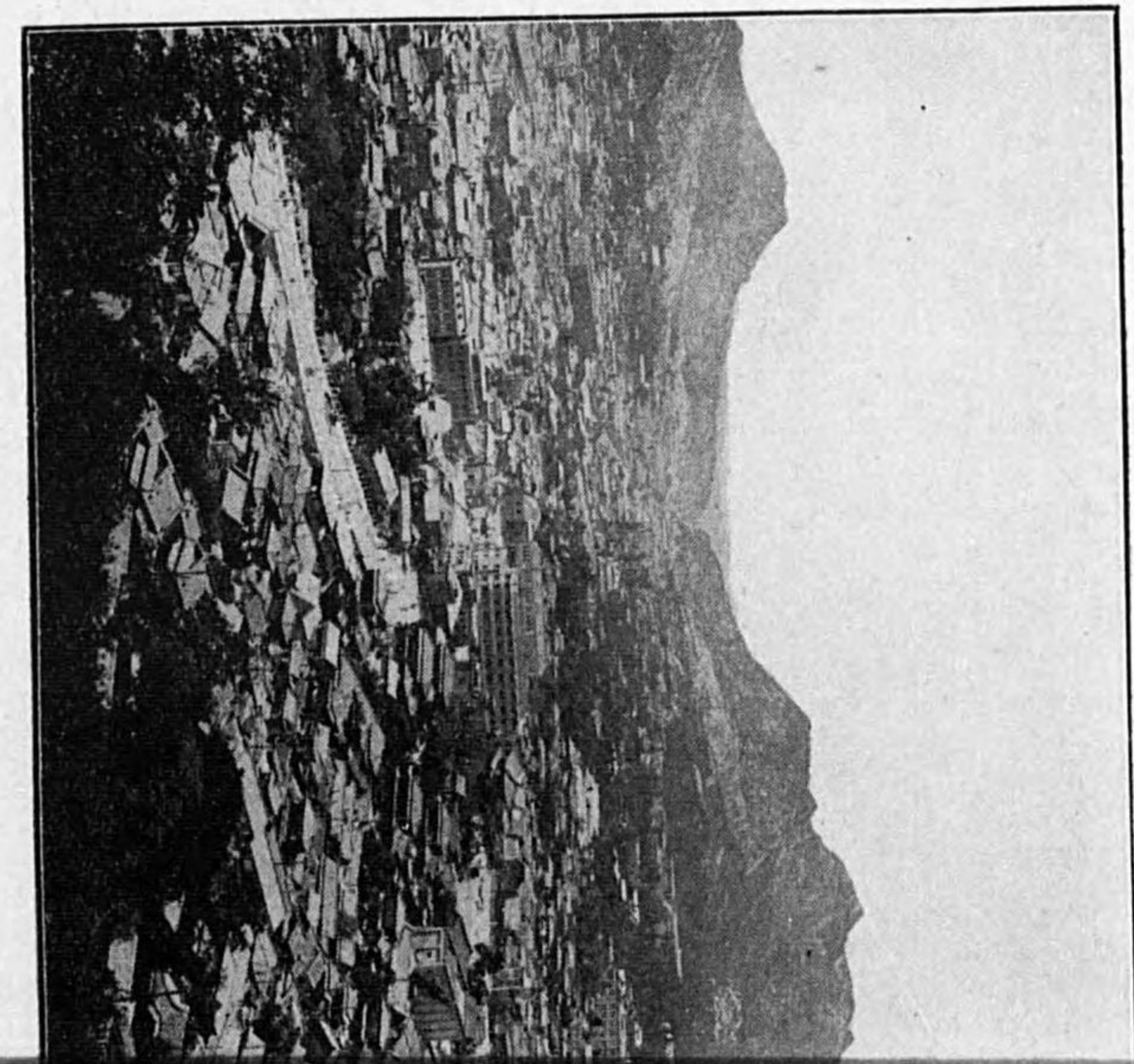
## 第二節 高麗の南京

京城はその昔から王者の都として目され奠められて居たことは前節に略説せる處であるが、之を確實に風水上から王都として定めたのは高麗の肅宗元年（一〇九六）からである。之より先き京城は高麗の初めに楊州と稱して居たが、文宗の二年（一〇四三）陞して南京としてこゝに新宮を築き、離宮の所在地とされたのであつた。然るにその後肅宗元年秋七月に至り此の地に國都を遷すべしと云ふ説まで起つた。これが高麗以後京城を國都の候補地とした最初である。この遷都説は衛尉承同正金謂碑の上疏に端を發し、群臣亦之に和して遂に同四年秋九月肅宗親ら此の地を巡閱するとまで進んだのであるが、その上疏と云ふのはかうである。

『道説記に據れば、高麗の地に三京がある。松岳を中京と爲し、木覓壤（壤は地の意、即ち今の京城）を南京と爲し、而して平壤を西京と爲す。十一、十二、二箇月の間、中京に住し、三、四、五、六月の四箇月を南京で送り、七、八、九、十の四箇月を西京に過ごせば、三十六國來朝すべしと、

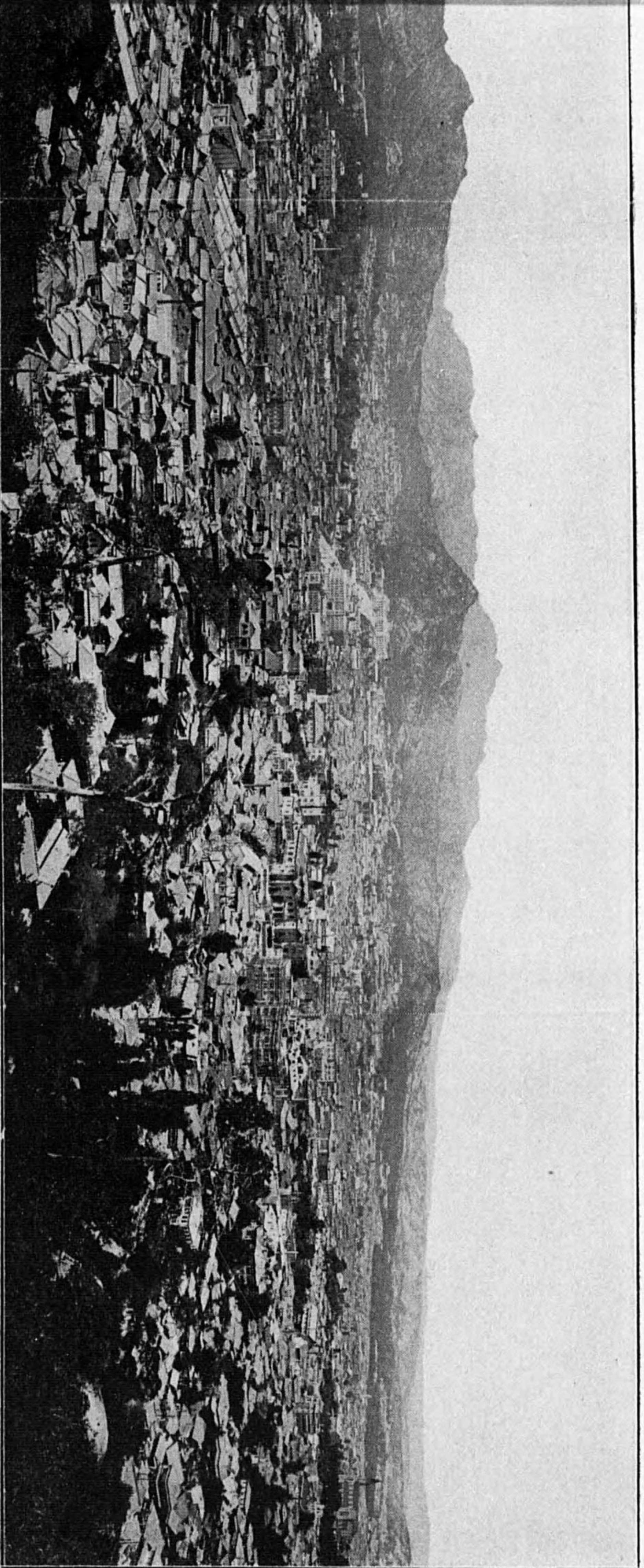








六月の四箇月を南京で送り、七、八、九、十の四箇月を西京に過ごせば、三十六國來朝すべしと、



(面南) 景全の城京現



又開國の後百六十餘年に至り木覓壤に都を營むへしと謂つてあるが、今が丁度その時期に當つて居る。然るに今中京、西京はあつても未だ南京が缺けて居るから、須らく秘記に従つて三角山の南、木覓の北坪(平地)に都城を建設して、時を定めて巡驛すべきである。』と。(高麗史)

そこで肅宗は宰臣及び日官(天文陰陽官)に命じて南京建設に關する論議を戦はしめ、後その決議に本づいて王は王子及び王后を並び伴へて三角山に幸きし親しく楊州に至つて奠都の地を鑑相した。

既に諸臣の決議あり王の親閱に依つて鑑定された程であるから京城の地が南京として宮闕を建營されることは最早時日だけの問題である。だから越えて六年秋九月更に南京開創都監を置き、門下侍郎平章 崔思謙、御史大夫任懿、知奏事尹瓘等を派遣して宮基を慎重に相せしめた。之等新都相地派遣員一行は十月にその調査選定を終つて還り、詳しくその基地を復奏した。この復奏したものによつて見れば、之等の派遣員は盧原(今の往十里)、海村、龍山等の地を踏査して實地にその山水を審察したが、之等の地は建宮に適しない。そこで歩を山手に進めて三角山を上下し面岳の南を視察してみると、その山の形勢悉く秘記にピッタリ符合して居るので、宮基はこゝより外にないと云ふ事に一決した。その築宮プランはこの山勢の主幹中心大脈の通る處に宮基を壬坐丙向に下すべしと云ふにある。(この宮基のプランこそ後代李朝の太祖が國都を京城に定むるや、その宮闕のプランと、全く一致するもので



ある。即ち今の景福宮がその主幹中心大脈の通る處に當り、而して景福宮の坐向も亦壬坐丙向である。この一致は風水土動かすべからざる原則からの一致でなく李太祖の建宮が全く高麗肅宗の建築せる宮址そのまゝ襲踏したものであるからである。李朝太祖實錄即位元年秋八月壬戌(十三日)の條に「教都評議使司」移都漢陽。及び同月甲子(十五日)の條に「遣三司右僅射李恬于漢陽府」修葺宮室」とあるに依つても都を漢陽に遷すならば高麗南京の舊宮基を用ゐんとした意嚮が察せられるであらう。

肅宗の南京經營は單に之を離宮としてでなく、金謂禪の上疏に基づき國都三京の一として駐驛すべきの都とする爲めであつたが、七年三月には再び中書門下の奏言に従つて新に南京の規模を定め、山形水勢に従つて東は大峯、西は岐峯、南は沙里、北は面岳までを都城の境界としたのである。この城廓プランも亦後世李朝の國都となるに及んで城廓を築營したものと大差なきものである。

爾後高麗歴代の君王はこの南京たる都城(京城)を神秘の地疑問の郷となし、此の地に行幸すること年中行事の主要なるものとして居た。即ち睿宗は前後四回此處に巡幸し、その一回など太后を奉じて三角山の法義寺に僧伽窟を訪ねられた事さへある。次で仁宗一回毅宗二回、而して高宗は一僧の識説に依つてその二十一年に内侍李百全を遣はして王の御衣を南京の假闕(この假闕と云ふ所から察すればまだ本建築されてなかつたものらしい)に奉安せしめ、又二十二年には太祖の神衣を此處に移安

した。この御衣神衣の奉安は「道誥秘記」の所謂三京駐驛説に従つたものであつて、御衣奉安は之を以て王の幸臨に、王の身代りとして代用したものである。即ち三月から六月までその御衣を中京(松都)の宮殿に安置し、七月から十一月まで西京(平壤)の康安殿に安置し、而して十二月から翌年二月までを南京の假宮に移安すれば國內安全、國威發揚以て三十六國(あらゆる國の意)を朝貢せしめることが出来ること云ふ信仰から出た事である。

忠烈王はその十年(二二八四)に公主と一緒に此處に幸し、三角山文殊窟に臨み、二十七年には此の地に畋獵を試みたことがある。

忠肅王も例に依つて行幸した。

恭愍王はその六年(二三五七)僧普愚の圖讖説を信じて此の地に國都を遷さんとし、李齊賢に命じて地を相せしめ、宮闕を築いたが、遷都の事は他の卜者の言に依つて決行しなかつた。

辛禑王はその八年(二三八二)八月に歴代萌した遷都の氣運が熟し、遂に此の地に遷都を斷行したが、翌年春中京(開城)に還都した。

恭讓王も亦その二年秋(二三九二)九月此の地に遷都し翌三年中京に還都した。

此の如く京城は高麗の初期より國都として取扱はれ、その始めは王の御衣を奉安して國都としての



實質(王が君臨すること)を擬制的に充當して居たが、後には代理たる御衣を以てするに安んぜず、王親ら冬季の間此の地に遷都して王都たるの實を示した。而してこの地を國都となし、宮闕を築きて御衣を奉安し、又王親ら之に臨御したことは、一に「道誥秘記」に依る風水の信仰からに外ならないのであるから、京城が國都としての出現は三國時代は措いて問はず、高麗以後全く國運を地徳に依つて旺ならしめんとする風水的要求に依つてであつたことは明白である。即ち今の京城は純然たる風水の都として高麗朝の初より既にその出現と存立を確實にしたものである。この高麗に於ける風水の都京城が、李朝の國都と定めらるゝに當り、これまた全く風水の見地からであつて、李朝に於ても亦風水の都となつた。京城はだから半島に於ける風水千年の都と云はねばならぬ。

## 第三節 奠都と論議

李朝鮮の太祖が高麗の後を承けて半島の王位に即くや、舊都開城を棄て、その三年都を漢陽に徙した。これが今の京城である。太祖は即位元年早くも遷都の意を發表し、その初めは歴史上又地理風水上前朝以來國都として注目された處であり、且つ讖文(「代」王者李、當都漢陽)、「道誥圖讖」にも李氏の都漢陽説があつたので、専ら高麗の南京即ち漢陽に遷都すべき考であつたが、風水地理等に通ぜる

政堂文學權仲和が忠清南道鷄籠山を踏査し、その風水の良好なるに驚き、適々太祖が國都を他に遷すことに専念するを思ひ、此の地を國都としての都邑圖までも作製して奉つたので、之を納れた太祖は一も二もなく鷄籠山下を國都の第一候補地として親らその形勢規模を視察すべく、即位二年(一三九三)正月早卒として公州鷄籠山行幸を斷行し、群臣を率ゐて松都を發し、その途次楊州檜岩寺より王師無學を伴ひて鷄籠山に向つた。而して此處に留まること五日、群臣、無學は勿論王親ら此の地の中央高阜に就いて形勢を觀望し、還御に當り二三の朝臣を止めて新都の經營に任せしめ、工を起して著々新都建設の業を進められた。然るにこの新都建設工事は同年十二月一日に於て突然停止せられたのである。この新都建設工事中の中止は、當時京畿道觀察使であつた河崙の反對に依つてであつた。然らば河崙の反對は如何なる根據からであつたか。それは左の上言に依つて明なるが如く、

『都邑は宜しく國の中(中央)に在るべし、鷄籠山は地南に偏し、東西北面と相阻つ、且つ臣嘗て臣の父を葬して粗ぼ風水の諸書を閲せり、今聞く鷄籠の地、山乾より來り、水巽より流れて去る。是れ宋朝胡舜申の所謂「水の長生に破するは(流れ去る)衰敗立どころに至るの地なり」。建都に宜しからず。』

であつて、要するに鷄籠山が國の南に偏在して國の中央に位すべき國都の本義に合はぬこと、及び胡



舜申の「地理新法」と云ふ新來の支那風水書に依つて考ふれば、鷄龍山は水が吉方に流れ去つて風水上衰敗立どころに至るの地であるから、國都建設に宜しくないと云ふのであつた。そこで王は群臣と河崙と立合の上で、前朝の山陵圖に就て胡舜申の地理法を検討して見るに、一としてその法に符合しないものはなかつた。かくて鷄龍山の新都築造は遂に罷められたのである。(太祖實錄二卷)

然し新都の地を選定して之に遷都せむとする太祖の素志は鷄龍山新都建設中止に依つて阻止せらるゝことなく、高麗朝以來の書雲觀所藏の風水秘録を河崙に與へ之を考閲して更に新都の地を選定せしめた。鷄龍山新都の工事を自分の反對で中止させた河崙は、その責任上からも黙しがたき處へ加へて太祖の命令あり、彼は爾後専心内外の秘録、風水書を精讀批判し、且つ實地に山川を踏査して、遷都の候補地は母岳の南地(母岳は今の京城の西にあり、新都の位地は今日の高陽郡延禧面新村里一帯)に及ぶものなしと言上した。そこで翌三年三月十八日太祖は左侍中趙浚、領三司事權仲和等十一人をして書雲觀の員吏等を率ゐ「地理秘録撮要」に依て母岳の南なる遷都の候補地を相定せしめた。一行は二十三日母岳より歸り啓して曰く、母岳の南地は地狭くして都を遷すべき處でない。この復命は母岳の南が敢て風水地理的に國都としての條件を缺くと云ふにあらずして、その地の狭少なることが國都として不適當であると云ふにある。この實地踏査の任に當つた權仲和は嘗て鷄龍山を見て新都として相應

なるところと判斷し、都邑圖まで作製して太祖にすゝめた位、風水的知識に於ては充分造詣があつたのであるから、母岳の地勢が風水より見て良好なることは敢て否定しなかつたであらう。殊に書雲觀員等風水専門の隨員を多數帶同し秘録撮要を持つて檢分したのであるから、此の他の風水的善惡は明瞭にされたに相違ない。だからその復命に、風水上不可なりと云はずして、土地狭少なるが故によるしからずと云つたものであつて、この土地狭少云々の反對理由は、自分が嘗て鷄龍山新都の進言をなしそれが著々實行せらるるに當り、河崙が土地偏在、風水不適の二理由を以て反對したものに對して、河崙に一矢を酬ひんとする心持が多分に含まれて居たと察せられる。

この復命に對して河崙は獨り飽く迄自己の主張を枉げず、成る程母岳の明堂は狹窄のやうであるが之を松都の康安殿、平壤の長樂宮に比すれば、むしろ稍や寛廣な位である。且つ此處は前朝の秘録及び中國に行はれる地理の法に等しく合致するから新都として決して不適當な所ではないと斷言した。河崙は前人未見の支那地理書を解釋して遂に鷄龍山新都の工事を中ばにして罷めさせた程風水地理には造詣が深い、且つ命に依り書雲觀所藏の秘録及び内外の風水書を考閲して居るのであるから、彼の提言は他の者の所論と異なり無下に之を斥けることが出来ない。そこで太祖は、親しくその地を實査した上、新都となすや否やを決定しようと云ふ事で、一先づ論議を打きり、やがて十餘名の宰相を差



遣して再び實地踏査をなさしめた。處がこの時の宰相等も河崙の風水的造詣の深さに敬意を表したのか、多くは母岳新都説に加擔したやうである。

然しながら書雲觀員及び一部の者には此地の不適當なるを説き、新たに適當な候補地を定めて言上するもの屢々あり、その都度諸宰相を派遣して實地檢分に當たらして居たが、甲論乙駁、一として満足な決定を見るものがなかつた。新都建營地の選定に就き、かくも議論の百出するは畢竟、之を相定する地理風水説に就て確固たる定見が樹つて居ないからである。と云ふことに氣が付いた都評議司(後の議政府)は、先づ風水地理書の討究の根本急務なること、及び之を専らにする調査委員會の設置を奏請した。そこで太祖は三年七月十二日「陰陽刪定都監」と云ふ臨時官廳を置き、權仲和、鄭道傳、成石璘、南閔、鄭摠、河崙等諸臣をして諸雲觀員と共に地理圖讖の書籍を蒐閲して之を參考刪定し、慎重に建都の地を撰定せしめんとしたのである。

この都監が設置された後一箇月即ち八月十一日、太祖は親ら母岳南地に臨みて實地精査の上、その可否を決定すべく各宰相及び多くの専門委員を率ゐて母岳に至り、新都の地を視察した。判書書雲觀事尹莘達、書雲副正劉早雨等風水地理専門家が「地理風水上より相するに此の地は決して都邑となすべき所でない」と云つたに端を發して、是に一場の御前會議が開かれ、群臣互にその意見を闘はせた。

今その論争の分野を見るに、

### 一 反對論

(イ) 書雲觀側、(崔融、尹莘達、劉早雨等)曰く、地理の法を以て相すれば此地は國都として不適當である。朝鮮國內に於ける國都たるの地は、風水的に見ると扶蘇明堂(開城)が第一で、南京(漢陽)がその次である。と、

(ロ) 政堂文學鄭摠、曰く、扶蘇(開城)は道説以來三土(三韓)統有の説あり、前朝の始祖此の地に都して三國を統一して以來、五百年を経て今日に終つたのであるが、この王朝の終焉は王朝の運數の爲す所で、地徳の衰運からではない。だからそのまゝ開京に在都しても害ありとも覺えぬ。さて母岳はその明堂甚だ狹隘、主山低くして溺るゝが如く水口閉鎖し難い。且つもしこの地が吉地であつたならば、どうして古人が用ゐて居なかつたであらうか。開京を是非とも棄てて他に新都を求むる必要があるならば、須く遠方に求めた方がよい。と、

(ハ) 中樞院學士李稷、曰く、東方密説に「三角南面」と云ひ、又「臨漢江」とか「母山」とか云つてゐるのは、總て此の地を取巻いて居るから、こゝもその密説に適したうやにも思はれぬでもないが、凡そ卜地選都は重大なことであるから、必ず天に應じ、人に順ふ後に行ふべきであり、且つ母岳明堂



は兎に角狹隘で仕方がなからうと思ふ。と、

## 二 賛成論

僉書中樞院事河崙、曰く、母岳の明堂は決して廣寛なりとも思はない。然し彼の國を享くること長久なりし鷄林(新羅の國都)平壤(高句麗の國都)の宮闕地に比すれば寧ろ此處が寬廣である。のみならず此處は國內の中央に居り、漕運通じ、山河表裡の地勢であり、且又東方前賢の密説に據つてもその契合を見、支那地理諸學の説く山水朝聚の形勢とも悉く近似する事は、豫て陳べた處であつて、今も亦變りがない、都を建つるに前賢の言に聞き、萬世の基を立てむとすれば、此地を措きて他に求むる處はないであらう。と、

## 三 遷都尙早論

(イ) 判三司事鄭道傳、曰く、母岳は一國の中央であり、交通も便利であるが、併しこの地は谷間であつて、内に宮殿、外に朝市宗廟を容るゝの餘地が無い。それは兎に角として、今日は革命後日尙ほ淺く、一意民力休養と民心の歸嚮を察すべき時であるから、相地や宮闕造營の如きは宜しく之を他日に譲るべきである。

(ロ) 門下侍中贊成事成石璘、曰く、此の山は山水の會、漕運の通にして吉地と謂ふべきも、明堂傾

窄、且つ後山低く、その規模王者の都としては不適當である。開京は山水の逆ふ所あるも、左右蘇巡住の説により、扶蘇明堂を本闕とし、近處に地を卜して巡住地として置けば、別に新都を定めて遷都する迄もなからう。

(ハ) 反對論の一人鄭摠もこの尙早論に賛した。

の三説であつたが、母岳建都に賛するものは只河崙一人のみであつて、他は悉く之に反對したので太祖は、それでは南京の地を實地視察するであらうと、母岳から直ちに漢陽に向ひ諸臣と共に南京の闕を相し、山勢を觀望し、こゝを國都としてはどうであるかを専門地師に相せしめた。地師尹莘達曰く、我が國の境内では松京が第一であり、此の地がその次である。只遺憾なのは乾方(西北)低く、水泉(明堂水)の涸れてあることであると、太祖之を聞いて曰く、如何に松京だからとて、何うして不足のないことがなからう。今此の地を觀るに、その形勢は王都たるに適して居る。況んや漕運に便し、道里均ひ、人事にも亦便多いではないかと、此の地を唯一の國都候補地とした。然し之を側に待たした無學にたゞした所、無學は、此の地、四面高くして中央平垣であるから宜しく都邑を成すべき所であるが、しかし衆議に隨つて決定した方がよいと答へたので、太祖は諸臣に之を諮つたところ、群臣は異口同音に遷都するからには此の地が最も適當であると賛成した。一人河崙は從來の行きがかり



上地理法から見れば王都の地でないと反対したが、太祖は衆議に従つて遂に此の地を王都として遷都すべきことを決定したのである。(かゝる間に猶ほ種々の新都候補が呈案されたが、己に漢陽が太祖の意にかなひ、且つ衆議も之を是としたので、之等の候補地も一應は太祖の視察するところとなつたが結局漢陽に勝るものなきの故を以て棄てられてしまつた。その主なるものは密書に合致するとなす積城廣地院の東地、長湍郡都羅山下、臨津縣の白鶴山等であつた。)

是に於て太祖は九月、權仲和、鄭道傳、沈德符、金湊等六人の重臣を漢陽に派遣して、宮闕、宗廟、朝市、道路の基を定めしめ、權仲和等は高麗肅宗の時に造營した宮闕の舊址に因つて宮基を定めた。こゝは北岳を主とし壬座丙向の位を取る局面平坦の地で群龍(山)朝揖するの勢をなす良好の處である。又東方十數丁の地を相し坎山を主山となし宮闕宗廟の基地を定めた、(今の昌德宮)そこで新都經營の工事に著手する事となつたが、工未だ始まざるに太祖は漢陽府客舎を臨時離宮として十月二十五日に遷都を決行し、十一月に至り都評議司の奏言を納れて工作局を設置し、都城宮闕の起工に著手することとしたのである。

次で十二月に三司事鄭道傳をして皇天大神后土(神祇)を祭りて工事始めのことを告げしめ、又參贊内下府事金立堅を遣はして山川の神に祭告して工事を開始し、翌四年正月諸山の僧徒を使役し、七月に

は京畿、湖南の民合計一萬五千人を徴して大廟と新宮(景福宮)の落成を見、又都城造築都監を置き、翌五年正月慶尙、全羅、江原及び西北面安州以南、東北面咸興(その頃は咸州)以南の民十一萬八千餘人を徴發して都城築造の工を起し二月末役民を歸農せしめ、七月に至り再び江原、慶尙、全羅三道より七萬九千人の民丁を徴發して殘部の工事に従はしめ九月遂にその工を竣功した。新宮及び諸殿の名稱は鄭道傳の撰するところ、而して都城は天地の八方に象つて八門となし、正北(坎)を肅靖門、東北(艮)を弘化門(後に惠化門と改む)正東(震)を興仁門(後に興仁之門と改む)、東南(巽)を光熙門、正南(離)を崇禮門、西南(坤)を昭德門、正西(兌)を敦義門、西北(乾)を彰義門、と名づけた。(此節朝鮮通信、李丙謙氏の「國初の建都問題」に負ふ處多し)。

#### 第四節 奠都の動機

李朝鮮が高麗朝鮮に代るや、易世遷都の例に倣つてその國都を他に遷することは政治政策上極めて策を得たものであらう。従つて李太祖が高麗王氏に代つて王位に即くや、王氏永業の國都であつた開城を棄てて他に新しき李氏の國都を建設せむとしたのも當然なことではなければならぬ。高麗王氏が新羅に代つて半島を統一するや、新羅の國都慶州に於て王位に即いたのではない。王氏はその祖先より開



城に風水的に見て良好な基地を有して居たから、そのまゝこの開城を國都として王位に即いたのである。従つて舊き國都をすてて新たに新都を採求する必要がなかつた。然るに王氏に代つた李氏は自分の據つて都となすべき地を有して居らなかつたので、百官を率ゐて王位に即くには是非とも高麗王氏永業の都であつた開城でなければならなかつた。前朝の舊都に於て新政を施くと云ふことは策の得たものではない。故に李氏にとつては何れは他に國都の地を求めて國都を新にすると共に人心を革むべき必要を感じたに相違ない。新都に遷つて人心を一新するの必要、これが京城奠都への一動機である。

若し京城奠都の動機が右の如き新都革新の必要だけであつたならば李太祖が遷都を敢行した如き性急な方法に出でなくても、徐ろに吉地を相して之に新都を建設し。然る後に遷都しても差支へなかつたであらう。然るに李太祖は王位に即くや否や、その年に既に遷都の意志を發表し、急急三年の間に各地を巡視し各地の良否を論じ、群臣の提議と幾多の論議を重ね、心中私かに遷都を喜ばなかつた群臣の多きをも顧みずして漢陽の地を遷都の地と定め、猶ほその遷都は新都の經營未だその緒に著かざるに先立つて行はれ、新都の面目が國都としてその體を具へたのは遷都の後に於てであつた程性急であつた。遷都後三年、定宗元年正月王室の變異あるに乗じて定宗が都を松都に還へすや、

『初め都人皆は舊都を懷ふ。都を還へさむと欲すると聞き相與に喜悅す。(是に於て)提携貧戴し、

路に絡繹として(溢れ)守門をして之を止まらしむ。』(太祖實錄)

即ち舊都たる松都に都を還へすと聞くや、都人の喜悅は提携貧戴絡繹として路も狭き位、城門を出ずるに先を争つて紛雜を極め、門番をして、之を整理しなければならなかつた程熱狂的有様であつたのである。

之に依つて見ても如何に一般民には新都よりも舊都開城が愛着されて居たか、推察せられる。この愛着強き松都民の望みに反し、且つ群臣の遷都尙早論多きにも一向耳をかさずして新都漢陽に遷都を決定した李太祖の心意は、専ら松都の地位衰微と云ふ風水信仰に依つて占められて居たものとも見ることが出来る。河崙の上言に依つて新都の候補地を母岳に視察するや、群臣を會してその良否を議した。その時になせる書雲觀員たる早雨と太祖との問答はよく太祖の意中を物語るものであらう。

太祖曰く、其方等は妄りに非難すれども、若し此の地を宜しからずとなさば、何れの處に都を奠めんとするか。早雨曰く臣は能く之を知らず。太祖曰く、其方は書雲觀の地位にありて、之を知らずとなすは無責任ならずや、松都の「地氣衰旺説」を聞かざるや、早雨曰く、「地氣衰旺説」は圖讖の説く所にして、單に地相のみを學びたる臣には、圖讖を判ずること能はずと、太祖曰く、古人の圖讖は總て地相の學を基とせしものなり、決して根據なき荒唐無稽の説あらず。遷都につき其の方の信ずる處を陳



ぶべし、旱雨曰く、前朝の太祖、松山明堂を相して宮闕を造營せしが、中葉以降君主屢次離宮に移居せり。臣竊に惟ふにこれ明堂の地徳衰へたるにあらず、一時廢せしものなるが故に、更に彼の地に宮闕を造營し、松都を以て王都とせらるゝを可とす。太祖曰く、予は既に都を遷すに決意せり、萬一近く適當の吉地なくんば三國時代の都たりし處、吉地なりしに相違なければ、それに遷すも可なりと。

李太祖は武人であつた。その信ずる處に向つて邁進し、斷行することに於ては他の優柔不斷の文相の比ではない。嘗て無學に釋王の夢占を得てからは、深く自任する處ありて、遂に王位を握るの大業を遂行したと傳へらるゝ俗傳(註)はよく太祖の性格を物語つて居る。だから高麗中葉以來、開城の地徳衰微説から代々の王が別都建營又は遷都問題に腐心して居た事實を見た太祖にはこの地徳衰微説が強く腦裡に印象され、この地徳衰微の開城に逡巡して他の新都に遷都を敢行しなかつたが故に高麗の王業が遂に倒れてしまつたものであると、考へ合せては一日たりとも此の地徳衰へたるの地に止まることを好まなかつたのであらう。

さればこそ權仲和が鷄龍山を可しとすれば、遠きを介意せずして之に臨みて親しくその地勢吉凶を視察し、之を可とするや直ちに新都建設の工事に著手し、河崙が鷄龍を批難して母岳の南に吉地を相するや、また群臣を率ゐて親臨し、群議之を排して漢陽の地を適地となせば此處に巡視し、其の他二

三の候補地を呈出するものあればその何れも親しく視察してその良否を論評せしめ、且つ漢陽が第一候補の地と定まるや、直ちに新都經營の官を置きてその經營に従はしめ、のみならずその都計未だ成らざるに速に遷都して、宮闕都城の竣功は遷都の後に見たるが如き、如何に地徳の衰へたる松京に止住するを恐れ、如何に風水的良好地を新たに撰定するに急にして、且つ如何に風水的良好地を求むるに奔走せしかを推知する事が出来るであらう。だから李太祖の京城建都は風水的地理的的革命に依つて李氏の王業を王氏滅亡の墟地より救ひ、以てその安泰を希つたものであると云ふことが出来よう。

(註) 釋王夢占傳説。釋王寺緣起に依れば、李朝の太祖李成桂が明の洪武十七年、高麗の辛禍十年、高麗の讓を受けて王位に即く八年前に安邊に寓居した時、或夕の夢に萬家の鷄が一時に鳴き、又た千戸の砧が一時に聞え、自分は破屋の中に入りて三椽を負ふて出づると、花落ち鏡落ちると見て驚き目覺めた。この夢の吉凶が氣になつたので近傍の一老婆に問ふと、老婆は自分にはよく解らないが、此處より四里の雪峰山に異僧が居るから、之に問へと云ふ。依つて李成桂は往いて其の僧にあひ、夢の吉凶判斷を乞ふと、その僧容を改めて曰く、これは君王と成るべき夢である、即ち萬家の鷄の聲は高貴の位を賀し、千戸の砧の音は近く當るを報じたもの、花落つれば實を結ぶ、鏡落ちれば聲あり、三椽を負ふは王の字であり、花も鏡も亦王業の成功を促す夢であると。又曰く、今公の



顔を熟視するに満面に君主たるの相あり、今日の事は慎みて口外する勿れと。成桂は心中大いに喜び、その報酬如何程と云へば、僧は若し王となつたならばこの所に一寺を建立して、この出来事に因み、釋王寺と名づければ結構であると。この僧こそ李太祖の帷幕に參した、後の無學國師であり。此の寺は永く李朝の祈願所となつた。(咸南の史蹟名勝)

## 第五節 風水傳説

風水に依つて奠都された京城即ち漢陽には、それに相應した風水傳説が無數に存在する。いまその顯著なるものを擧ぐれば次の如くである。

## 一 漢陽は李氏の主たるべき都なること

この傳説には風水僧道誥の秘記に依るものと、漢陽の地勢に依るものとの二者がある。前者は道誥の秘記に『繼王者李、而都於漢陽。』とあるので、高麗では此處に李樹を種へ、その繁茂するを待つて伐除し以て之を厭勝して居たるが如く、漢陽は先天的に李氏の王都となるべき地として運命づけられて居たと云ふのである。この傳説を記載して居るものは、徐居正の「筆苑雜記」と李重煥の「八域誌」とであつて、雜記には高麗がこゝを南京とした條下に

『李樹を種え、李性を擇びて尹と爲し、王亦一巡幸を爲し、龍鳳帳を埋めて之を壓す。』と録し、「八域誌」には

『麗の中葉に尹瓘をして地を白岳の南に相せしめ、仍つて李を種へ繁茂するに及びて輒ち之を芟伐して以て厭勝せり。』

と述べて兩者の記事に多少の相違はあるが、結局王氏に代るべき李性に對する厭勝を行つた事だけは共通せる處であるから、兎に角漢陽が李氏の都たるべき土地であると云ふことは、高麗朝は知らず、李朝に於ては汎く喧傳され信ぜられて居たものであることは確かであらう。

後者の李氏漢陽奠都説は地勢上から出た事で、それは京城の後ろの山が遠く咸鏡道の安邊鐵嶺の一脈が南行五六百里、楊州殘山に到り、艮方(北東)より斜に入り、忽起して萬丈石峰の道峰(楊州郡柴菴面にあり、山勢高峻にして眺望絶佳、山中の望月寺は新羅の古刹なりと)となり、此より坤方(南西)に向つて行き、小斷又特起して三角山白雲臺となり、こゝより南下して萬景臺となり、その一枝猶ほ南に伸びて白岳となる。この來山の地勢は風水土木體來龍とも貪狼木星來龍とも稱するものである。八域誌には

『形家の「衝天木星爲宮城之主」と言ふもの之なり。』



と云つて居るが、この衝天木星とは尖頭木體山即ち貪狼木星來龍の事であり、この木山が京城の主となると云ふのである。これは木星がこの都の主人となると解釋される。之を逆に説けばこの地は木星の都であると云ふことになる。さて李氏の李は木であり。之を破字すれば木の子である。天にありては木星、地にありては李、故に李氏が天の命を受けて國都を建設するならば必ず漢陽のやうな地勢の所でなければならぬ。處が李氏王となるや各地に國都の候補地があげられたけれども遂に他を措いて此處に奠都することとなつた。これ即ち天人符を合するものであると。

### 二 都城は降雪の天啓に依りて營む

漢陽の都城は李太祖が此處に遷都してから工を起し、前後二十萬餘の役夫を使役して築いた周廻九千九百七十五歩（一步は六尺）その高さ二十八尺餘、闕門樓閣ある八門を開いた規模雄大なものである。傳ふる處に依れば（八域誌にもこの傳説を載録してゐる）宮闕の出來上つた後外城を築かんと欲して居たが、未だその周圍遠近のプランが出來ずに居ると一夜大雪が降つた、翌朝になつて見ると雪が一線を劃して、その外方には積んで居るがその内方は消えて居る。この光景を見た太祖は、これ必ず天吾が苦衷を察して天啓を垂れたものであるとなし、遂にこの雪裾の線に従つて城址を立て、之に由つて築城したのであると。

### 三 壬辰丙子の二亂は風水の缺陷から

この都城に就て風水の缺陷の傳説がある。漢陽の城壁が降雪と云ふ天啓に出でたものか否かは兎に角、城壁は山に因つて蜿蜒之を築いたものであるが、この山勢は東方と南西に衰へて居るから、城壁も亦東方と南西は低虚たるを免れない。

『震坤低虚にして且つ雉を設けず濠を浚はざりしが故に、壬辰丙子の二亂に皆守る能はありき。』と八域誌の著者は云つて居る。即ち城壁が地勢上低虚なりしこと、城のかきを設けざりしこと及び濠を深くして置かなかつたので、壬辰丙子の二亂に守ることが不可能であつたと云ふのである。しかし壬辰丙子の二亂に能く守ることの出來なかつたのは、たゞ之だけの理由でなく、そこに風水の缺陷があつた爲めに壬辰、丙子の二亂は先天的に防守し得なかつた、と云ふのが都城缺陷の風水的傳説である。さて壬辰の亂は、李朝第十四代の王宜祖の二十五年（一五九二）日本の關白秀吉が、支那明を膺懲するに先つて、之を妨げたる朝鮮を一蹴せむとした所謂文錄の役で、京城の陷落はその年の四月であつた。丙子の亂は、李朝第十六代の王仁祖十四年（一六三六）支那清の太宗が、さきに朝貢を求めた使節を斥けたるに依り大軍を發して親征したもので、この時も京城は一戰に及ばずして清軍に蹂躪されてしまつたのである。即ち壬辰の時には日本の人の爲めに、丙子の時には支那の人の爲めに、何れも京城



が陥られたのである。

之を風水的に云へばこの壬辰丙子の京城陥落は、その當時城にかきを作らず、又濠を深くしてなかつた如き皮層な理由からでなく、都城を築造した當初より已に、一は東方よりの侵入者に依つて、一は西南よりの侵入者に依つて陥らるべき運命を有つて居たのである。その理由如何。李太祖の築城は山勢に随つたものである。然るに漢陽都城の地勢は四面山を以て圍むと雖も、東方即ち震方と南西即ち坤方とが空缺して居るが爲めに、山勢に随つて築き來つた城壁は自づからこの震方と坤方に於て低くからざるを得ない。風水ではこの低所を虚と云ふ、虚は外より犯される虞ありとして最も之を忌む。即ち漢陽はその東方と南西方から侵入せらるべく運命づけられて居たのである。而してこの運命の實現が、震方に當る日本人の侵入となり、坤方に當る支那人の侵入となつたのである。且つ震方は木の源であるから李氏の都漢陽が『兩木、相争』の理に依つて相克するものであり、坤方は土の源なるが故に『木克土』の理に依つて相克する關係にあるから、漢陽に都した李は、城廓の風水的缺陷がないにしても、先天的に日本の勇者と支那の覇者とは必ずや相争はなければならぬものであつたのである。然るに之に對する防衛を怠たり、加ふるにその殺氣に充てる震坤兩方を虚にして居たものであるから、壬辰丙子の兩役には苦もなく陥落の憂き目を見なければならなかつたのであると。

#### 四 無學と鄭道傳との坐向論

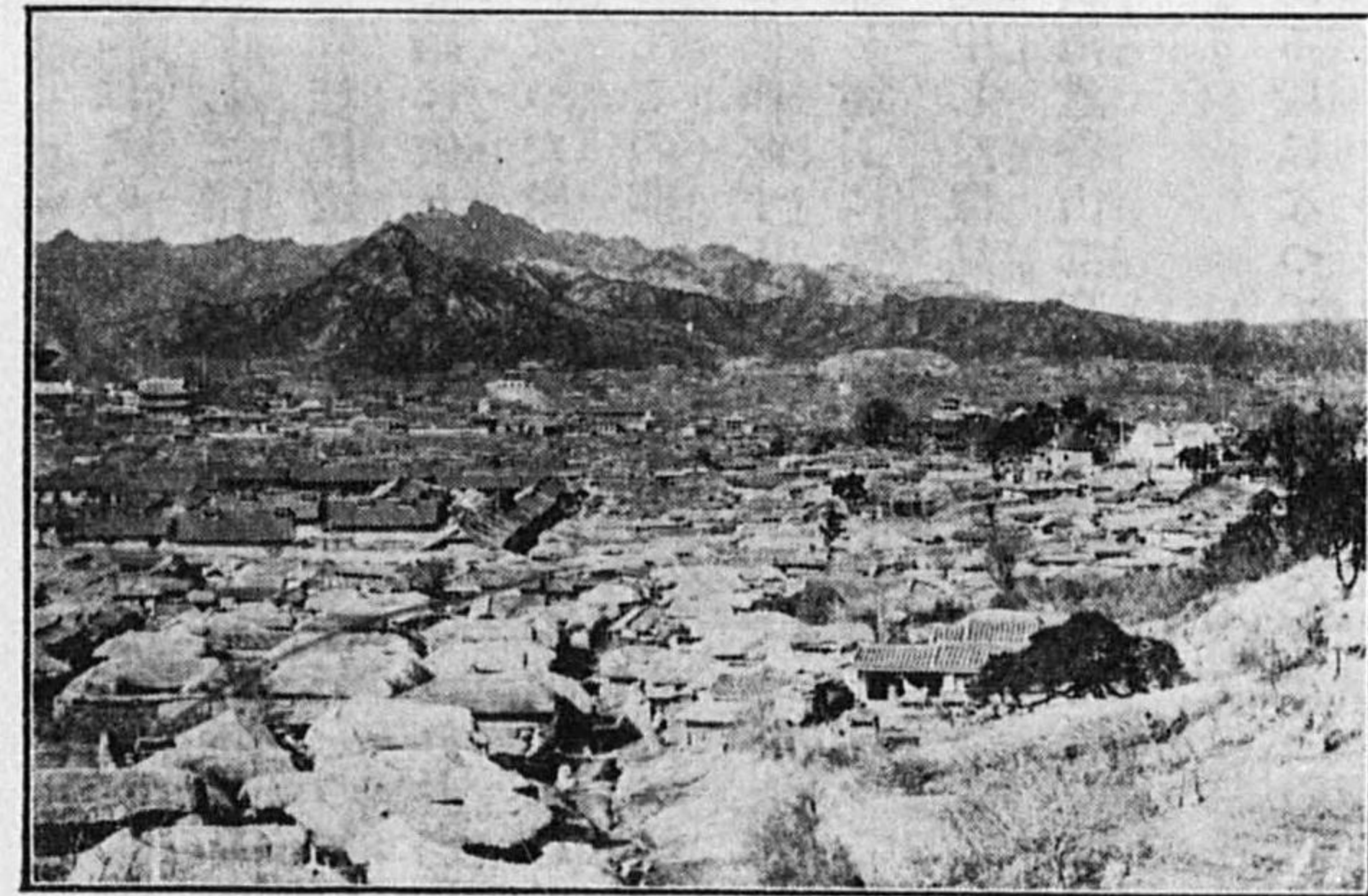
鄭道傳は學者にして法術に通じた人である。京城の奠都にはこの鄭道傳と無學とが主としてその任に當つた。この無學と云ふ僧は嘗てその師懶翁大師の供をして諸國遍歴の途に上つた時、その途次偶然にも咸州(今の咸興)に於て、その當時は微賤であつた成桂に遭つた。時恰も成桂がその父桓祖の爲めに吉墓を求むるに苦心して居たので、無學は成桂の懇請に依り、父を葬るべき墓地を占定した。(これが今の咸興にある定陵で。この墓の爲めで成桂が王になつた處から、爾來王侯の地と稱して居る。)その後成桂が安邊に一夜異夢を見、老婆のすゝめに従つてこの夢の解釋を雪峯山の寺僧に頼みに行つたが、その住寺こそさきの無學であつて、成桂の爲めに將來必ず王たるべき古夢であると釋いた事がある。成桂が高麗王氏に代つて王位に即くや、その國都を選ぶに當り、種々の異議があつて容易に選定されさうもないので、一度ならず二度までも確實に的中した豫見をした無學の事を懐ひ起し、奠都の事もこの神僧に依頼するに若かずとなし、當時既に黃海道谷山郡高達山に隱居して居た彼を強て召し出して吉地の相定をなさしめたのであつた。

奠都の地が決定されて愈宮闕の基地を相し坐向を定める段になつて、鄭道傳と無學との間に意見の相異が生じた。鄭は古今の學理に通ぜし學者、無學はその豫言神の如くの中する術僧、何れもそこに





(寫年八十三治明) 山旺仁城京



(上同) 岳白城京

深遠の考慮が含まれて居たものであらう。無學の意見は、仁旺山を鎮山とし、南山と白岳とを左右の龍虎とする坐向、即ち酉坐卯向にすべしと云ふにあつたが、鄭道傳は之に反し、古來君主たるものは皆南面して政を見たもので未だ東面して朝に臨みしものあるを聞かないと論じ、自説を固持して下らなかつたので、宮闕の基は南面即ち壬坐丙向と定められたのである。

坐向論に破れた無學は、後之を歎じて云く、我が言にして聽かれざれば二百年に至りて我が言の空しからざるを覺るであらう、なぜなれば新羅の名僧義相大師の「山水秘記」に依れば『都を擇ぶ者が僧言を信聽せば國運延長望むべく、若し鄭性の人出で、是非を挾めば五世ならずして篡奪の禍生じ、二百年内外に板蕩の厄あり』とあるから、而してこの秘記は一としての中しないものがないのであるからと。果せるかな間もなく太宗の兄弟骨肉の變あり、世祖反正の變あり、且又壬辰の亂が次いで到つたのであると。

### 五 鶴翼を押へて宮柱を樹つ

神僧無學が宮闕建設の基礎を定むる任を仰せつかつて、天神地祇に祭告し、さて礎柱を打立てたが、間もなくそれが地に仆れてしまつた。再び三たび如何にしつかり立ててもやがて仆れてしまふ。流石の無學もどうした事やら見當がつかず、一本の柱を樹てるにもあまして居た。時に程遠からぬ



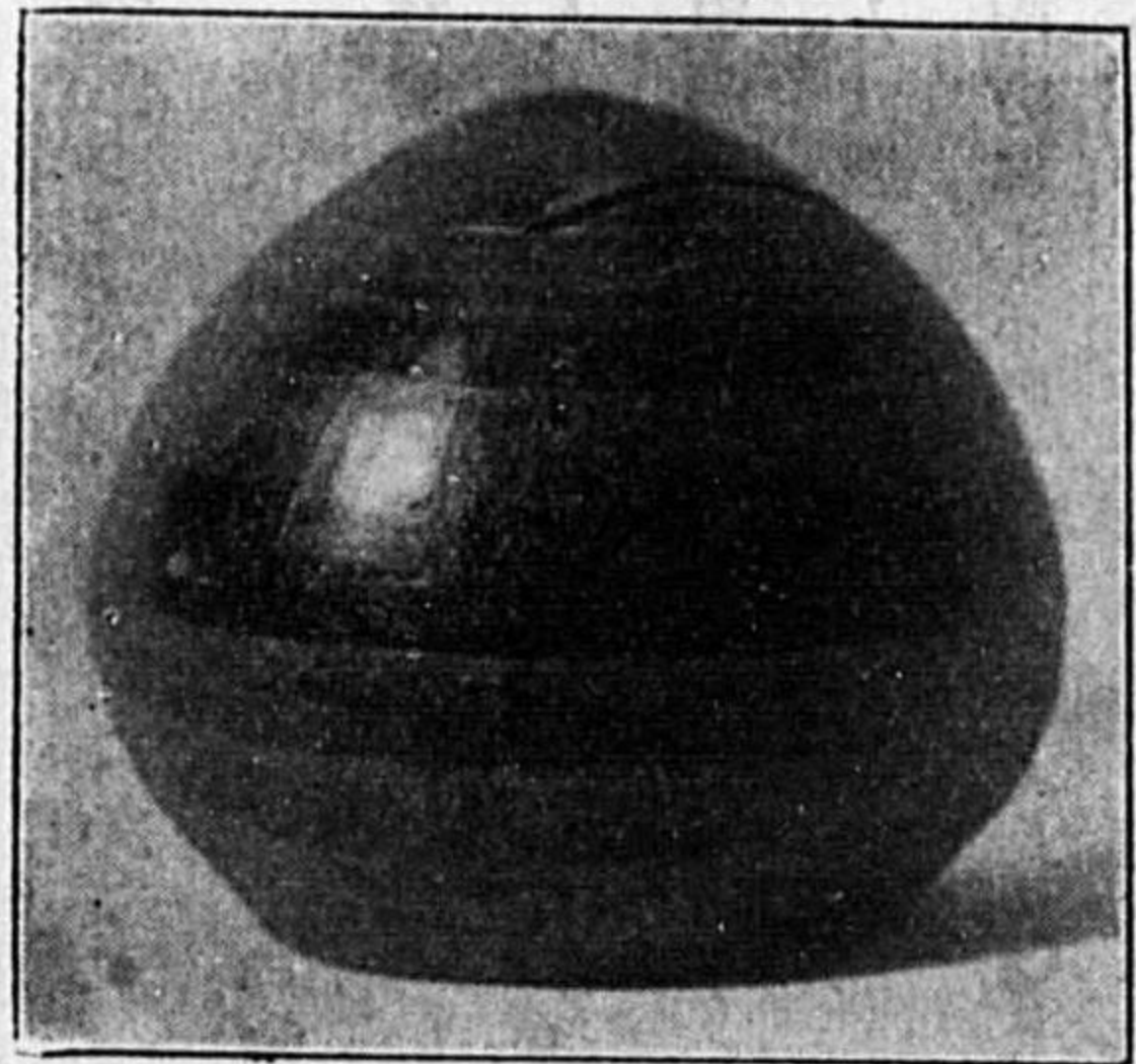
畑で、一人の老農夫が黒牛を使役して地を耕して居たが牛が、彼の意のまゝにならぬのを叱責して曰く「此奴のトンチンカン奴、貴様の氣のきかなさ加減は丁度あの無學のやうだ」と。この言葉を耳にした無學は一寸腹立だしい氣持になつたが、心中非常な驚きを感じ、その老農夫のもとに走つて、今しがた牛を叱つた言葉に就て自分のトンチンカンさを諷刺されたが、この柱を樹てるには如何にしたらよいものであるかと丁寧な教を乞ふた。その農夫答へて云ふ、この漢陽は御覽の通り鶴の翼を張つた形をして居る、この地は恰もその背に當るところである、若しこの地に建物を營まんとすれば須らくその羽翼を壓して後でなければならぬ、然るにその羽翼をそのまゝにして置いて、直ちにその背に柱を樹てんとするが故に、どうしてそれが仆れずに居よう、この位の事は有名な貴僧、夙に御存知の事と思つて居たのに、今その實際を見て居ると變な事をされて居るから、遂にそれが牛を叱る言葉の中に交つたのであると。

無學はこの老農夫の言に依つて大いに悟るところあり、先づ以て宮城を築き、その後宮闕を建てたところ、この度は何事もなくすらくと工事が進捗したと云ふことである。この俗傳は確かな典據なき口碑であるから、後世に出來たものであり、南山から見た宮闕の後山が恰かも鶴翼を張れるが如き形状をなして居る處から出發した物語りであるかも知れない。

### 六 啞陶を以て聾啞防壓

古老の語る處に依れば、李太祖が漢陽に都を定めた時、近臣鄭道傳と僧無學とをして漢陽の風水を

精査せしめ、若し災厄を及ぼすものがあれば之を厭勝するやう命じた。兩人がいろ／＼相して見ると、左右の山川に啞聲者を多く出す形をして居るものが多いので、將來都人の間に多くの聾啞者が輩出する虞れがあるから、之を防遏する爲めに啞陶店を設けて、その啞陶を都民の各戸必ずその一個を使用せしむることとした。それはこの啞陶が口があり、耳があつても聞えず、もの云はない物であるから、之を各戸に一個づゝ置けば、之を以て聾啞を出すべき山川の影響を免れることが出來ると云ふ理由からである。



陶 啞

### 七 火防の蓮池

李圭景の「五洲衍文」に依れば今の南大門外に一つの蓮池があり、「輿地勝覽」にも「崇禮門外南池あり、一に蓮池と號す、雨を禱りて應あり」と記載してあるのがそれであるが、これは李朝九代の王成

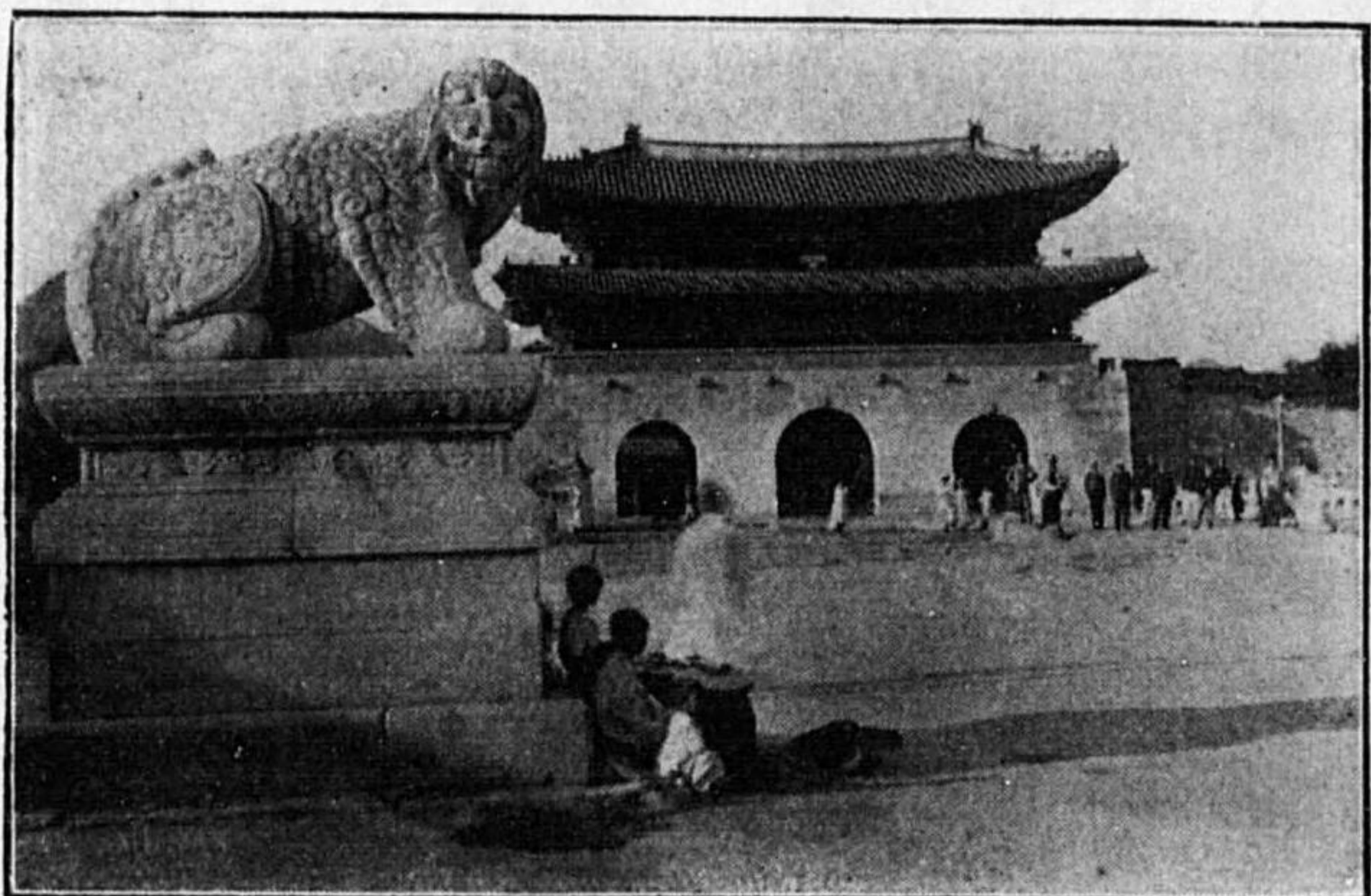


宗の十四年癸卯（二四八三）に韓明澮と云ふ人が『臣聞く國都の主山は乃ち大山なり、故に定都の時慕華館前及崇禮門外皆な池を鑿りて以て之を鎮む、丙午（四代世宗の八年一四二六）以來火災が絶えないので、これまで里中の者に鐸をならしながら道路を廻つて相警飭せしめて居たが、どうか此の池を復舊して火を鎮めることとしたい。』と啓言して居るから、漢陽定都の時に既に火防の目的で鑿られたものであつたが、いつの間にか涸れて廢池となつてしまつたものであらう。と。

猶ほ此の蓮池に就ては、この池を濬くして清くすれば南人（朝鮮中葉以後に現はれた黨派の一つ）が登庸せられると云ふ俗信があつた。それは二十三代純祖の二十三年癸未（一八二三）初夏の頃崇禮門外の人々が錢穀を集めてこの蓮池の涸れたるを濬くし水を貯へて舊の様に復した。すると謠言あり、許眉史が入閣した時が此の池を濬くした時であつた、今また之を濬くしたから、誰か登閣するであらうと。處が果して蔡相洛恭が復爵した。而して之等の人々は南人派の者である。之を説くもの此の池が南方にあるから南人に所應があるとなしたが、この年南人派の及第する者四名に上つたので、益々此の蓮池と南人との關係が偶然でないと思はれるに至つた。と。

### 八 火防の水獸

もと光化門前にあり、今朝鮮總督府正面玄關前庭に並立する怪異の石獸は、獬豸と云ひ俗に之を海



舊光化門前の獅子

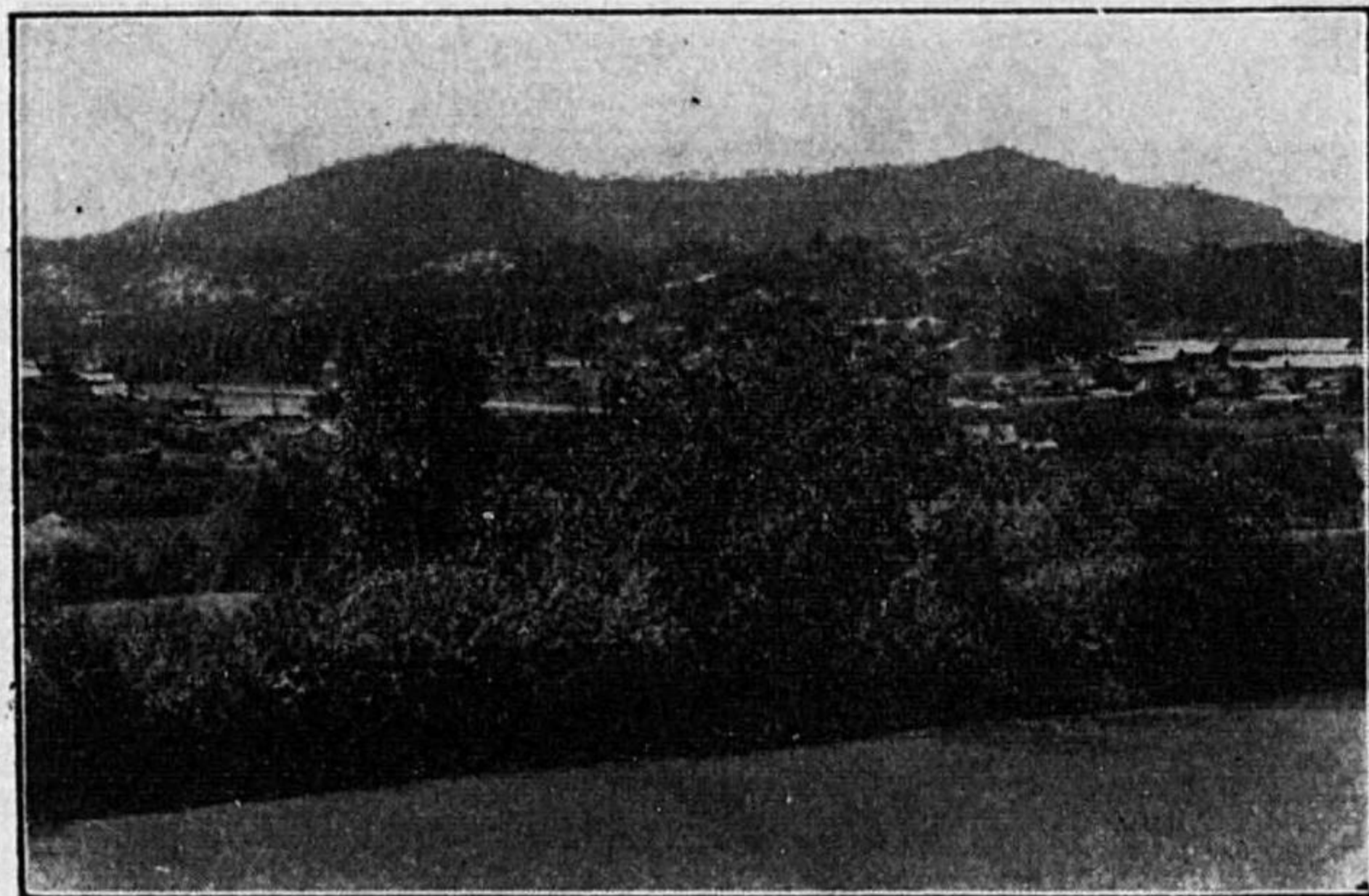
馱（鮮音可利）と云ふ。何れも爛々たる眼光を以て南方を睥睨して居るが、この睥睨の對象は、南方に聳ゆる冠岳山である。それは京畿道始興郡に聳ゆる三聖山が、その形火體をなして居るので、之に直面する景福宮が屢々火災の厄を蒙むると云ふ術者の言に従ひ、大院君がこの景福宮を重修する時、その正門前に水獸を据えてこの火山を壓勝せむとしたものであると云はれて居る。（朴齊炯撰）

〔朝鮮近世政鑑〕

### 九 蠶に桑を、鷹に肉を以てす

これは鎮壓厭勝とは反對に、その地徳を培養せむとした風水的作用の傳説であるが、京城の南に聳ゆる南山の頂はその形蠶頭の勢をなして居る。故にこの山の地徳を旺んならしむるには桑を興へねばならぬとあつて、沙坪里に多くの桑樹を種え、そこを蠶室と號した。この桑は





望遠の山南頭

宮中に於ける餽蠶に用ひられたとの事である。

昔の成均館、今の經學院の基地は鷹峰の下にある。そこで鷹は肉食の鳥であるからと云ふので京外の肉屋を移して此處に居らしめたと傳へられる。しかし肉を割く者は文廟の祭奠に用ふる牲を供するが爲めに此所に住んで居り、牲を供する傍ら肉を賣つたものであらうが、たま／＼その後山が鷹峰と呼ばれる、處から遂にかく附會して傳へられたものであらう。

一〇 城門に就ての風水傳説

京城の八大門は易の八卦に象つて之を作つたもので、その門名は鄭道傳の撰に成りしことは已に述べた處であるが、この城門に就て、風水の都京城の城門にふさはしき風水的厭勝の數々が興味深く語られて居る。

(イ) 南大門、その額銘に依つて一名崇禮門と云ふ。こ

の崇禮の禮は五行に配すれば火、五方に配すれば南方であるから、南をあらはすものであることは云ふ迄もない。さてこの城門に就て注意を喚起されることは、他の諸城門の門額が何れも横額横書體なるに反し、ひとり此の門の門額だけが縦額であり縦書きであることである。これは崇禮の二字を以て火の炎上を象徴し(崇禮=炎)、以て宮闕に正面する南方冠岳山の火山に對抗せしめた、風水的厭勝に出たものである。(冠岳山は正殿に正面する火山であるので之を厭勝する爲めに、戀主峯に九個の防火符を入れた瓮を埋めてあると云ふ。)

(ロ) 東大門、この門名を興仁門と云ふ。仁は木に屬し、木は東に當るから、興仁は東方を意味する目出度き命名である。處がこの門額も亦他のものと異なつたものが發見される。それは餘他の門名が皆「何々門」と三字名であるに反し、この門名だけは「興仁之門」と四字名になつて居ることである。これは漢陽定都の時には他の諸門と同じく興仁門と三字名であつたのであるが、壬辰の亂後都城の東方が低虚なるが爲め、東人の陷る處となつたのであるから、この虚を補はんが爲めに門名に之の字一字を加へて四字名となしたのである。(この城門のみに附屬する曲城もこの補虚の意からであると云はれて居る。)若し果してこの之の字を加ふることに依つて、東方の虚を裨補せむとしたものであれば、これは東方に山を築く代りに、この之の字を門名に加へたものであらう。と云ふのは之の字、之の字は

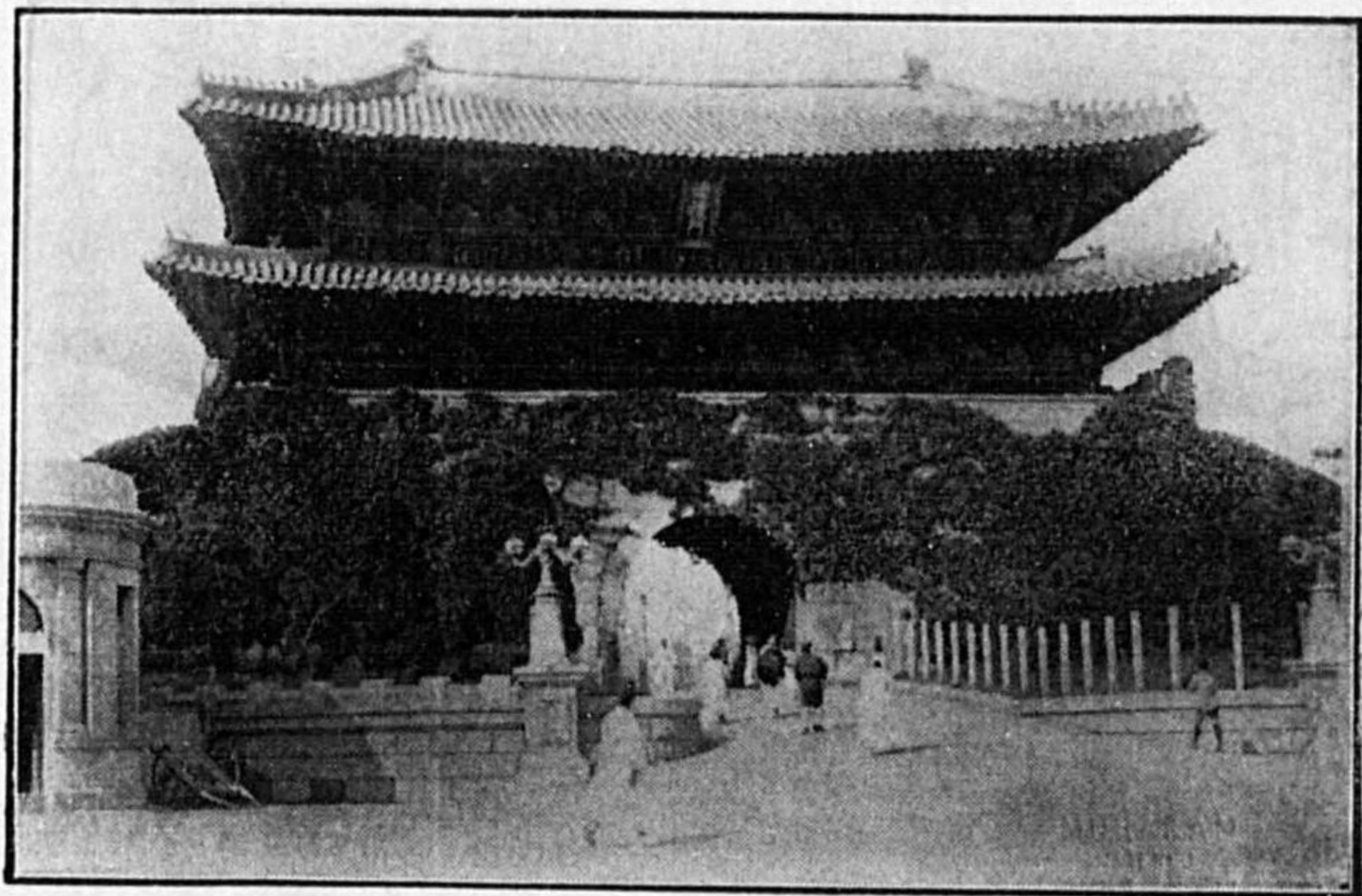


風水の上では、よく來龍即ち山脉の左折右曲して來るものを、形象的にあらはす文字として使用されて居るから、東方の低虚を塞ぐに、實際に山を築くことは非常な勞力を要するから、そこで厭勝的に山脉をあらはす文字之字を使用して之に代へたものであると思はれる。

(ハ) 彰義門、傳ふる處に依れば彰義門外の地勢が恰かも蜈蚣の形をなすので風水術者の言を用ゐて木鶏を雕み、これを門上に懸けて以て之を剋制したと。その何れの時代になされたかは審かでない。

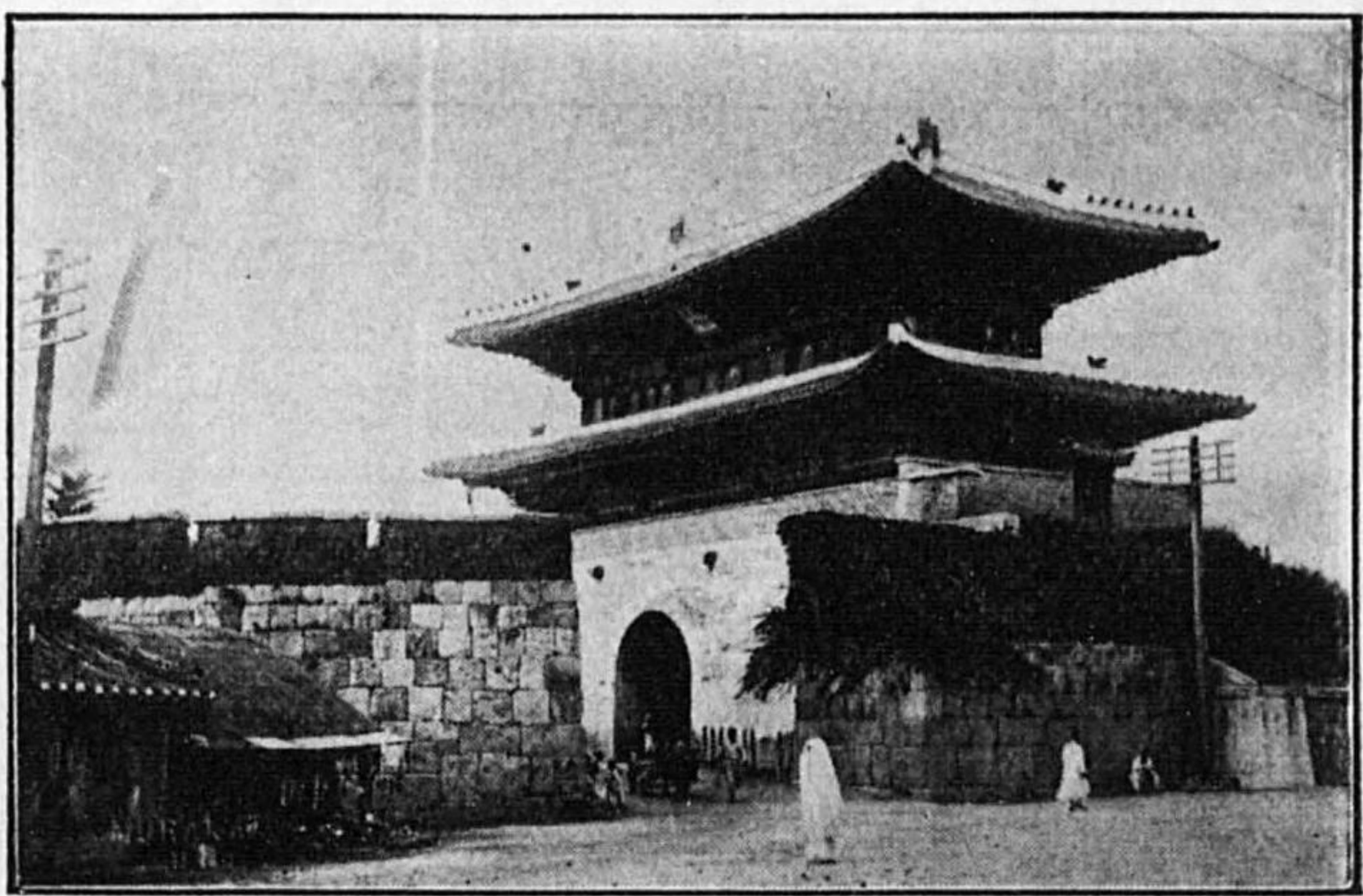
(ニ) 肅靖門、南小門即ち今の北門のことである。「五洲衍文」に依れば、この門は楊州北漢山に通ずる門であるが、何時の頃よりか閉鎖したまゝ、開いたことがない。その廢閉された理由として俗の傳ふる處では、此の門を開く時は城内閭巷に桑中河間の風(淫亂の風)が増すので遂に廢閉したものであると。都城の巽方に開く南小門(光熙門)も亦睿宗元年己丑に、陰陽家の、巽方を開くは最も忌むとろとなすと云ふに従つて、命じて之を閉塞してしまつたと。

(ホ) 大漢門、これは德壽宮の宮門である。この門は元來大安門と云つて居たが、李太王執政當時、龍臣玄暎運の妻襄氏が洋装して屢々この闕門を出入するので、近臣中之を慊忌する者が王に奏して、秘記に大安門の安字は女が冠を戴いた形象であるから、若し冠をつけた女子がこの門を出入すれば國亡ぶとあるから注意しなければならぬと。王は痛くこの上奏に動き、即時に襄氏の宮門出入を嚴禁し、



京城南大門(崇禮門)

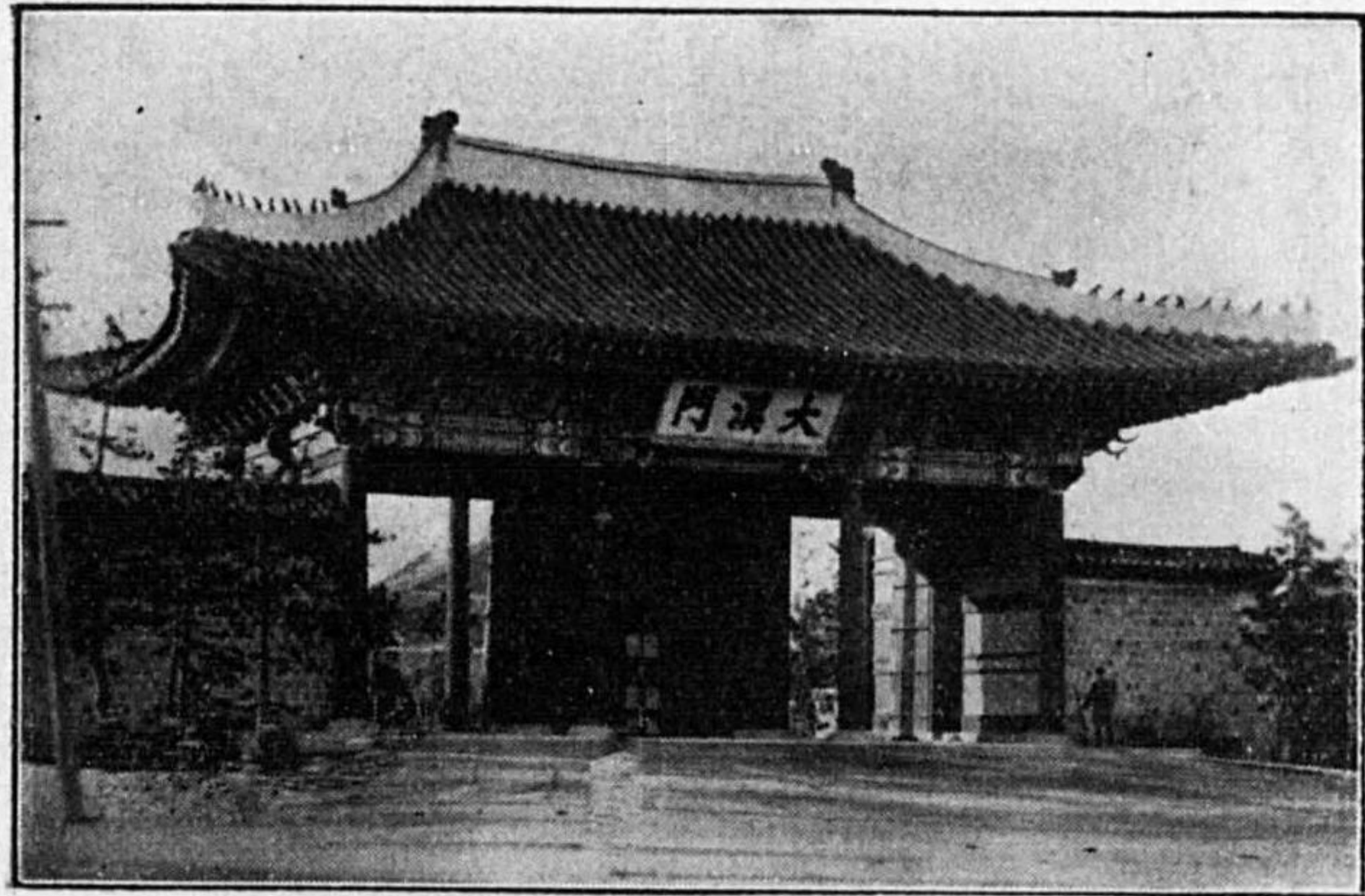
南方冠岳山(火山)厭勝ル爲ニ崇禮門ト額ノ用フ



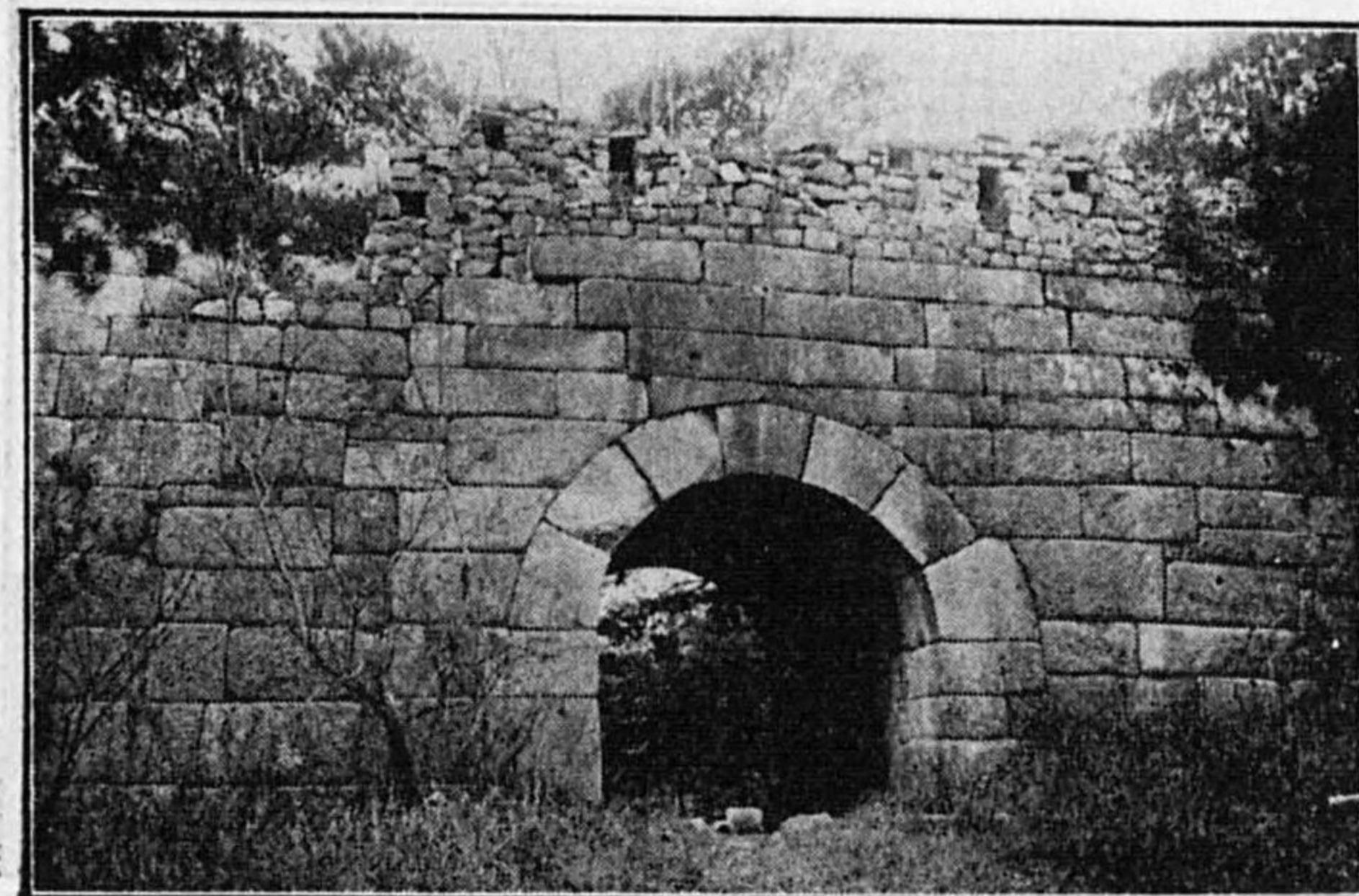
京城東大門

東方ノ虚ヲ補フ爲メニ仁興門ト四ノ額ヲ用ヒ且ツ曲城(袖)ヲ附ス





京城大漢門



京城肅靖門

不吉とあつて門名も亦大漢門と變更したと。(別乾坤四卷六號 八大門と五大宮門の由来)

一一 清溪川の濬浚問題

これは「東國輿地勝覽」に載せてある事であるが、李朝四代世宗二十六年(一四四四)、李賢老と魚孝瞻との間に京城都内を流る、川渠(恐らく清溪川であらう)に就て風水討論が行はれた。それは、李賢老が風水説に依つて都内の川渠に穢物を投ずることを禁じて以て明堂の水を清くせむことを上請したのに對して、集賢殿校理の魚孝瞻が上疏して曰く、臣「洞林照瞻」を按ずるに、この書は范越風の撰するものであるが越風は五季の一術士に過ぎず、其の所謂明に臭穢不潔の水あれば、これ悖逆凶殘の象なりとなすは、葬地の吉凶に就ての論であつて、都邑の形勢に云つて居るのではない。蓋し越風の本意はかうである、謂へらく神は潔を尙ぶ、故に水性不潔なれば神靈安んぜず故に是の如き應ありとなすので國都に就て論じて居るのではない。都邑の地と云ふものは人烟繁盛を常とするもの、既に庶く既に繁ければ臭穢斯に積まむ、必ず通溝廣川ありて都門を經緯し、以てその惡物を流し、然る後に以て都下を肅清にすべきものである。だから都門を流れる水に清くなるべき理がないのである。今李賢老の意見は都邑の水をして全く山間の水の如く清淨にせむとすれば、實際に於てたゞ行ふ能はざるだけでなく、理窟から云つても葬地と都邑とでは死生途を異にし、神人體を異にするから、塚地に就て



の事を以て國都に用ふることが出来るものでないと。世宗はこの疏を御覽になり近臣に謂つて曰く、孝瞻の論が正しい。かくて遂に賢老の言を用ゐられなかつた。

## 一二 往十里傳説

京城の東約一里に往十里と云ふ部落がある。この部落名は李朝太祖が京城を都として定める時、此の地で一人の神婆から今の宮闕の地を教へられた、それはこゝから十里往つた處であると告げたので、それから此處を往十里と呼ぶに至つたと云ふのである。これはとりとめもなき僞作の傳説であるが、京城の都を風水的に選定する場合、如何に苦心し、如何にあれこれと迷つたかを物語る一説話として、興味あるものであるから次に紹介して置く。(往十里の十里は今の約一里にあたる。)

李太祖が忠南鷄龍山に國都の地を卜して建都の工事に著手するや、鷄龍の山神が太祖の夢にあらはれて曰ふやう、此處は將來鄭氏の都すべき地で、李氏の都は漢陽にあるから其處を尋ねた方がよいと告げたので、太祖は僧無學等を従へて漢陽に向つた。さて漢陽に來り漢江に沿ふて王城宮闕の地を相すべく實地檢分に日を重ねて居たところ、或日のこと、可なり山野を踏破して午下り頃今の往十里附近に辿りつき、北岩の陽より分れて南山との間を東南に流るゝ水流が漢江に合流せむとするに佇み、眼を放つて王都となすべき地を探究し、やがて北岳と南山との間に相當廣き明堂あるを望見して、こ

こが王都としての好適地であると考へて居たが、さてどの邊に宮闕の基地を定むべきものか見當がつかなかつた。と、そこへ一人の老嫗が現はれ、太祖に向つて何を探して居るのかと問ふ。太祖は國都の選定に苦心して居るのだと答へるやその嫗は、それならばこゝから十里往つた處ですと事もなげに告げた。こんな老嫗が事もなげに宮基の地を告げるは不思議だと思つて、その老嫗の顔を見直すや、最早そこには老嫗の影さへ見えぬ。二人はこれこそ神人の告げであると思ひ、遂に北岳の麓に往きてこゝを宮闕の基地としたのである。と。

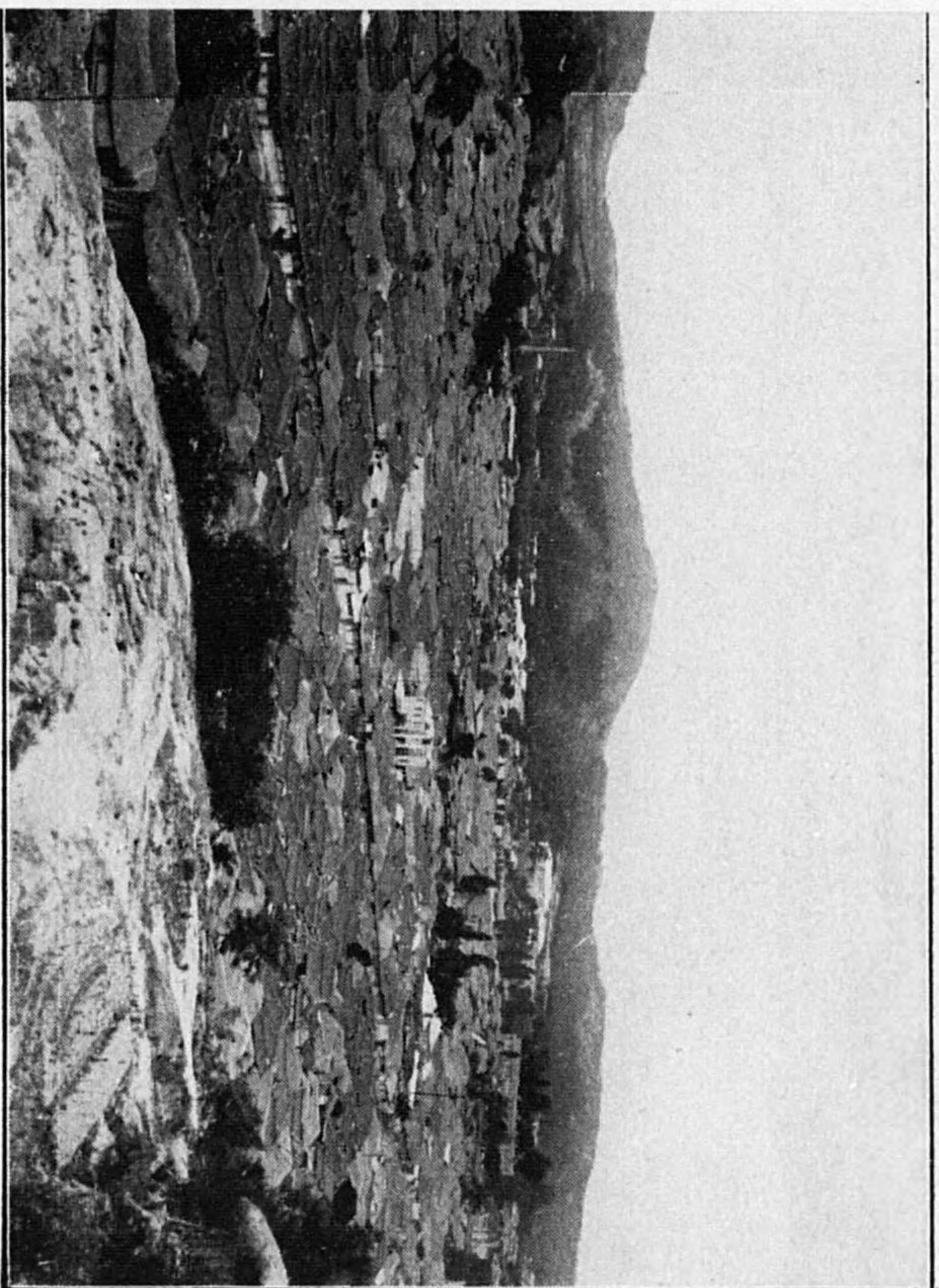
一説にはこの時老嫗の告げた往十里と云ふのは、西とも東とも云はなかつたから、北岳の下のみを目をつけて居た太祖や無學には直ちにそれがこゝから西北に十里往つた處と判斷されたのであるが、實はこゝから東北に十里往くものと解釋したならば、そこには規模雄大にして、漢陽が五百年の運命ならば、そこは千年の國運を保つべき大王都が出來たものであらう。然るに神人の告げを北岳の下と解して、神人の提出した、一本は千年の國都を、一本は五百年の國都を引當てる、くじの、五百年の方をひいたものであるとも云ふて居る。



## 第四章 開城の風水

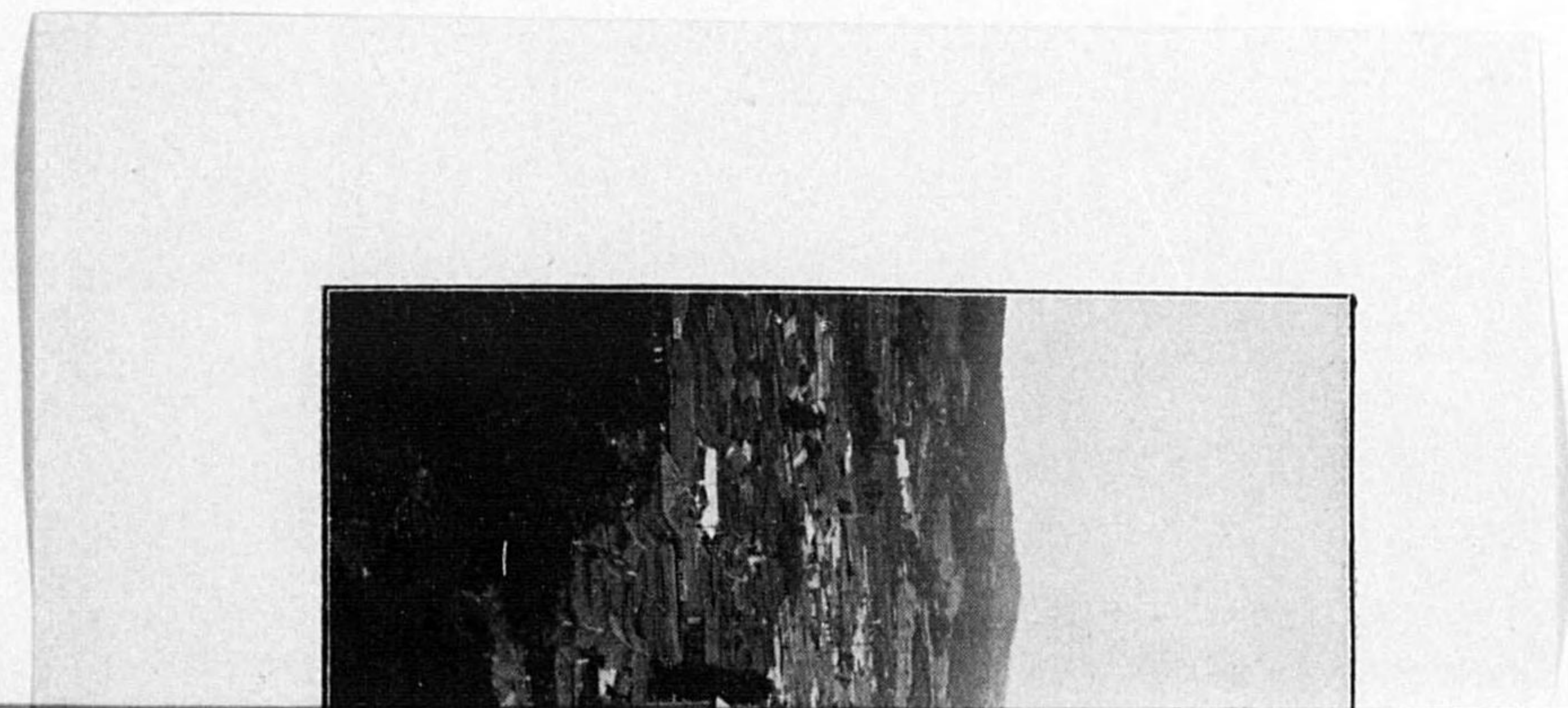
## 第一節 風水の都開城

朝鮮に於ける國都風水の史乘並に傳説の上に、最も色濃く描き出されて居るものは、高麗の國都開城のそれである。朝鮮の國都としては新羅は慶州に、高句麗は平壤に、各その國都を建營したものである。これ等の國都は、或は風水的見地から定められたものであるかとも考へられが、殊に平壤の如きは後説するが如く新月城を道士の進言に依つて新月城とした爲めに滅亡したなどの傳説がある處から見れば、相當風水的に取扱はれたものであるやうであるが、史實乃至傳説の上に於て高麗以後の國都程豊富な材料が蒐集し得ないので、國都風水を論ずるに當つては、これ等は何れも風水的なものとして擧げ得ないのである。これ高麗以前の國都に關する史乘の今に傳はるものが少なきこと、時を隔つること悠遠にして傳説の上によくその跡をとどめ得なくなつた事にも由るであらうが、蓋し支那からの風水説が既に高句麗新羅時代に傳承されて居たにしても、未だ國家の運命を托せむとした佛敎程に、強く深き信仰を得なかつたのがその主なる理由であらう。



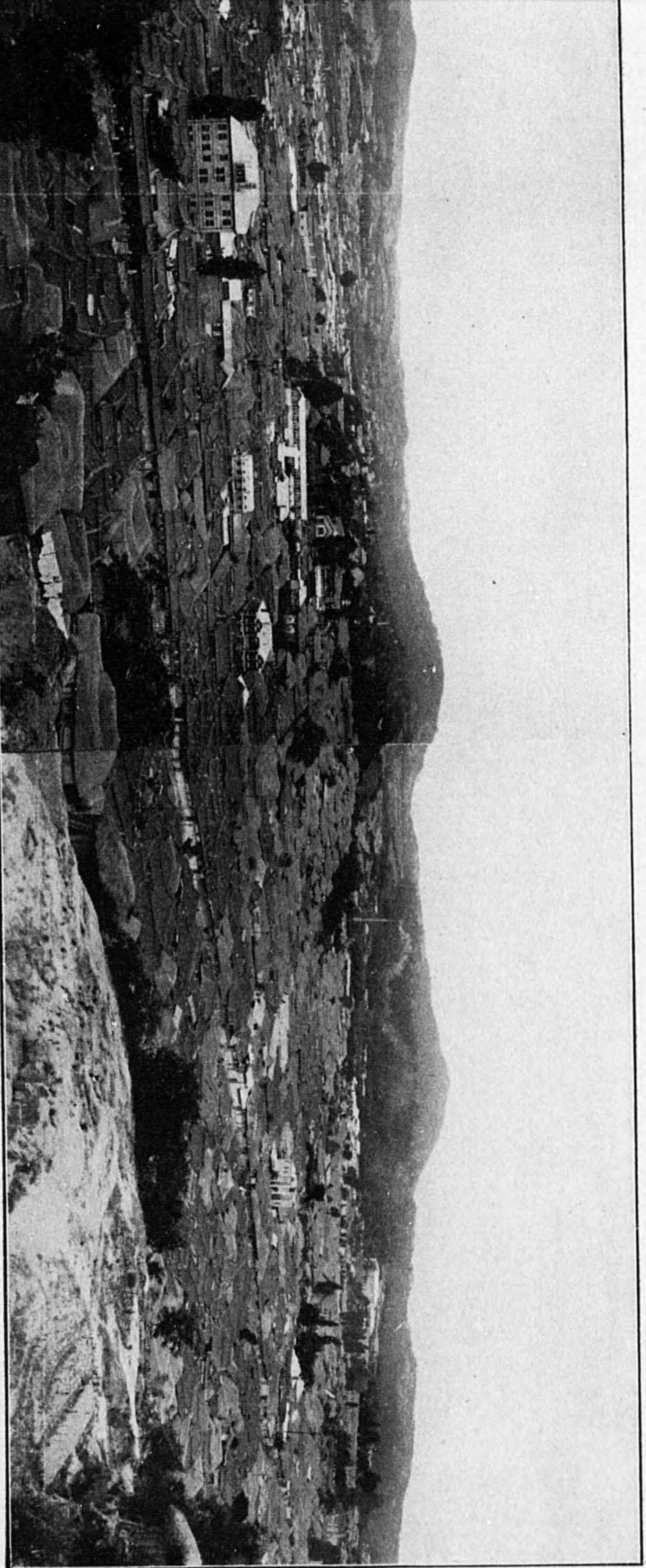
城 開 現







して挙げ得ないのである。これ高麗以前の國都に關する史乘の今に傳はるものが少なきこと、時を隔つること悠遠にして傳説の上によくその跡をとどめ得なくなつた事にも由るであらうが、蓋し支那からの風水説が既に高句麗新羅時代に傳承されて居たにしても、未だ國家の運命を托せむとした佛教程に、強く深き信仰を得なかつたのがその主なる理由であらう。



景 全 の 城 開 現



然るに高麗に至つては、佛教に依頼したことも勿論であるが、新羅時代に於て已にその萌芽を出して居た風水説を利用して以て國都の搖ぎなき基礎を定め、民間信仰の上に高麗國都の動かざることを立せむとする満全の策から、新羅時代より民心を支配せる佛教以外に新興民間信仰の風水を利用して、國業の永遠と國都の確立を考究したものであると思はれる。従つて高麗に於ては、その建國の初めから國都の確立まで風水信仰を以て一貫して居るのである。(この政策は李朝の建國にも應用され、李太祖の國都を漢陽に定むるや、全く時の民間信仰たる風水説を利用して居るのである。)

高麗五百年(九一八一—三九二)の古都開城は、松岳を直後の裏山となし、その右後方に五冠山、その又後方に天摩山を列し、之を南の方長湍驛乃至寶城驛から遠望すれば、極めて麗はしき連天峯の下に開かれた都會であつて、その盛時には都城の人口二百萬を算したと傳へられて居る。宮闕、地満月臺は松岳の山麓にあつて南面し、高麗の首宮として高麗王氏が五百年の間此處に君臨した處である。

この松岳は往時扶蘇岬と云ひ、文崧山、神嵩、鶴嶺、蜀幕等幾多の名稱を以て呼ばれて居り、高さ一千六百十尺、その大きさ開城郡中、松都面、嶺南面及び中正面の三箇面に跨り、全山悉く花崗石の巨巖突兀たるものから成り、その分脈は之に添ふて營まれた舊城壁を載せて先づ東に去り嶺南面の境を成して北折、北小門の下に、西方は中正面を限りて南下、北城門から都察峴を経て訥里門に去り、



以て東西より相擁して開城の都會を成して居る。その山頂は風景雄大、後方に天摩山の嶙峋を負ひ、前方に進鳳山徳物山の朝貢を受け、遠く漢江西海の碧波を望むことが出来るのである。

## 第二節 松岳と王氏の祖

高麗の古都開城の風水は主山たる松岳から出發する。この山が松岳と命名され、この山下が國都とされたに就ては、此處が高麗王氏の國都であるだけに、先づ高麗王氏の發祥傳説から説き起さなければならぬ。さてその發祥傳説はどんなものであるか。それは「高麗史」世系編及び高麗史編纂の據本となつた金寬毅の「編年通錄」に載録されたもので、次の如くである。

『虎景(高麗王氏の遠祖、始めて開城附近に移居した人)舊妻を忘れず(この事は後述に依つて明らかになる)、毎夜夢の如く來り合ひて子を生む。之を康忠と云ふ。康忠體貌端嚴才藝多し。西江永安村の富人の女具置義と名くる者を娶り、五冠山摩訶岬に居る。(この卜居に就ても後に説述するであらう)時に新羅の監于八元なる者、風水を善くす來りて扶蘇郡に到る。郡は扶蘇岬の北にあり。山形優勝なれども童山(樹木なき山)なるを見て、康忠に告げて曰く、若し郡を山南に移し、松を植えて岩石を露さざれば、則ち三韓を統合する者出ずべしと。是に於て康忠は郡人と居を山

南に徒し、松を栽ふること嶽に遍し。因て郡名を松岩郡と改め、遂に郡の上沙榮となり、且つ摩訶岬の第を以て永業の地となして往來す。家千金を累ね二子を生む。季弟を揖乎述と曰ふ。後ち名を寶育と改む。寶育性慈惠出家して智異山に入りて修道し、還つて平那山の北岬に還り、又摩訶岬に移る。嘗て夢に鶴嶺(松岳)に登り、南に向つて便せしに、旋溺三韓に溢れ、山川變じて銀海となる。明日以て其の兄伊帝建に語る。伊帝建曰く、汝必ず支天の柱を生まんと。其の女徳周を以て之に妻はす。遂に居士となりて摩訶岬に木菴を構ふ。新羅の術士あり之を見て曰く、此處に居らば必ず大唐の天子來つて婿と作らんと。後ち二女を生む。季を辰義と云ふ。美にして才知多し。年甫めて笄す。其の姉夢に五冠山の頂に登り流を旋らして天下に溢る。覺めて辰義と説く。辰義曰く、請ふ綾裙を以て之を買はむ、姉之を許す。辰義更に夢を説かしめ、攪つて之を懐くもの三たび。既にして身動き得る所あるが如し、心に頗る自負す。

唐の肅宗皇帝潜邸の時遍く山川に遊ばんと欲し、明皇天寶十二載癸巳(唐の玄宗皇帝天寶十二年、即ち新羅景德王の十二年、西紀七五三年。この年より三年の後、肅宗は唐の天子になつた。)の春、海を涉りて涇江の西浦に到る。方に潮退き、江渚泥淖なり。從官舟中の錢を取り之を布きて乃ち岸に登る。後其の浦を名けて錢浦となす。遂に松岳郡に至り鶴嶺に登りて南望して曰く、



此地必ず都邑をなさん。從者曰く、此れ眞に八仙の住處なりと。摩訶岬の養子洞に至り、寶育の第に寄宿す。兩女を見て之を悦び、衣の綻を縫はむことを請ふ。寶育是れ中華の貴人なるを知り、心に謂ひらく果して符術の士の言の如しと。即ち長女をして命に應ぜしむ。讒かに鬪を踰れば鼻衄出づ。代ふるに辰義を以てし、遂に枕を薦む。留ること期月。娠めるあるを覺ゆ。別れに臨んで曰く、我は是れ大唐の貴姓なりと、又弓矢を與へて曰く、男を生まば之を與へよと。果して、男を生み、作帝建と曰ふ。後に寶育を追尊して國祖元徳大王となし其女辰義を貞和王后となす。國祖元徳大王の祖父虎景は聖骨將軍とも稱し、もと異郷の人で白頭山から名山を巡歴して松岳に至り、松岳の山神たる女神と婚して康忠を生むだと云はれて居る。即ち「偏年通録」の記事に依れば、

『聖骨將軍、扶蘇山の右谷に居る。一日同里の者九人と鷹を平那山に捕ふ。たまく日暮れたるを以て岩竇に就て宿す。虎あり竇口に當りて大に吼ゆ。十人相謂つて曰く、虎我等を啗はんとす、試みに冠を投じ、その攪らるゝ者之に當らんと。遂に皆之を投ず。虎聖骨の冠を攪る。聖骨出で、虎と鬪はんとすれば虎忽ち見えずして竇崩る。九人皆出るを得ず、聖骨歸りて平那郡に報じ來りて九人を葬る。先づ山神を祝る。其神見はれて曰く、予寡婦を以て此の山を主る、幸ひに聖骨將軍に遇ふ、與に夫婦となりて共に神政を理めんと欲す、請ふ封じて此の山の大王となせと、

言ひ訖つて聖骨と共に隠れて見えず。郡人因て聖骨を封じて大王となし、祠を立て、之を祭る。聖骨の孫寶育出家して智異山に入りて修道し、還つて此の山の北岬に居る。』  
之を「中京誌」には、次の如く述べて居る。

『虎景と名づくる者あり、自ら聖骨將軍と號し、白頭山より遊歴して扶蘇山の左谷に至り妻を娶りて家む。富んで子なし、射を善くし、獵を以て事と爲す。中虎景舊妻を忘れず、夜常に夢の如く來り合して子を生む。康忠と曰ふ。』

作帝建に就ては猶ほ次の如き記述がある。

『作帝建幼にして聰睿神勇、年五つ六つ母に問ふて曰く我が父は誰ぞ。母曰く唐父と。蓋し未だ其名を知ざる故のみ。長ずるに及び六藝を兼ね、書射尤も絶妙。年十六、母與ふるに父の遺せる弓矢を以てす。作帝建大いに悦び、之を射るに百發百中、世に神弓と謂ふ。是に於て父を觀んと欲し、商船に寄りて行いて海中に至る。雲霧晦暝舟行かざることを三日、舟中の人トして曰く、宜しく高麗人を去るべし。』(中京誌)

『作帝建長ずるに及び父の遺す所の形弓を持ち、射を習つて精妙。商船に従ひ海に泛んで唐に入る。海中に至るに舟儼然して去らず、舟人大に懼れ約して笠を投じて吉凶を卜す。惟だ建の笠のみ水



中に沈む。遂に糧を具へて建を島に下ろし、舟の回るを待たしむ。建獨り島中に在り。一童子水中より湧出し、謂つて曰く龍王見えんと欲す請ふ但だ瞑目して自ら至れと。建之に従ひ水府に至りて一老翁を見る。曰く老夫此地に居るや久し。近頃一白龍あり窟宅を争ひ約するに來日を以て會戦せむとす、君射を美くす、吾を助けて彼を射るべし。建曰く何を以て之を知るか。曰く明日午風雨波浪あり、これ戦の時なり、戦甘にして各背を出す、背青者我なり、白きは彼なりと。建諾し、島に出て之を俟ふ。翌日果して其の言の如し。建、島中にありて射て白者の中つ。少頃して天晴れ波平ぐ。童子出で、復建を邀へて水府に至る。小女を出し之を妻はして曰く、君は貴種なり、郷に還つて自ら大祚を有と。久しく之を留め妻と并せて之を島中に送る。商船適ま至る。遂に龍女と歸つて昌陵に泊す。太守、帝建龍女を娶つて並び至るを聞き、資を損し力を出して室を築き以て之に居らしむ。昌陵より又移つて松岳の下に居る。』〔八城誌〕

之等は松岳と、此處に居を卜した高麗王氏祖先に關する傳説である。この傳説中王氏の遠祖自ら聖骨將軍と稱する虎景が、松岳山神と隠れて大王と祀られたこと、その孫寶育の女が唐の肅宗に幸せられて作帝建を生む事などは、王者の尊嚴を誇示せむとする脚色傳説に過ぎないかも知れぬが、虎景が白頭山から各山を巡歴して遂に居を松岳に卜した事や、新羅の八元が康忠に風水的陽基の選定法を告

げた事由や、康忠寶育がともに摩河岬に卜居して永業の地となした事などは、單なる誇示傳説でなく、新羅第四代の王脱解が既に、吐含山に上つて卜居の地を劄江の宅たる月城に相定したるが如き、風水的に居を卜するの風が新羅時代から行はれて居たもので、虎景の白頭山から巡歴して松岳に止まつたのも、この卜居法の一つの事實的あらはれであるとも見ることが出来る。

新羅の監于八元の勸告、即ち扶蘇郡が扶蘇岬の北にあり、その山形優勝なれども樹木なき童山なるを見て、康忠に若し郡を山南に移し松を植えて岩石を露さなければ則ち三韓を統一する者が出るであらうと告げたこと、及び、康忠がこの言を容れて郡を山南に徙し山一面に松を栽えつけたことは、何れも風水説から云つて風水の本質に適中するものである。山南は今の松岳の南麓、松都面一帯の地であつてその山水の都會し、四砂(青龍白虎朱雀玄武)の完備せる、羅城(都會の盆地を圍繞する四周の山々)優秀なる、藏風の典型的大局を成して居る。この藏風大局の主山(玄武をなす山)が童山では、折角の吉地も生氣の畜積を效すことが出来ない。それは奎經「青烏經」にも七凶山の首位に、童山即ち草木を生ぜざる無衣の山は、凶地であるから決して之を用ゐてはならぬと嚴誡して居るのである。そこで八元は折角の大地がこの山の童なるが爲めに風水的效果を齎すことが出来ないことを慮り、彼の風水に對する造詣を傾けて、人爲的にこの天作の吉地を生かすべく、この山に松を栽えしめて、童山



を生氣ある常緑の山に變じてしまつたのであらう。

さて傳説には康忠が八元の勸告に従つて扶蘇岬に松を栽植し、郡をその山南に徙して名を松岳郡と改めたと云ふ。この扶蘇郡を松岳郡に改めた事に就て少しく風水的興味を喚起さう。傳説に依れば扶蘇岬に松を栽えたので之を松岳となしこの山の南に郡を徙したので松岳郡と改めたと云ふ様に見えるが、何が故に特に松を栽えたか、何か故に扶蘇郡を松岳郡と改めたかに就て明確な理由を説明して居ない。然しながら之を風水的見地から考ふれば決して理由のない事ではない筈である。そこで先づ第一に何が故に松を栽植したかを研究して見る必要があるであらう。朝鮮の禿山は現在に於ても經驗するが如く(木を植えて砂礫の崩流を防ぐ砂防工事の例に見るが如く)殆んど全く土壤と云ふものを止めて居ないから他樹種の栽植には適せず、之に適するものはたゞ松ハンノ木の二種のみであり、殊に松がその主要なものである。これと同じ理由、即ち古來山に木を栽えるには主に松を以てした慣はしであつたので、扶蘇山の童山を變化させる爲めにも亦松を栽えたのであるとも考へられる。しかし若しかういふ風にして松を栽えたのであるならば、どの山にもその童山を變ずる場合には松を栽える譯であるから、この扶蘇岬だけを特に松を栽えたるの故を以て松岳と改める譯もないであらう。

然るにこの扶蘇岬だけに松を栽えて松岳と改名したと云ふのであるから、そこに何等か特別の理由

がなければならぬ。特別の理由とは何ぞや、それは風水的理由である。而してその理由の一つは松の常緑木である處からと、一つは朝鮮の國域風水信仰からである。松は常緑であり、且つその葉の尖鋭なること、及びその葉が必ず根部を合して二本に分れて居るのが恰かも陰陽冲和の意義を象どつて居るので、古來民間信仰界には貴重な祝福樹として取扱はれて居る。だからこの祝福すべき松を栽えてその山を四時變らぬ色の常緑山とすることは、扶蘇岬を生氣に充ちた主山、玄武、即ち來龍として、生氣を新都松岳郡に融註することとなると信じ、加ふるに新都の邪惡を祝禳することとしたのであらう。次に之を國域風水信仰からすれば、朝鮮は水根木幹の地、之を色に配すれば黒を父母とし青を體とするの地勢である。だから聖骨將軍が白頭山から各山を巡歴して扶蘇に至り、此の地に卜居したと傳へられて居る以上、風水説に従へば白頭の父母から出發した者の子孫は、國域風水に應ずべき木幹の地に於て、始めて朝鮮の地氣に感應し以てその旺盛を期すべしとするのである。風水説に造詣深き新羅の術士八元も亦之を知り之を信じて居たであらう、而して松を栽えることを康忠に告げたものであらう。松は常録にしてその色青、松を扶蘇岬に遍植して以てこの山を青化すれば、水根木幹、黒親青子の國域風水に適合し、水生木の五行相生に順應するが故に、その生氣を受くる者はよく隆盛を來すのであるが、若し之に反して扶蘇岬を童山たらしむれば、童山は死龍にして風水上凶殺の氣を發する



のみならず、その色赤或は黄であつて、之を五行の生克より論ずれば、赤は火、水は火を克するが故に凶、黄は土、土は水を克するが故に凶、二つながら水に對して凶惡たるを免れない。だから若し扶蘇山に依つて郡をなす山南の新地が、如何に藏風の良好でも國域風水の大局から觀て、やがては衰滅を免れないのである。従つて扶蘇山南の天作地に陽居を定めむとすれば、風水上必ずこの陽基の主山たる扶蘇山をして青化せしめなければならぬのが風水上の約束である。

以上の諸點から考究して、松岳はこの風水約束に從つて松を栽え、而して名は體をあらはすの信仰から、その名までも水根木幹即ち黒根青幹に合するやう松岳青岳と改め、以て新しき陽基の運命を風水的に祝願し希望したものであると云ふことが出来るであらう。高麗の太祖が將に興らんとするや、新羅の崔致遠が上書した文句の中に『雞林黃葉。鶴嶺青松』の語があつたので、致遠は羅王の惡むところとなり、身を置くところなくして遂に家を携へて伽椰山海印寺に隠れたと云ふ傳説は、松岳栽松の意義を物語つて居るものである。(實際に於て聖骨將軍と云ふ者があつて、白頭山から扶蘇山に來つて止住したか、又果して新羅の風水師八元がこの地に來つて康忠に松を栽え、郡を山南に徙すことを勸告したか否やは確實でないが、かゝる傳説(高麗史其他の記録)が存在する以上、高麗の國都開城は、その建設が全く風水信仰に依つたものであることだけは確實である。即ち高麗の國都は、之を

傳説に徴すれば悉く風水的に出來たものである。傳説の國都開城は風水の都であつた。)

### 第三節 摩河岬と貴種偉人

白頭山から名山を巡歴して扶蘇岬に到り山神と婚して山に隠れ、大王と祭られた聖骨將軍虎景の子



摩河岬全景



木麓の基址

康忠が、西江永安村の富人の女具置義を娶つて居所とした五冠山下の摩河岬、新羅の風水學者八元に依つて將來三韓を統合すべき君王が出づべしと折紙を付けられた摩河岬、その子寶育の代に至り、寶育が智異山に入りて修道後歸りてその兄帝建の女德周を妻とし居士となりて木麓

を構へるや、新羅の術士が之を見て『此處に居らば必ず大唐の天子來つて婿と作らん』と豫言した摩河岬は、高麗王氏發祥の地として史乘傳説の上には有名な土地である。その所在は開城郡嶺南面靈通洞靈通寺址附近であると傳へられて居るが、之を里民に就て訊ぬるに靈通寺址山門のあつた右方溪流の



上方に左程廣からざる(約三畝位の)畑地(昭和四年十月踏査の時大根畑となつて居た)がそれらしいとの事で、現在では確實な證據がない。この畑地が果して高麗王氏祖先の宅基であつたか否かは、傳説と里民口碑とのみに依つて速断を許さないが、此處は五冠山下水清く、後世規模小ならざる靈通寺の建設された處だけに、その風水の形勢も決して凡なものではない。(靈通寺は高麗王氏の出である大覺國師が高麗の太祖十八年に生れ、十一才にして出家した時その師僧景德國師に隨つて此寺に居つたと云ふから―朝鮮金石總覽上卷三〇六―高麗國初に既に存在したものであらう。)

摩河岬が何の山を指して云つたものか審でないが、里民の稱して木菴の基址とする畑を中心とせる此地一帯は一つの盆地をなし、その規模廣大ならざるも、後ろに五冠山あり、その後方に天摩山、七星山、極樂峰の峻峰を控へ、東に日出峰西に月出峰聳え、南方又高く峴をなして絶好な四神抱擁の地をなして居る。即ち天摩、七星、極樂の三秀山が合して五冠の精となり、この精氣の蓄積するところがこの盆地であり、四周には秀麗なる山を連ね繞ぐらして居るから、所謂山大局(藏風局)の雄なるものであり、且つ天乙(日出峯)太乙(月出峯)の星峯が竝に照臨して居るから、この盆地は天地の靈氣を貯藏すると考へられるには最も適當な處である。加ふるに處々に玉の如き泉の湧出するあり之等が合して盆地の前方を灌漑し、西北より東南に流れて水口を隠くして居るなど、自作自給の耕作に適する

のみならず、風水上極めて得がたきの基地たるを失はない。即ち生活維持の經濟的方面よりも、又生活保護の防備からも理想的な處であり、且つ秀麗なる山氣の集積する、この地に生を養ふもの自づから天地の生氣に浴し、自然の感化に依つて偉人の氣象を發揮するやう育ぐまれるであらう。

傳説に依れば大唐の天子肅宗が太子として來遊するや、太子の心を囚へて久しく足を留まらしめた寶育の次女辰義も此處に生れて生長し、肅宗と辰義との間に生れ遂に高麗王氏王業の基を開拓した作帝建も亦此處に生れて生長した。太子の此處に留まること期月、肅宗にとつては長旅の慰藉であつたとは云へ、よく彼を囚へて期月の間枕を共にしたことは、辰義の端麗の質、清溫の情が、かたく肅宗の心を魅了したからに相違ない。而してこの麗質溫情は、此の地の自然に負ふところ大なるものがあつたであらう。(朝鮮民間唯一のドラマとしてもはやされる「春香傳」のヒロイン、南原の春香も亦白頭山の流れを汲んだ秀麗な名山、智異山の靈氣を稟けて生れたるが故に、美質と貞潔とを並び備へたのだと云はれて居る。)

作帝建が事實辰義にのこされた肅宗の遺子なりや否やは、唯傳説に聞くのみでその眞偽を決することは出来ないが、この秀麗な地に出生し悠々山野に遊んで生長しただけでも、凡人に勝れた精神の持主となることは別段に惟しむの必要もないであらう。中華大姓の遺れがたみであると告げられ、猶ほ



之を證すべき弓矢を與へられた少年の心理に、如何に偉大な感動が湧き起つたかは想像するに難くないが、この遺品を與へられ大志を懐くまでに感動し且つその志を遂行せむと決心したその意氣の源泉は、やはりこの秀拔な山川の感化と云ふ滴りに依つて養培されて居たものと云はねばならぬ。

新羅の八元が此の地を統三君王の出生地となし、後ち復た新羅の術士が此地に大唐の天子を婿となす女性の出生を豫言したか否か、又果してこの豫言が順次に的中して、遂に三韓統一の王業の基を拓いたか否かは、傳説以外に徵すべき確證がないから、今にして之を論難することは出来ない。然しながら、この摩河岬の地勢即ち風水の勢から考察すれば、よく麗人偉人の出生を可能ならしむる所の局に適合した處たるを失はない。だから、前述の如き諸傳説も、或はこの地勢の非凡なる處に附會して、王家の統三君臨が、全く天地の運命に依つて效されたもので、人力の如何ともすることが出来ない旨を、民庶に信じせしめんとして作り出されたものであるかも知れない。若しさうとすれば、この摩河岬は高麗王家が國祚を掌握するが爲めに風水信仰を用した基地として、極めて高麗に縁あり、否朝鮮革命に意義あらしめた處である。

猶ほ口碑の傳ふる處に依れば、康忠が雙瀟洞に邸宅を構へて居た時、新羅の監于八元と云ふ風水師が來て、この邸宅を見、康忠に告げて『三建の成りし後擎天の柱成る』と豫言したが、果してその豫言

の如く寶育の孫作帝建、その子隆建、隆建の子王建に及んで遂に三韓を統合し高麗國を建設したとも云はれて居る。この口碑に云ふ雙瀟洞が何れの地であるか不明であるが、前掲の諸傳説から云へば、これは摩阿岬に相當するものでなければならぬ。或は摩阿岬はその山に名づけ雙瀟洞はその山下の地名であつたのではなからうか。然し偉人偉業の發祥地は得て後人の作爲に依つて各所にもせられるものであるから、この雙瀟洞が若し所謂摩阿岬と別異な處であるとすれば、作爲の例に漏れざるものであるかも知れない。前者が史乘に載録されて居るに反し、後者が單に口碑に傳はるものであるだけに、この想像が許されるであらう。

#### 第四節 満月臺と藏風局

高麗太祖王建に依つて建營され、その後永く高麗の王宮となつた満月宮の基即ち満月臺に就て、その傳説を窺ふに、先づ『八域誌』には、

『長湍より西行四十里開城府と爲す。即ち高麗の國都なり。松岳を鎮(鎮山)と爲し、その下を満月臺と爲す。宋史に所謂大山に依つて宮闕を立つる者、即ち此の地なり。金寬毅の通編には此を以て金豚の臥する處と爲す。道説の所謂種、際、之、田なり。』



満月臺は今に於てもその別稱を金豚墟と云ふ。これは前掲金寛毅の通編に傳へた満月臺を『金豚の臥する處』と稱したからであらう。この金豚墟、金豚の臥する處に就ては次の如き傳説がある。

『初め作帝建龍女を娶り(前掲作帝建が龍王の請を容れて島上に白龍を射殺した。その報酬として龍王は龍女を建に贈つた。)將に七寶を得て還らむとするや、女曰く、父に錫杖と豚とありて七寶に勝る之も亦請へと。作帝建七寶を還し、願くば錫杖と豚(金豚)とを得んと請ふ。翁(龍王)曰く、此の二物は吾の神通なり、然れども君の請ひあり敢て從はざらんやと、乃ちその豚を與ふ。(還つて後)永安城に居ること一年、その豚牢に入らず、乃ち之に語つて曰く、若し此の地居るべからざれば吾將に汝のゆく所に隨はんと。詰朝、その豚松岳の南麓に至りて臥す。遂に新第を營む、即ち康忠の舊居なり、(嘗て八元の言に従つて康忠が郡を山南に徙し郡宰となつて居つたところ)云云』(『東國輿地勝覽五』)

次に道説の所謂種稜之田に就ては帝建の子隆建の時に、後世朝鮮風水の宗師と仰がれる僧道説が來つて風水的に作宮をすゝめたと云ふ傳説であつて、『高麗史』世系にそれをかう記載して居る。即ち、

『世祖(隆健)松嶽の舊第に居る年あり。又新第を其南に創めんと欲す。即ち延慶宮奉元殿の基なり。時に桐裏山祖師道説唐に入り一行に地理の法を得て還る。白頭山に登り鶴嶺に至る。世祖の新

に第を構ふるを見て曰く、稜(くるさび)を種るの地何を麻を種るや、言ひ訖つて去る。夫人聞いて以て告ぐ。世祖屢を倒にして之を追ふ。見に及び舊識の如し。遂にともに鶴嶺に登りて山水の脈を究め、上は天文を觀、下は時數を察して曰く、此の地脈壬方白頭山より、水母木幹にして來たり馬頭明堂に落つ。君又水命、宜しく水の大數に従つて字を作るべし。六六三十六區を爲せば則ち天地の大數に符應す。明年必ず聖子を生まむ、宜しく名を王建とすべしと。因つて實封を作り、其の外に題して云く、『謹奉書百拜獻書于未來統合三韓之王大原君子足下』と。時に唐の僖宗乾符三年四月なり。世祖其の言に従つて室を築いて以て居る。是月威肅(王后)娠むあり、太祖を生む。』

道説が唐の一行から地理法を得て還つたと云ふ事も後世の誤傳であり、未生の聖子に對して『謹奉書百拜獻書于未來統合三韓之主大原君子足下』と題した一封の書を隆建に渡して置いたなど云ふ事は極めて芝居氣タップリな傳説であるから、實際に道説に依つて新居を造營する指示を受けたか否かさへその眞偽を疑はしめられるが、地脈が水母木幹にして來り、隆建の本命が水性であるから、水の大數之を重ね合して六六三十六區の室を構築すれば、天地の大數に符應するから聖子を出し一家を興して君王の位に上るべしとなした事は、全く風水的造詣に依つたものであることに疑ひがない。蓋し風水によりて之を論ずれば、五行の水は壬の天水と癸の地水との結合したものであり、之を河圖生成の數か



ら云へば天水は一にして地水は六、だから水は一六の數に依つてあらはされ、その大數は六である。従つて此の地大數たる六に隆建本命の大數を重ねて屋宇を構へて此處に居れば、水は一六の合成であるから、地六のみに依つて造られたこの屋宇は必ずや天一を呼び求むるであらう、而して地上自然界に於ける天一の所應は國內を統合して一にすることであり、人間に於ける天一の所應は一人たる君王である。と解釋し得られて、統合三韓の一君主の出生がこの三十六區の構屋に依つて結果せられると附會し得られるのである。而して道詵の獻書説がもし附會したものとするれば、この獻書説を附會せしめたる程の含蓄ある地理法に従つて地を選び屋宇を構營した伎倆は決して常人の企圖し得ざる處である。満月宮は太祖統三の後に於て建てられた、而してこの宮殿も亦道詵の指令に基いて風水的に築營したものである。八域誌の著者は之を次の如く云つて居る。

『満月臺は即ち仰面長坡、道詵の留記に「以爲不毀土。培以土石。而爲宮殿。」と、故に麗太祖石を鍊りて層階と爲し、麓身を護りて宮殿を立つ。麗亡ぶるに及び宮殿毀接して只階砌宛然たり。久しくして官護守せず。開城の富商大賈、輒ち盜舁して墓石となせり。』

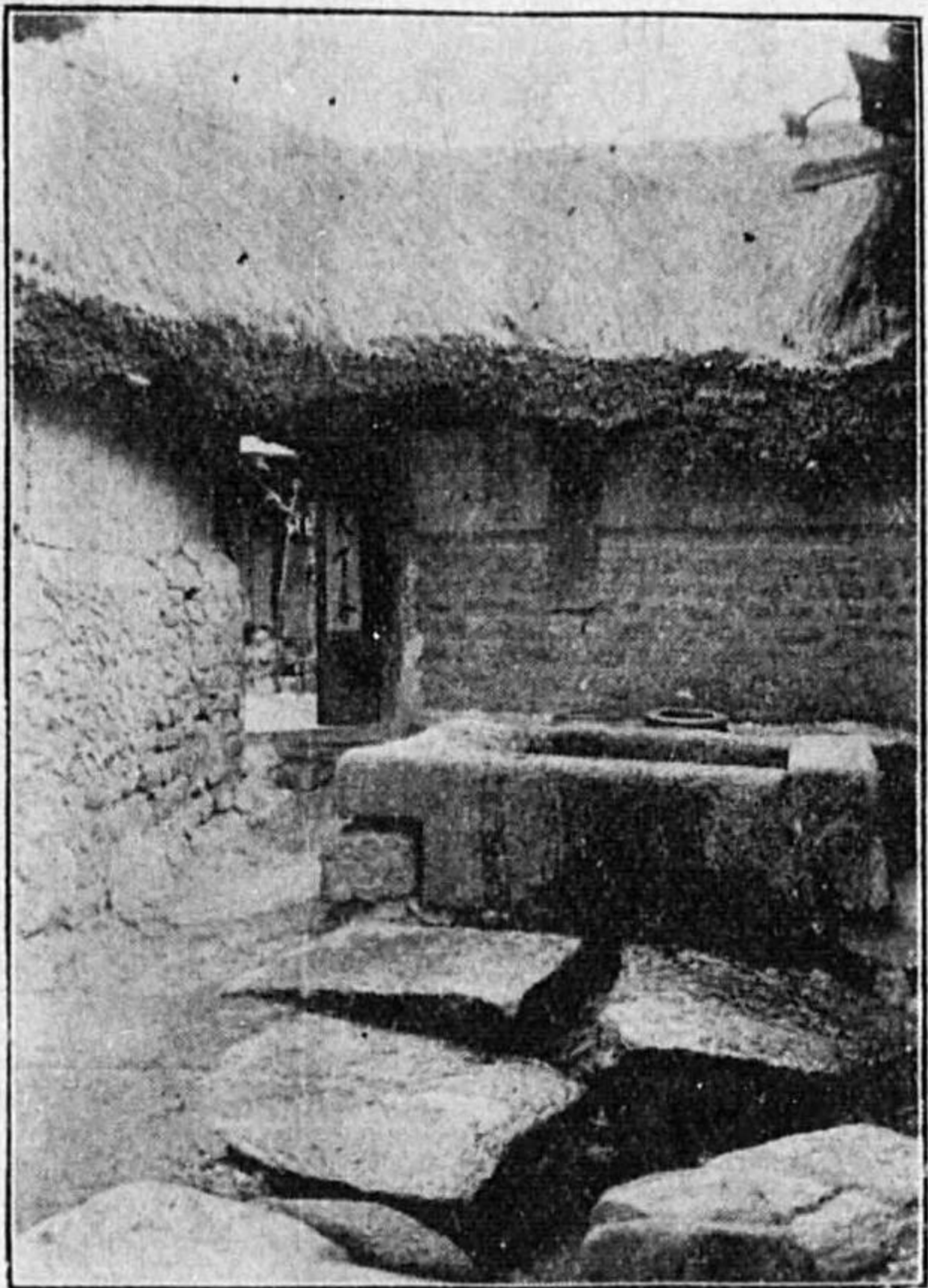
此の記事に依れば、高麗の滅亡後開城の富商輩が、その石階を盗んで墓石に舁き去つたと云ふのであるが、現存する石階及び墟址に依つて見ても、満月臺が石を積みて宮基となした規模が、全く八域

誌の記事の如くである。従つてこの宮殿も亦、風水的考慮に依つて造營されたものであることが察せられるのである。

さてこの満月臺を中心として開城一圓を風水的に大觀するに、五冠山を宗山とし、松岳を鎮山として、その來龍亥より入首し、こゝに子坐午向の満月臺を形作り、左右内外の龍虎幾重にも緊密に之を抱擁し、對朝の山又重疊、四郡護衛の點から見て極めて堅固な局であるが、水に就て云へば小流満月の右方より出で、臺前をめぐり、左方より南に向つてその姿を消す處の金水であり、その水流はこの成局に對して可なり見劣りのする程小さなものである。故に此の地の風水は、その成局から云へば、山大局又は洞府局とも云ふべく、風水の原則たる藏風得水に就て云へば、その藏風に偏したものであると云はねばならぬ。

虎景、康忠、寶育が繼續して永業の地として卜居し、遂に統三の王業を發祥したと傳へられる五冠山下の摩河岬、即ち今の靈通洞の地も、之を風水的成局から觀察すれば、山嶽四重の中にある盆地であつて、西北よりめぐつて東南にかくる、水流はあれども、その水は之を四圍の山脈に比すれば餘りに小なる流水であつて、その成局は開城よりも一層藏風のな山局である。これから推して考ふれば、作帝建がその初め龍女を娶つて歸るや昌陵に居り、永安城附近に居つたにか、はらず、後一年その地

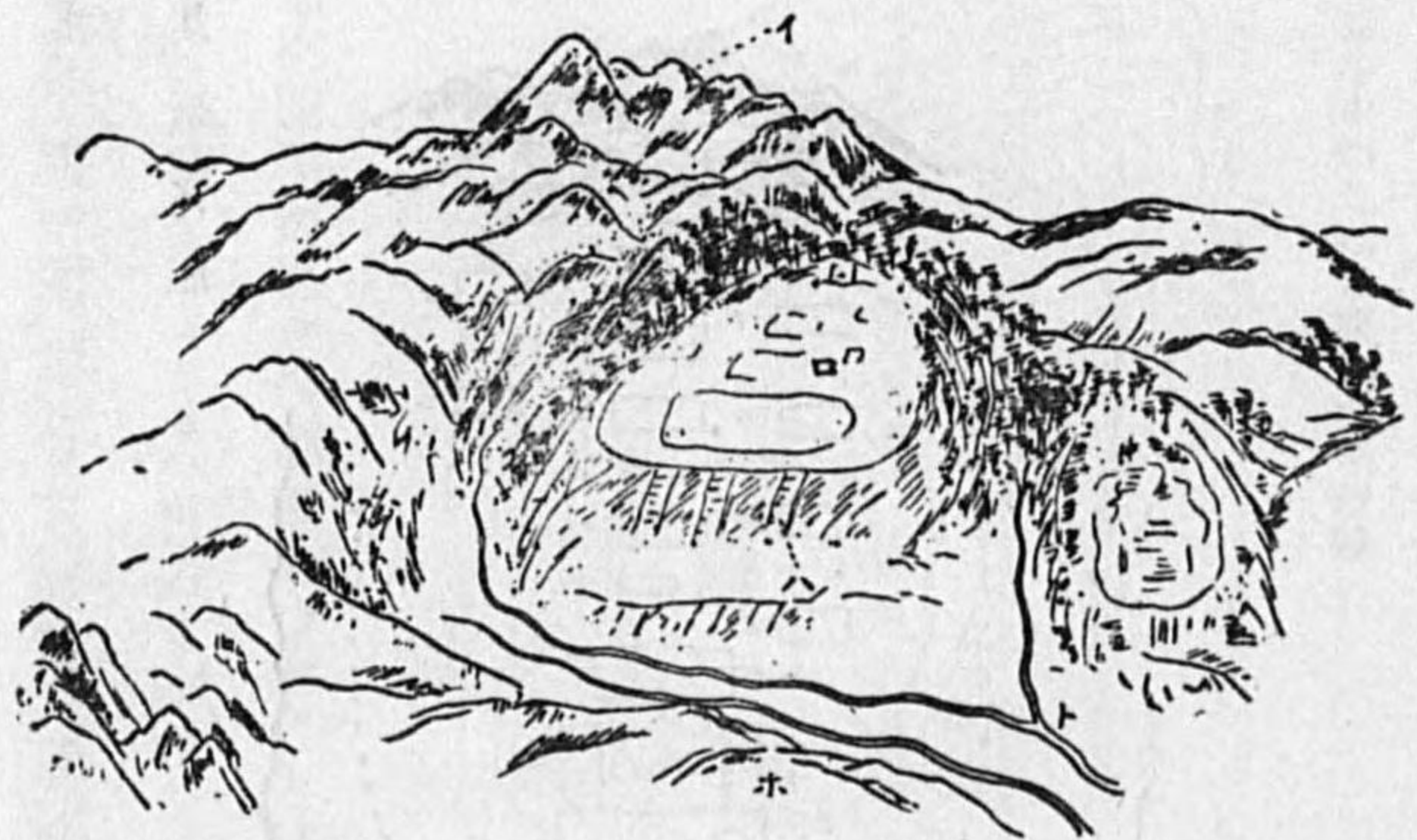




開城の竈家

はれる。(風水的に見て開城が藏風局であることを如實に示す一事は、開城邑内の民屋が、その屋根を藁を以て葺いたものに、古來、その藁が風に依つて吹き除かれるを防ぐ爲めの壓への繩をかけたもの少い事である。)

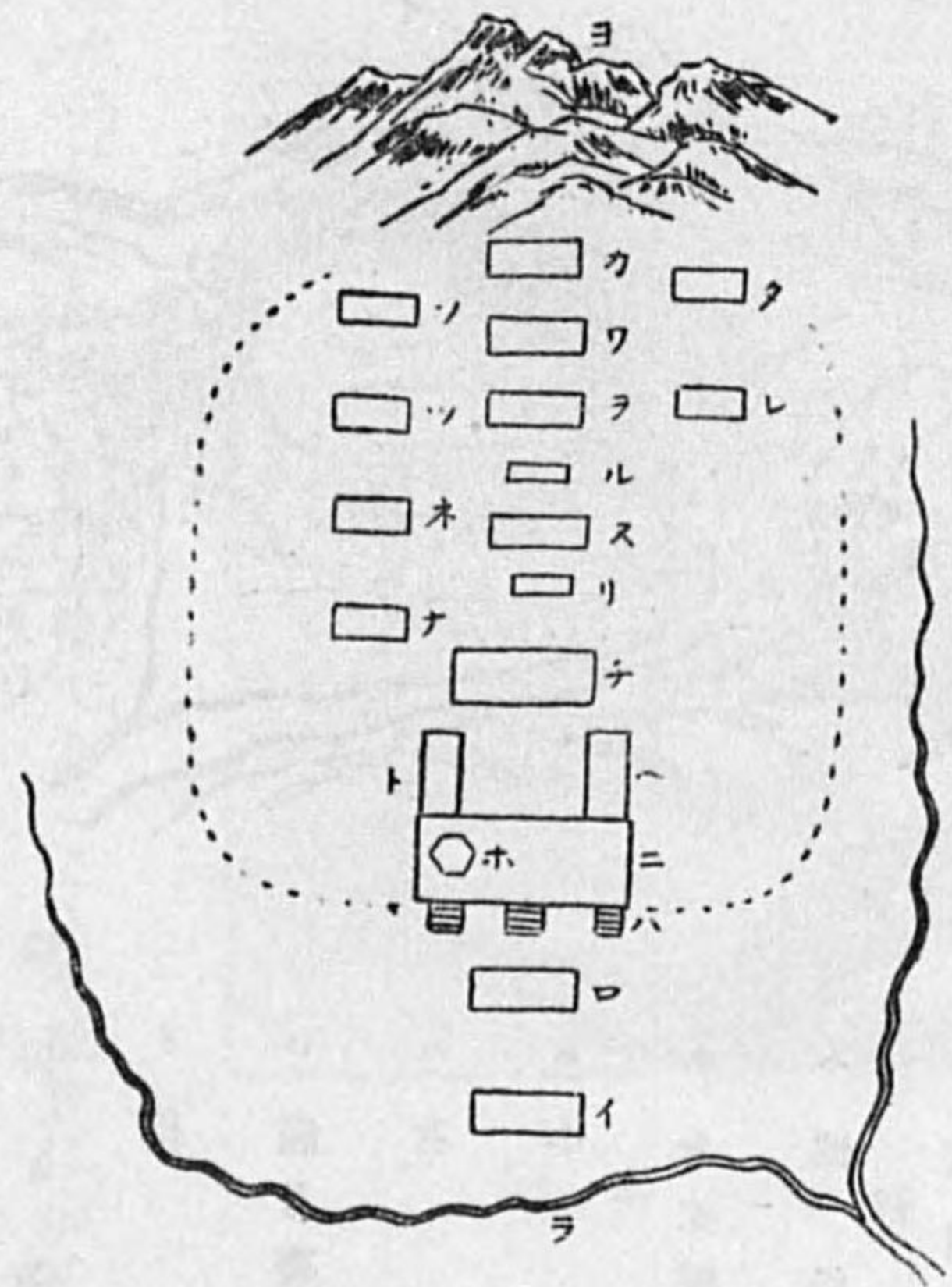
をすて、満月臺(今の廣明洞)を選んだのも、龍王から贈與された龍王の神通物である金豚のなすがまゝに従つただけでなく、その當時陽基風水の思想信仰に、陽基は須らく平陽の地よりも山陰の洞府多き處を可したものがあり、之を風水的に云へば、得水よりも藏風に適する地勢を良好なものとする觀念があり、その觀念に遵つて居を松岳の山麓満月臺に遷したのではないかと想



- 松岳と満月臺
- イ松岳
- ロ満月臺宮址
- ハ石階
- ニ中臺
- ホ朱雀峴(前案)
- ヘ蜈蚣山
- ト廣明堂水

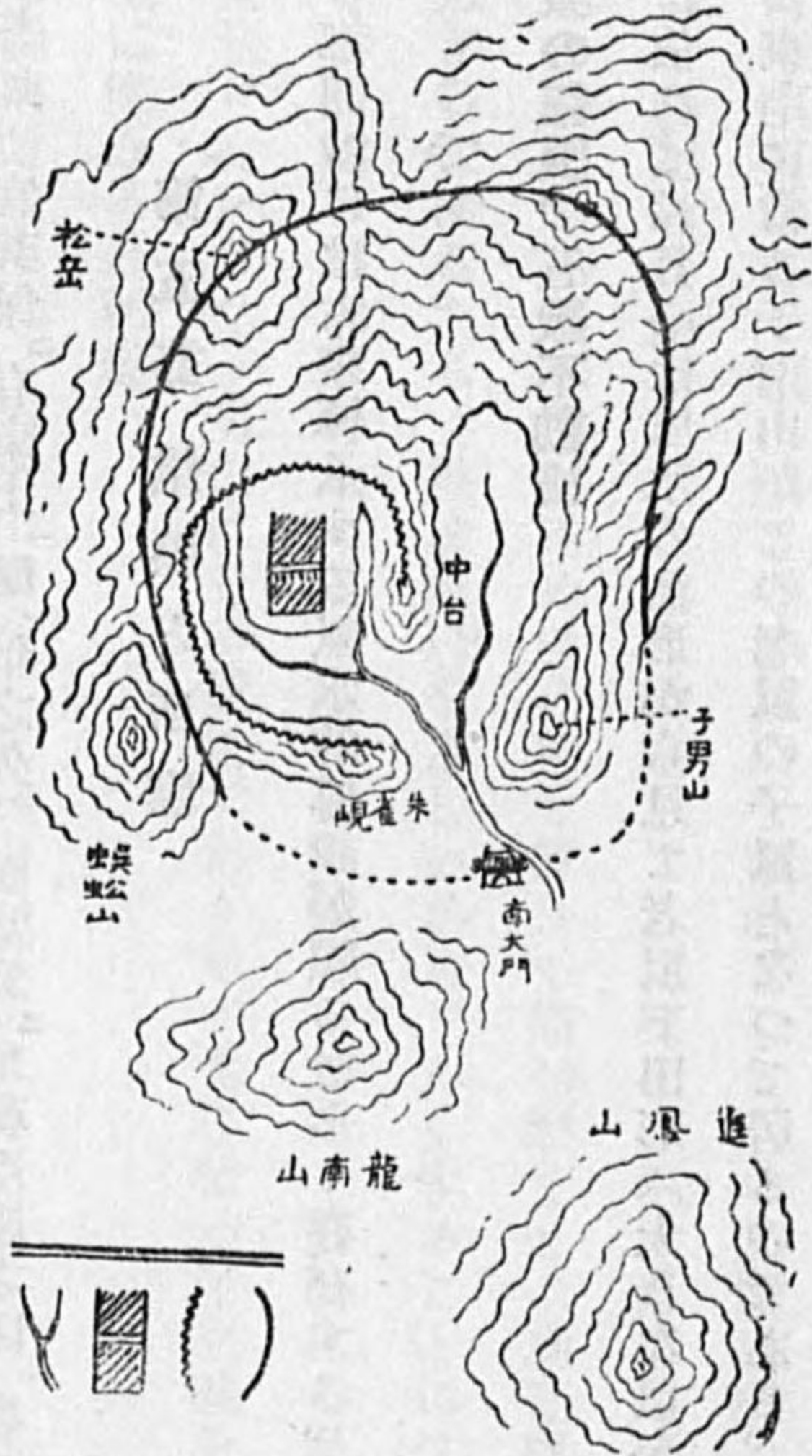


滿月臺宮址



ラ ナ ネ ツ ソ レ タ ヨ カ フ ナ ル ヌ リ ナ ト ヘ ホ ニ ハ ロ イ  
 廣 女 松 乾 内 宮 東 松 長 萬 元 殿 長 殿 會 西 東 亭 會 石 闕 神  
 明 官 南 德 岳 慶 齡 德 和 慶 行 行 慶 殿 闕 闕 鳳  
 洞 水 室 齊 殿 殿 門 宮 山 殿 殿 殿 門 殿 門 殿 闕 闕 門 階 門 門

滿月臺を中心とする開城の平面圖



半月城址  
 土城址  
 滿月宮址  
 廣明洞水

高麗の國都開城が風水の都であつたことは、支那宋の使臣徐兢がその紀行録に述べて居るものか  
 ら、その當時(高麗仁宗一一三三の頃)のすがたを知ることが出来る。今参考として次に掲載する。

『高麗素知』書、明道理拘忌陰陽之說。故其建國。必相其形勢、可爲長久計者。然後宅之。  
 其城北據崧山、其勢自乾亥來。至山之背、稍分爲兩岐、更相環抱。陰陽家謂之龍虎臂。以五



音論之、王氏商姓也。西位欲高則興。乾、西北之卦也、來崗亥落。其右一山、屈折自西而北、轉至正南。一峯特起、狀如覆孟、因以爲案。外復一案、其山高倍。坐向相應、賓主丙壬。其水發源自崧山之後、北直子位、轉至艮方。委蛇入城、由廣化門稍折、向北復從丙(南)地流出已上。蓋乾爲金、金長生在巳、是爲吉卜。自崧山之半、下瞰城中、左溪右山、後崗前嶺、林木叢茂。形勢若飲澗蒼虬。宜其保有東土歷年之久、而常爲聖朝臣屬之國也。(高麗圖經「形執」)

### 第五節 鎮壓と所應

風水の都開城には古來傳承する風水的傳説が頗る數多く存在する。いまその主なるものを擧ぐれば次の如きものである。

#### 一 開城の鎮護、五獸不動格

俗傳に依れば滿月臺は風水の類形から見て老鼠下田形(大きな鼠が田に下らむとするの形)であつて、その東南に當る子南山がこの老鼠の子鼠となつて居るのである。さて若しこの子鼠が何處へか遊び去るか又は他のものに脅かされて遁逃する時は、その親たる老鼠は意を安んじて居る事が出来ない。そこで宮基の永く揺らぎ。老鼠が安居しなければ滿月の宮殿も之をめぐらす都城も安寧たるを得ない。そこで宮基の永く揺

ぎなきを欲するにはこの老鼠をして長く此處に安居せしめなければならぬ。それには、その愛子たる子鼠をいつまでも安らかに止めて此處一寸たりとも動かさないやうすることが肝要である。かく考へた上で何時の頃か審でないがこの子南山を中心としてその周圍に猫、象、狗及虎の四類形を置いて、この子鼠を動かさないやう、しかも萎縮してしまはないやうにした。即ち猫を以て子鼠の番をさせ、しかも之を脅迫せしめざるが爲めに、狗を置きて猫を睨ませ、狗を壓するに虎を、而して虎を制するに象を以てしたのである。象は鼠にやさしいから、かくすることに依つてよく互に相制肘し合つて子鼠を見守り、引いて老鼠を止め以て滿月臺の鎮壓としたと謂はれて居る。現存する開城市中の猫井、狗岩、象岩、虎泉及び子南山はその遺址でありその名に依つて名残をとどめるものであると。

#### 二 戟巖に備ふる長明燈

開城郡嶺南面の中央、天摩山の南、五冠山の隣側に負兒峯と云ふ五百米突餘の山がある。これは南正面から見上げる時にはその形恰も嬰兒を負へるが如くであるので負兒峯の名ある所以であるが、之を西方側面から窺へば、全く嵯峨たる崖峰をなし裸々一土を著けず、戟を樹えたるが如き形である。故に之を戟巖と云ふ。之を松岳の滿月臺から見れば癸方より戟を擬して宮殿に殺到するの勢をなして居るので、これを防ぐ爲めに風水燈を置いた。而してその燈を聖燈と呼び、この燈守りの菴を聖燈菴



と稱したのである。いま權近（高麗末に生れ李朝太宗の時死せる名文章家。李朝太祖の時大提學を拜す、陽村と號す）の物した「聖燈菴記」を引いてこの俗傳を詳説せしめよう。

『五冠山の西峯に石ありて屹立し、銛利戟の如し、人之を戟岩と云ふ。其の背逶迤として西折し、南は松岳に接す。王氏太祖（王建の事）三韓を統一して都を松岳の陽（南）に肇建するや、是れ三災發作の所たり、若し之を攘はんとせば宜しく石幢を立つべしと。是に於て其の陽、崖巨石の上に於て石柱を四方に立て列すること屋の如くし、長明燈を置きて以て戟巖の災を鎮め、且つ明君相繼ぎ、忠臣絶えざるを以て願とす。故に王氏世々大府寺をして其燈油を供せしむ。』（開城郡面誌）

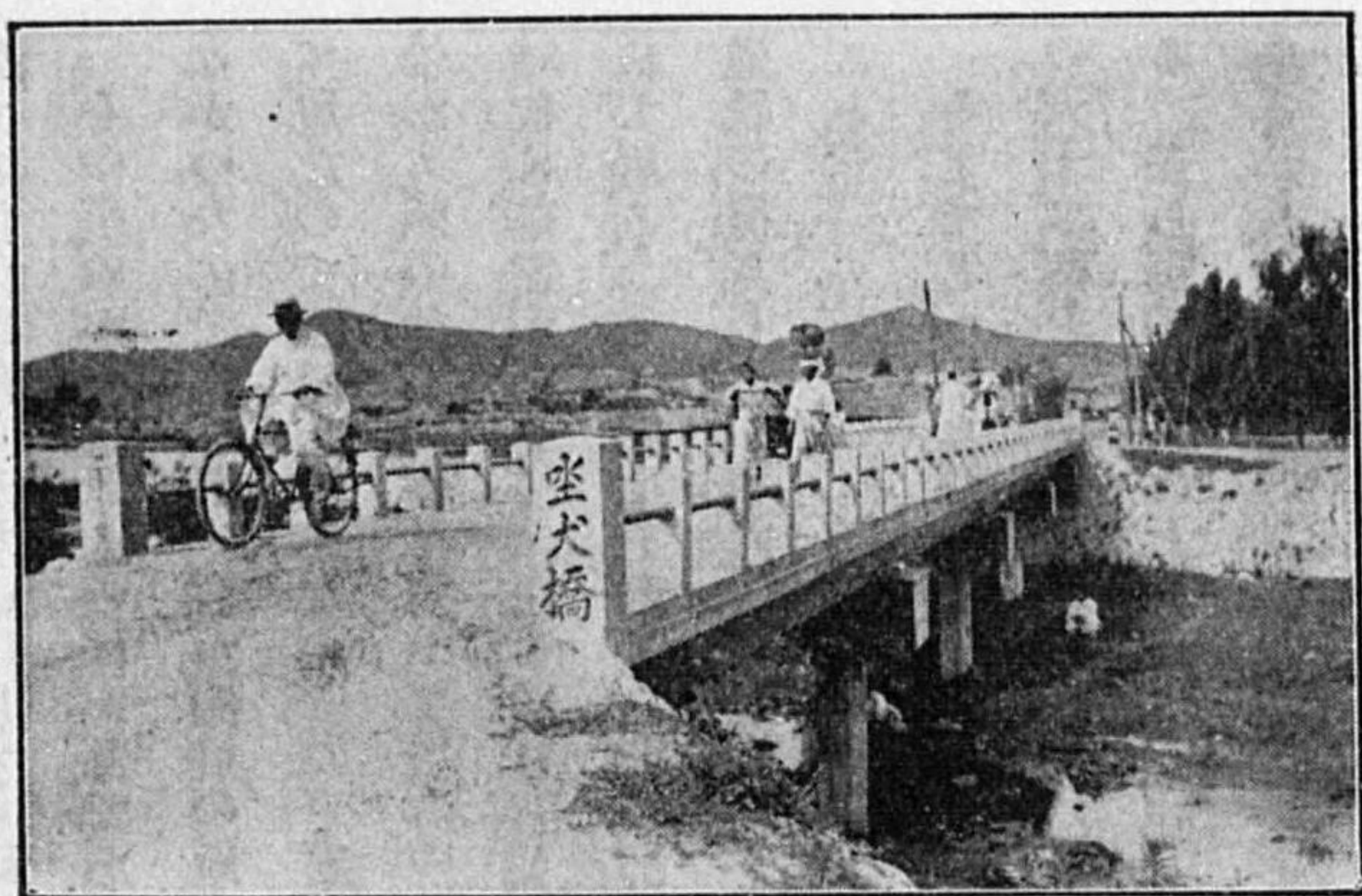
### 三 窺峰を防ぐ犬と燈

高麗の國都開城は有名な風水の明師道説に依つて相定され、且つ「千年の國都」であるとの折紙までつけられたものであつた。然るに時の經つに隨つて國運漸く動き、群臣の間には國都開城の運數が既に衰滅したのであるから、他に吉地を選定して其處に遷都すべしと云ふ議をなす者も少なくなかつた。然し他に吉地を求むるにしても皆悉く道説の秘記又は密記に依つてその良否を判斷したのであるから、その信仰せられる秘記の著者道説が直々に定めた開城に衰運の兆あるを疑ふ餘地がなさざるものであるが、端しなくこの國都選定には一の重大な手ぬかりがあつた事が發見されてからは、道説に

對する信仰は薄らがないにしても國都開城に對する信頼は大いなる衝動に依つて覆されたのである。その手ぬかりと云ふのはかうである。道説は唯一の風水師であつたから、その相定に些のくゝはなかつたのであるが、彼が開城の地理を察して都城の基を定めた、その日は恰も天氣がどんより曇つて居たので遠望が利かなかつた。處がその後晴天の時には遙か巽たつの方に當つて漢陽（京城）の三角山が恰かも賊の如く開城を窺つて居るのであつた。（この三角山は以前は立派な山形をなして居たが高麗時代に落雷があつて、之を崩し削り、今見るが如き三つの角を並べた如き形となつたのであると云はれて居る。）この窺峰を發見した松都民は始めて國都の運勢が日に衰へ行くを了解したのである。即ち道説の發見しなかつたこの窺峰が、常に開城の虛を窺つて居るが爲めに松都の運勢は消衰するのであると。

そこで考へ出されたのが先づこの窺峰を防ぐ方法である、即ち常明燈一個を巨岩の上に置き、鐵製の犬十二個を鑄造して、それ等を都城の東南陽（巽の方）に列し、以て遠く三角山を厭勝したのである。蓋し窺峰は風水より見て恰かも賊が人の虛を窺つてその生命財産を奪はんとするが如きものであるから、三角窺峰を防ぐには恰かも賊を警戒するに必要な犬と燈とを以て之を厭勝したのである。現在青郊面徳岩里の燈擎岩（燈をかゞけた岩）及び、松都面と青郊面との界をなす烏川に架せる善竹橋





開城の坐犬橋

の南方にある坐犬橋は何れも三角窺峯を厭勝した燈と犬との名残を留めるものであると云はれて居る。

この坐犬橋に就て一説には、これを前項に於て述べた、満月宮鎮護の爲めに五獸不動の風水厭勝に用ゐた石犬を置いた處であると云つて居る。即ち満月臺（延慶宮基）は老鼠田に下るの形であるから、道説がその基を定むる時、石猫を造つて宮の前山に具へ、又石犬を子男山下に造り据へ、石虎を蘿蔔山下に置き、相を以て勝を壓した。坐犬里、虎井洞等の名は皆其時に稱せられた所であると。（開城郡面誌）

#### 四周山の所應

満月臺の南方に龍首山、進鳳山の二山がある。これは何れも満月明堂に對して案山となつて居るのであるが、この進鳳はその形、風水玉女粧臺形をなし、龍

首は筆の形をして居る爲めに、その影響松都に及び二つの現象を惹起したと云はれて居る。その一つは案山の進鳳が玉女粧臺形であるが爲めに高麗の諸王累世中國公主（支那の帝王の娘）の婿となるの榮譽を負つたのである。（然しながら事實は之あるが爲めに閨權の厭抑を忍ばなければならなかつたのである）。龍首が筆山をなすが故に松都人は多く中國の科擧（試験）に甲第（優秀の成績で及第）することが出来たのである。然しながら松都の局をなす青龍白虎に就て云へば白虎の山その勢強く、青龍の山その勢弱さが故にその所應として國に名相なく屢々武臣の亂を繰返し經驗しなければならなかつたのであると。（八城誌）

#### 五 風水の影響

風水に依つてつくられ、風水に依つて生活した開城には少なからぬ風水的影响に依つてあらはれたものがある。次にその代表的なものに就て述べるであらう。

##### (イ) 高樓の禁

忠烈王の時觀候署が上言して曰く、道説密記に依れば多山を陽となし高樓を陽となす（而して平屋を陰となす）我國は多山であるから若し高屋を作れば必ず衰滅するであらうと、故に太祖以來上宮闕より下民家に至るまで悉く高屋の造營を禁じて居たのである。然るに聞く處に依るに造成都監が上國



(支那の宮闕)の規模に倣つて層樓高屋を作らむとするの事であるが、是則ち道説の言に悖り太祖の遺志に遵はざるものである。若し之を敢てすれば不測の灾禍があるに相違ない、忠烈その言を納る。と高麗史に傳へて居るが、之に依つて見れば高麗の國都ではその初めから風水の効果に鑑みて家屋の高さに制限を加へ、決して高層の建築をしなかつたものと推知せられる。

(ロ) 衣服器具の定色

恭愍王の時(一三六八)、司天監が上書して曰く、玉龍記には、我國の地勢白頭に始まり智異に終る水根木幹の地であるから黒を父母とし青を身と爲すの地徳である。若し風俗地徳に順ずれば則ち昌へ、逆すれば則ち灾ありと云つて居る、この風俗と云ふのは上は君王より、下臣民に至るまでの衣服樂調禮器等のことであるから、今より文武百官黒衣青笠、僧服は黒巾大冠、女服は黒羅とすべく、又諸山に松を栽えて繁茂せしめ、凡ての器具悉く土風に順ずるやうにしたいものであると。この上言は王の納るゝ處となつた。(高麗史)

(ハ) 尙藥局を毀つ

高宗二年(一二一五)時の權相崔忠獻は擅まゝに風水の故を以て尙藥局を破毀したその理由はかうである、この尙藥局、即ち王に上る藥草を調劑する所は宮闕の西にあり、常に杵を以て藥を搗いて居るの

で、この杵で搗く爲めに山西の旺盛なる地氣を損すると云ふのである。忠獻の居宅が山西にあるのでその旺氣を損耗されては自家の運命に重大な致命傷を蒙むると考へて遂に藥局の破毀を敢てしたものであらう。(高麗史)

(ニ) 溝を鑿つて厭勝

恭愍王十五年(一三六六)鷹揚年の上護軍たる武將金元命は時の怪僧辛屯に黨かみして竊かに政權の掌握を目録んで居たが、朝に居る臺諫の文臣がその奸を發かんことが恐ろしくて計畫を順調に進めることが出来ない。そこで風水術家に聞き、溝を市の北街に鑿ち以て朝廷を壓せむとした。それは術家の言『經』市鑿溝。武盛文衰。』を用ゐてしたことである。(高麗史)

(ホ) 秘記の利用

高麗の國は風水に依つて興り、その國都は風水に依つて定められたが、その風水を驅使したものは道説であつた。だから高麗朝ではこの道説を神の如く尊崇し、何事をなすにも道説の手に成れると稱する秘記、密記を金科玉條と信じて、之に據つて事を決する程であつた。太祖が既に大の道説信奉者であつた爲めでもあらうが、道説記に云云とあるとその記事を引用した臣下の上書は一も二もなく時の王に納れられると云ふ勢であつた。従つて之を利用して自分の意見なり主張なりを貫かんとするの







## 第五章 都邑の風水

## 第一節 都邑と鎮山

人の集團せる地域に就てその風水的影響を考ふるものを都邑風水となす(第一章第二節参照)。この都邑には州、府、郡、里、洞の名に依つてそれぞれ規模の大小はあるが、それが何れも集團陽基である以上、いざ取扱の便宜からして之等を纏めて都邑と見做し、以てその風水の考察を下すこととする。

この集團的陽基は個人的陽基に對してのものであるから、一個の家居即ち個人的陽基とは異なる點があるやうに考へられるが、之をその規模上より見て個人的陽基が大なるものである場合には優に集團的陽基に匹敵するものがあり、又その風水の見地から之を云へば集團陽基も個人陽基も全くその趣を一にするものであるから集團陽基と個人陽基とを區別して論ずる必要毫も存せざる譯であるが、集團陽基は個人陽基とは異なり一人又は一族姓の住地でなく二人、二姓以上の群居地であるから、個人陽基よりもその移動が困難であり、譬へ移動が可能にしても他に新しき住地を選定することが、個人陽基の如く一人の意見を以てすることが出來ず、二人以上の協議を必要とする處から容易でないの

である。従つて若し一部落の風水的效果が不吉となつても直ちに之を他に遷すことが出來ないので、こゝに風水上個人陽基には見受けることの出來ないものが附隨するのである。それは裨補であつて、移動の容易ならざる缺を補ふが爲めに、その地の地氣の欠陥を或る人爲的施設に依つて満すことである。

然しながら個人的陽基でも、その家族員數が増殖して、之を他に移すことが容易ならざるに至れば、新らしき吉地を選ぶよりも裨補を以て舊地の地氣を補益せむとするものもあるから、裨補風水はあながち、集團陽基に專屬するものとも云へない。けれどもこの家族員の増殖に依つて他に移居することが困難になつたと云ふことは、之を姓別の上から見ると一族一家であつてもその生活状態からすれば純然たる人衆の集團部落であるあら、この部落は既に個人陽基の域を脱して集團陽基に變化したものである、従つて集團陽基に附屬する裨補が使用されるものに外ならない。

さて朝鮮の集團陽基を風水的に觀て最初に注意せられることはその大部分が山を後ろにした平地にその基を卜して居ることである。この後山を鎮山と稱して居る。この鎮山はその陽基を鎮護する山の意であることは勿論であるが、陽基を卜するに當り必ず山を以てその鎮護とすると云ふことは風水上極めて興味あることである。



この鎮山は、神は上方に居ますと云ふ觀念から、神は山上に居ますとなり、この神に依つて生活の安居を保護して貰ふと云ふ、部落保護神の鎮座する山となす觀念に依つて名づけられたものであらう。だからこの鎮山のなき海邊、平野の部落、又はこの鎮山から遠く隔つた所の部落では一本の老樹を以て神木となし、この神木に依つて天神の加護を享けんとして居るのである。然しながら一本の大樹を神木となし、之に依つて天神を招かんとするの觀念は神の認識と云ふ點からも、又神の安居期間の長短と云ふ點からも、山と比較して極めて抽象的であり瞬間的であるから、神の加護を受けんとする念の強ければ強き程、山を求めるのが自然であらう。蓋し山は溪谷あり幽藪あり森林あり、何者か神性の實在を想像するに、晴れ渡る天空に神の存在を信ずるよりも極めて容易であり、大樹は如何に大樹なればとて、天神がいつも其處に宿るとは信じにくい。然るに山は之に反し神の常住の聖域として仰がれるに最も適當なものである。従つて神の保護に依つて生活の安らかさを希ふ人々にとつては山を後ろにした土地をその住居の基地として選定するには少しも無理がないのである。

由來朝鮮の集團陽基は、それが州にせよ、府にせよ、郡にせよ、苟しくも都邑であるものは殆んどその總てがこの鎮山を有し、この鎮山の下に群居して安らかな生活を送つて居たのである。この事は「東國輿地勝覽」の「山川條」を見る時思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。

この鎮山を求めて邑を定め、鎮山の下に集團陽基をなした朝鮮の都邑は、後來の風水説と交渉をなすに極めて好都合なものであつた。風水説より見れば、朝鮮の都邑は悉く風水説に依つて卜定されたものとなすことが出来る。従つて風水説が人々の信仰を得るに至るや都邑風水は直ちに朝鮮の各都邑に依つて採用されたと想像するに難くないであらう。如何となれば風水の主眼とするところは生氣の流れ来る地を求むるにあり、その生氣の流れは山脈に依つてある。この山脈を來龍と云ふ。従つて風水的に吉地たるにはこの來龍の山ある處でなければならぬのである。この來龍はこれを朝鮮の都邑に就て云へば全くその鎮山に相當する。嘗ては都邑を保護する山神の鎮座する山が、都邑の住民をして幸福な盛榮を來さしむべき生氣の由つて來る來龍であると教へられるに至れば、念を入れて行つた祭祀が空だのみに終りし經驗もある山神の鎮座する山として鎮山を尊崇するよりも、陽陰五行の深き哲學的根據を有し、人生の吉凶は全く生氣を享くるの厚薄にありと、理論的體系を具へる風水説に依つて生氣を齎らす來龍、成局の玄武として、この後山を目指すのが、都邑の幸福を確實に約束するやうに信ぜられるであらう。

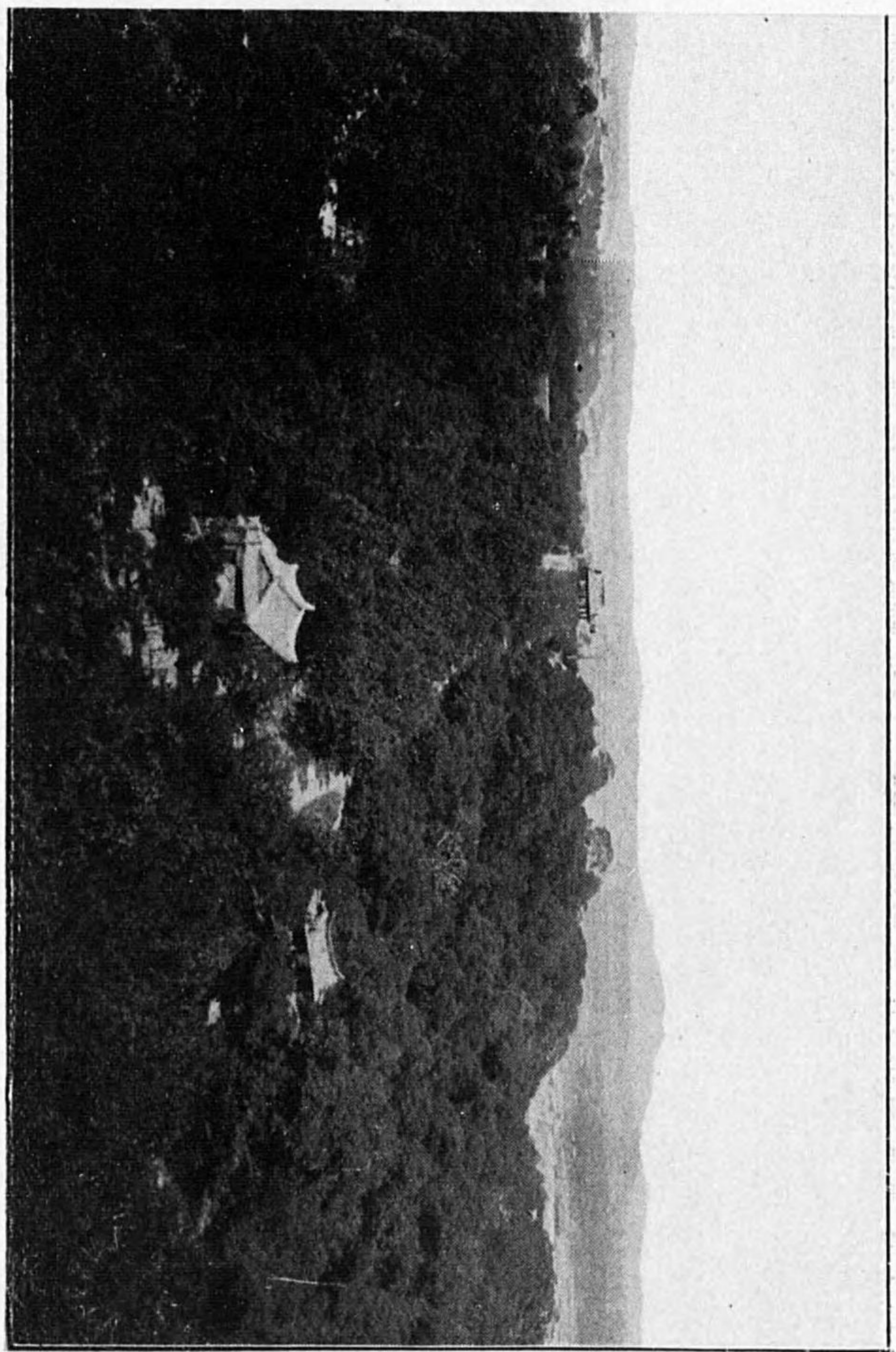
朝鮮各都邑の後ろに聳ゆる鎮山がそのかみは山神の居ます聖山として考へられ、その後都邑風水の來龍として重視せらるゝに至つたことは、朝鮮民間信仰意識がその尊崇對象として天神より地氣への



變遷となり、神力に依りて幸福を齎らさむとする幼稚な原始的な考へより、生氣に依つて繁榮を效さむとする理論的人爲的な考へ方に變化したことを物語るものであつて、朝鮮都邑の後に黙々として立つ山は、この意味に於て朝鮮民間信仰が鬼神信仰から風水信仰へと、その歩を進めたことを示すものであり、神力信賴が地力信賴に遷り行つた事を語るものとして看過すべからざる存在である。

## 第二節 都邑の類形

朝鮮の集團陽基たる都邑が風水信仰の上から最も重要視せられて居るものは、藏風得水と云ふ風水の本原的なもの或は青龍白虎朱雀玄武四砂朝案等の形勢如何に依つて生氣の貯積を論ずると云ふよりも、その基地の形が何に類するか、その形状如何に依つて吉凶を云爲すると云ふ風水上寧ろ皮層に屬する類形觀である。四砂朝案と生氣の關係乃至藏風得水と生氣旺盛の關係などは本來風水説の上に於てこそ重要なものであるが、それは理論的であり抽象的であつて、風水の理論に通ずる有識者間のみ價值あるものとされても、風水の理論に精通し得ない者にはその了解が困難であると同時に信仰せられることも容易でない。風水の理論に精通すると云ふことは萬人の能くするところではなく、一般の信仰するものは抽象的な理論でなくて具體的な形相に他ならない。従つて都邑風水が一般民庶の信仰



平壤城址